

收繭量累年表

種別	種別			
	八年	九年	十年	十一年
縣別	價數	價數	價數	價數
	額(圓)	額(圓)	額(圓)	額(圓)
宮城	一,四八二,三三七	一,四八二,三三七	一,四八二,三三七	一,四八二,三三七
福島	三,三二八,九七九	三,三二八,九七九	三,三二八,九七九	三,三二八,九七九
岩手	九,九七三,四三三	九,九七三,四三三	九,九七三,四三三	九,九七三,四三三
青森	七,九六四,三三三	七,九六四,三三三	七,九六四,三三三	七,九六四,三三三
山形	一,八三二,一四九	一,八三二,一四九	一,八三二,一四九	一,八三二,一四九
秋田	三,〇五九,九八八	三,〇五九,九八八	三,〇五九,九八八	三,〇五九,九八八
全國計	三〇,九七三,〇〇〇	三〇,九七三,〇〇〇	三〇,九七三,〇〇〇	三〇,九七三,〇〇〇

種別	種別	
	白絲	黃絲
縣別	數量(貫)	數量(貫)
	價格(圓)	價格(圓)
宮城	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
福島	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
岩手	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
青森	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
山形	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
秋田	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
全國計	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇

種別	種別	
	製絲	製玉
縣別	數量(貫)	數量(貫)
	價格(圓)	價格(圓)
宮城	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
福島	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
岩手	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
青森	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
山形	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
秋田	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
全國計	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇

規模別製絲場數 (昭和十一年)

製絲釜數 (昭和十一年)

種別	種別	
	總數	製絲
縣別	數量	數量
	價格(圓)	價格(圓)
宮城	一,〇〇〇	一,〇〇〇
福島	二,〇〇〇	二,〇〇〇
岩手	三,〇〇〇	三,〇〇〇
青森	四,〇〇〇	四,〇〇〇
山形	五,〇〇〇	五,〇〇〇
秋田	六,〇〇〇	六,〇〇〇
全國計	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇

種別	種別	
	總數	製玉
縣別	數量	數量
	價格(圓)	價格(圓)
宮城	一,〇〇〇	一,〇〇〇
福島	二,〇〇〇	二,〇〇〇
岩手	三,〇〇〇	三,〇〇〇
青森	四,〇〇〇	四,〇〇〇
山形	五,〇〇〇	五,〇〇〇
秋田	六,〇〇〇	六,〇〇〇
全國計	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇

畜産業

畜産經濟の調査

農林省では本年度畜産關係施設の豫算を以つて畜産部内の生産力を推し進めて、わが國農業經營の改善發達に寄與することになつたが注目すべき點は從來なすべくしてなし得なかつた畜産調査を行ふことである。これは有畜農業獎勵費を割いて行ふものであるが、この調査は單なる家畜飼育の收支調査に終るものでなく最も基本的な家畜飼育の飼養最大頭數の限界を調査せんとするもので飼料の生産能力、我が國農家の飼育努力及農業經營上必要とする畜力依存の最大限界その他各般の生産條件を考慮して牛、馬、豚、綿羊、山羊、家禽類等家畜、家禽全體に互り最大限何頭を飼育し得るかを具體的に見出さんとするもので本年十二年度より向ふ十ヶ年計畫で完成の豫定である。

然してこの基本調査によつて畜産物の生産價額増進に見透しを與へることになるが、現在に於ける畜産物生産價格は總額一億八千六十六萬圓程度であつて、農林、水産物の生産價額總數に對すると僅かに五・八七%に過ぎず大正十四年以降昭和五年までの八ヶ年間平均を一〇〇とすれば一三九・七(八年)の指數となり、その増加率は約四割に近く異常の進歩の跡が認められる、次に畜産物を各個別にして生産價額指數の増大振りを比較して見ると左の如くである。

畜産別	大正十四年指數	昭和八年指數
牛	九七〇	一三三九
馬	九三二	一〇九一
豚	一五〇	一三六六
綿羊	一〇〇	一五七
山羊	一〇〇	一四〇
鶏	一〇〇	一四六
鴨	一〇〇	一三六
鵝	一〇〇	一三六
家畜生産物	一〇〇	一三六
蜜	一〇〇	一三六
蜂	一〇〇	一三六
屠殺	一〇〇	一三六
雞蛋	一〇〇	一三六
其他	一〇〇	一三六

農林省發表に依る昭和十一年現在の全國牛の飼養戸數は前年に比して五三、五五、六(四分)を増加して總數一、三七八、〇二七戸、飼養頭數は八六、四七七(五分一厘)を増加して一、七七〇、九三八頭に達してゐる。而してこの内譯を見るに飼養頭數別によれば一頭を飼養するもの一、一五四、五六八戸(八割三分八厘)、二頭飼養するもの一、六五、五六八戸(割二分)、三頭又は四頭を飼養するもの四、五、二六七戸(三分三厘)五頭以上飼養するもの一、二、八一七戸(九厘)又これを滿二年以上、同一年以上別に別れば滿二年以上、二、五六、一一七頭(七割九厘)、滿一年以上滿二年未滿二七八、八六七頭(割五分八厘)、滿一年未滿二七五、九五四頭(割三分三厘)となつてゐる。

その大部分が耕作用牛で畜産界の王座を占むる牛も耕作以前の搾乳その他の方面にては

牛の飼育 生産狀況

極めて不振である、なほ同年内に於ける生産及斃死頭數を挙げれば次の通りである。

總數	一、七六、〇二七頭
前年比	五三、五五(四分増)
青森	七、九四〇
岩手	一〇、〇五五
宮城	七、四四七
秋田	三、〇八七
山形	一五、〇八八
福島	八、一六六

馬政第二次計畫は第一次計畫を承繼するものであつて産業上の基礎に立脚し馬産經濟の實情に即して適切な保護獎勵を行ひ、馬産經營の安定を圖り馬の資源を擴大充實せんとするものである。

第一次計畫といひ、第二次計畫といひ、有能馬、特に有能乗、挽馬の充實を圖ることによつて國防の安全を期すことを目的としてゐるのである。

馬政第二次計畫は昭和十一年度より昭和二十年間に至る十ヶ年を先づ第一期として既に或るものは既に實施されつゝあるがその施設

馬政第二次計畫

事項は次の如くである。

- 一、國有種牝馬の増繁及民間種牝馬の保護
- 二、優良種牝馬の繁殖獎勵
- 三、馬の登錄の實施
- 四、馬の育成調教の指導獎勵
- 五、馬利用の獎勵
- 六、牧野の改良整備及飼料増産の獎勵
- 七、馬の衛生施設の擴充
- 八、競馬の統制改善
- 九、乗馬の指導獎勵
- 十、軍用適格馬の薦奨
- 十一、馬の保險事業の助成
- 十二、馬に關する團體の指導及助成
- 十三、馬に關する試験の實施
- 十四、其他の改良増殖等に必要なる事項

之等施設事項が馬産地東北に如何に實施されてゐるか、その目ぼしいものを挙げるならば、先づ昭和十二年東北關係の馬政第二次計畫實施豫算は百一十一萬六千圓であるがその内譯は馬産資源涵養費の四十八萬一千圓、國有種牝馬増繁費十九萬四千圓、馬の育成調教施設指導獎勵費二十一萬四千圓に次いで馬の生産率増進施設費五萬五千圓、軍用適格馬薦奨並乗馬普及獎勵費四萬六千圓、競馬の指導監督費七萬二千圓等が重なるもので他に馬傳染性流産豫防費五萬三千圓、馬の骨軟化症防止施設費二萬四千圓、有能馬充實施設の獎勵費一萬九千圓等があるが、要するに第一次計畫と同様三十ヶ年の期間に於て内地保

有馬數百五十萬頭、種牝馬要數六千頭を目標に置き馬匹種類の統一を圖り縣種別産馬の改良と性能の向上、種馬の地方別生産統制を圖るべく豫算編成が行はれてゐる。よつて産業との調節によつて馬産經濟の實態に即して第二項計畫が進行するならば東北地方の馬政に多大の期待をかけ得るものといへよう。

次に馬の改良方針に基く地域的縣種別産馬方針は中東北關係分を列挙すると左の如くであるが、この方針は馬政局に於て地方産馬に及ぼす經濟的變動を顧慮し、運用に當つては急激な方針の變更を避けるべく地方の實情に即して漸次有能馬の造成を期するものである。

- ▽青森縣
 - 八戸市、三戸郡(八戸組合)▼役馬、輕乘馬、同三戸郡(五戸組合)上北郡(三本木組合及び七戸組合外大深内村)▼役馬、乘馬上北郡(七戸組合、但し大深内村を除く)
 - ▼挽馬、同三戸郡(三戸組合)上北郡(野邊地組合)東津輕郡(平内組合)▼挽馬、青森市、弘前市、津輕五郡(東郷、西郷、北郡、中郡、南郡)▼小格挽馬、下北郡▼小格挽馬
- ▽岩手縣
 - 岩手郡(玉山、釜川、西山、濹民、川口、卷堀、御堂、田頭、松尾各村)九戸郡(輕米町、葛卷村)▼重乘馬、盛岡市、岩手郡(玉山、釜川、西山、濹民、川口、卷堀、

松尾、田頭、御堂各村を除く、九戸郡(輕米町、葛卷村を除く)上閉伊郡、二戸郡、挽馬、下閉伊郡、紫波郡、挽馬、神貫郡、挽馬、陰澤郡、江刺郡、和賀郡、小格挽馬、氣仙郡、東磐井郡、小格挽馬

△福島種馬所 福島縣西白河郡西郷村
△秋田種馬所 秋田縣仙北郡神宮寺町
東北地方種馬場所在地
△青森縣種馬場 青森縣上北七戸町
△岩手縣種馬場 岩手縣岩手郡釜川村

△岩手縣種畜場瀧澤分場 岩手縣岩手郡瀧澤村
△宮城縣加美種畜場 宮城縣加美郡色麻村
△秋田縣種畜場 秋田縣川邊郡川添村
△山形縣最上種畜場 山形縣最上郡新庄町
△福島縣種畜場 福島縣安達郡高川村

△東北地方種馬牧場、種馬育成所及種馬所々所在地
△奥羽種馬牧場 青森縣上北郡七戸町
△種馬育成所 岩手縣岩手郡瀧澤村
△青森種馬所 青森縣上北郡野邊地町
△岩手種馬所 岩手縣岩手郡釜川村
△宮城種馬所 宮城縣玉造郡西大崎村

緬羊の増殖計畫

農林五大國策の一たる緬羊増殖計畫は十ヶ年計畫の下に總額二千四百萬圓を以つて一ヶ年約三百萬圓を増殖目標に計畫されたが本年度は先づ百二十萬圓を増殖することになつてゐる。
我が國の羊毛工業が綿工業或は新興工業たる人絹工業に比して相當永い歴史を有しながら發達不振を極めてゐたことは國內に羊毛の生産されなかつたことが大なる原因とせねばならない。即ち緬羊の飼育が實に微々たるものでその結果原毛の大部分は輸入に俟つよりほかなかつた。それが近年に到つて養蠶農業の副産物たる蠶沙が緬羊の飼料に最適なることが判明されるに及んで農村に於ける緬羊飼養が著しく増加したのである。更にそれが農村振興の多角的農家經營と結びついて當局の普及奨励となつたことは羊毛工業の將來をも約束されるものといへよう。
農林省の調査に依ると我國の約二百萬戸の

養蠶農家で一ヶ年に生産される蠶沙は約七億萬圓でこれを緬羊飼料に利用すれば緬羊飼育には殆んど飼料費を要せず、而も再生産される羊肥は一頭年二、三貫に達し、これを桑園に施せば收葉量が増加し土質を改善する効果を得られる。又緬羊一頭一日分の飼料は七百匁の蠶沙にて足りるので全蠶沙量を以つてすれば實に緬羊二百七十一萬七千頭を飼育し得るもので緬羊飼料自給と養蠶業の補強工作との結合によつて養蠶農家に緬羊を飼育することによつて一舉兩得の利益を招來するものである。これに野菜、大小豆莢、甘藷蔓、蔬菜屑等の廢物(全國で約八十萬匁)を利用すれば新に飼料を求めずして内地のみにも一ヶ年に約三百萬頭の緬羊飼育が可能となる譯である。以上の計算を基礎として蠶沙利用による東北六縣の緬羊飼育可能頭数は次の如くである。
飼育決定頭數
青森 二、五五五
宮城 四九、七六六
岩手 二九、六四五
秋田 一八、三二一

兔毛皮の輸出

最近數年間に於ける我が國輸出兔毛皮の躍進は目覚ましいものがあり昨年度の各種毛皮類の輸出總額の約三分の一を占め兔毛皮黄金時代を現出するに至つた。

本年度も既に輸出期に入つたが輸出兔毛皮に對する關係筋の觀測は依然として上乗り、仕向地は大部分米國であるが、昨年冬から今春にかけての輸出額は約三百五十萬枚の多きに達し全國生産額の約四割を送り出してゐるまづ昨年度兔毛皮の輸出先を見るならば次く如くである。

Table with columns for country/region and quantity. Includes entries for 山形, 福島, 米國, 加奈, 支那, 濠洲, 新西, 其他計.

畜産業

狸、鼬飼育の狀況

狸、鼬飼育の狀況

「毛皮時代」が單なる流行から防裏具として流行を兼ねた實用時代に入り需要は著しく増加を見るに至り毛皮獸の飼育は近年とみに普及されつゝある、これまでの種々なる調査によつて毛皮獸飼育が堅實なる農家副業である

其後氣候の變化が激しく降雨で斃死したものが相當數に上つた爲に現在産地側では昨年よりも約三割減の四百萬枚前後の減産と見込んでゐる。従つて値段もよく現在輸出兔毛皮相場に大飛一圓八十錢、飛一圓五十錢見當の約三割の高値である。この情勢に押されて本年度軍部納入の豫言數量は困難視される程輸出兔毛皮は海外市場に於て、獨占の人氣を博してゐる。
これは問屋筋の思惑もあるが主としてアメリカの景氣が幾分恢復し來つゝあるに歸因し今後益々好調を續けるものと見られる。
我が國産兔は主に飼育のアンゴラ兔で氣候風土が適してゐる結果、外國産に比して品質が斷然優秀なので最近紐育邊りでは日本兔毛皮は世界一の折紙をつけられ歐洲産のものを完全に壓倒するに至つたので生産過剩を來すが如き心配は當分無きものと觀られる故對外信用上より産地の統制を圖り増産奨励をすべきである。
「毛皮時代」が單なる流行から防裏具として流行を兼ねた實用時代に入り需要は著しく増加を見るに至り毛皮獸の飼育は近年とみに普及されつゝある、これまでの種々なる調査によつて毛皮獸飼育が堅實なる農家副業である

養殖所の設置はその普及獎勵に拍車をかけるものといへよう。農林省が各府縣の飼育者に就いて調査したその收支状況を見ると次の如くである。

養殖の場合

- 〔資本額〕 二〇四圓
〔内訳〕 種歌一番購入費 一六〇圓
養殖設備費 四四圓
〔収入〕 一五〇圓 年六枚生産として一枚につき二五圓
〔支出〕 一〇九圓四八錢 飼料管理費を含み
(内訳) 五〇圓八〇錢 四〇圓 種歌減價額、四ヶ年使用と見込む
四四圓四〇錢 設備減價額十ヶ年使用と見込む
一四圓二八錢 資本利子、年七分として計算
〔差引利益〕 四〇圓五二錢
養殖の場合
〔資本額〕 二七圓
〔収入〕 二七圓 毛皮賣却代。年六枚生産として一枚四圓五〇錢
〔支出〕 二四圓二七錢 飼料費、一當當り一日一錢

〔差引利益〕

二圓 種歌減價額、五ヶ年使用と見込む
二〇錢 設備減價額、五ヶ年使用と見込む
七七錢 資本利子、年七分
これは副業として飼育してあるものに就いての調査であるが、今後飼育熱が普及されるれば純益はなほ向上し得ることが出来る。毛皮の需要の大部分は殆んど海外輸出が主であつて、その全部が野生の毛皮で濫獲から生産額が減少しつゝあることと毛皮獸養殖事業の將來は大いに期待される。昭和十年の輸出數量を見るに、狸一萬枚(價格二十二萬圓) 鼬五十五萬枚(價格二百六十四萬圓)といふ巨額に上つてゐるが狸は年々捕獲額が減少してゐる際とて養殖に俟たねば需要に應じ得ない状態であるから農林省の飼育獎勵となつたのである。
本年一月十三日公布された國立毛皮獸養殖所に關する種毛獸拂下規則は次の通りである
種毛獸拂下規則
第一條 本則に於て種毛皮獸と稱するは種鼬及種狸をいふ。
第二條 種毛皮獸は道府縣から農會、産業組合その他毛皮獸養殖所長の適當と認むる法人若しくは團體より願出ありたる場合その拂下げを爲すものとす。
毛皮獸所長必要と認むる時は前項の規定の

ほか種毛皮獸拂下げを爲すことを得
第三條 種毛皮獸の拂下げを受けんとするものは毎年四月一日より七月三十日まで種類性別及頭數を記載したる拂下願書を毛皮獸所長に提出すべし。
第四條 前條の願出ありたる時は毛皮獸所長は左の各項の事項を定めこれを出願人に通知すべし。
一、拂下すべき種毛皮獸の種類及性、生年月日及頭數
二、拂下げ價格及代金納付期限
三、引渡し期限及場所
四、拂下げを受ける否や申し出るべき期限、出願人は前項の第四項の期限までに拂下げを受くべき旨申出ざる時はその出願に應ぜざるものとす
毛皮獸所長に於て必要と認むる時は何日にても拂下げの引渡し期間又は場所を變更することを得
第五條 拂下げを受くべき種毛皮獸の引渡しを受けんとする時は毛皮獸養殖所長に代金納付の證書を提出すべし、拂受人は前項の證書を提出せざる場合と雖も毛皮獸養殖所長に於て代金を納付したるものと確認したる時は毛皮獸の引渡しを受けることを得、拂受人種毛皮獸を受けとりたる時は領收書を差出すべし
第六條 拂受人にして期限までに代金を納付せず或は引渡しの期限經過後一週間に種毛皮獸の引取りを爲さざる時は拂下げはその効力を失ふ、前項の場合には凡て納付し

たる代金はこれを返還せず、但し毛皮獸養殖所長に於て正當の事由ありと認める時は代金を返還すべき旨拂受人に通知すべし
第七條 已むを得ざる事由により種毛皮獸の拂渡しを爲すこと能はざるに立到つた際は毛皮獸養殖所長はその事由及代金を返還すべき旨拂受人に通知すべし、前項の場合に於て拂受人は損害の賠償を請求することを不得ず。
第八條 代金返還の請求は引渡し期限後一年を経過したるときはこれを爲すことを不得ず
第九條 拂受人は引渡しを受けたる後毛皮獸の瑕疵を事由として拂下げの取消し、代物の交付、代金の減額又は損害賠償を請求することを不得ず。

第十條 毛皮獸養殖所が拂受人の請求により種毛皮獸を運送取扱人又は運送人に引渡すときはその引渡しの時に於て引渡しを了したるものとす。
第十一條 拂受人は拂受後三年間毎年十二月三十一日までその年に於ける飼育繁殖及處分の成績を毛皮獸養殖所長に届出づべし
附則 本令は公布の日より之を施若す。
家畜保險組合設立狀況 昭和十年
縣/種別/可立認可/可立認可/設立認可アリタル保/設立認可アリタル保/設立認可アリタル保/設立認可アリタル保
宮城 六

Table with columns for county (宮城, 秋田, 山形, 青森, 岩手, 福島) and insurance details including head count and amounts.

Main table with columns for county (秋田, 山形, 青森, 岩手, 福島, 宮城), head count (頭數), and insurance amounts (家畜保險, 事業成績, 年度末現在).

林野放牧地放牧頭數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總面積(町)	5,439	2,455	1,647	3,474	3,011	1,117	17,143	8,617
放牧頭數	4,575	1,456	1,544	3,474	3,011	1,117	17,143	8,617
其他	4,575	1,456	1,544	3,474	3,011	1,117	17,143	8,617

牛飼養戸數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

牛飼養頭數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

牛屠殺頭數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

搾乳場數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

乳製品生産額

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
煉乳	100	100	100	100	100	100	600	10,000
粉乳	100	100	100	100	100	100	600	10,000
其他	100	100	100	100	100	100	600	10,000

製造場數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

馬飼養戸數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

馬飼養頭數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

馬屠殺頭數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

豚飼養戸數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

豚屠殺頭數

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	100,000

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

綿羊飼養戶數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

羊毛生產額

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

山羊飼養戶數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

鷺飼養戶數並產卵額 (昭和十一年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

綿羊飼養頭數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

青森

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

家兔飼養戶數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

兔肉並兔毛皮生產額 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

鷄飼養戶數並產卵額 (昭和十一年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

蜜蜂飼養戶數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

蜜蜂飼養箱數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

畜產業

蜜蜂及蜜蠟生產額 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

肉製品生產高並製造場數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

家畜市場數並賣頭數 (昭和十年)

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

市場數

種別 數量 價值
 總計 1,000 10,000
 宮城 500 5,000
 福島 300 3,000
 岩手 100 1,000
 青森 100 1,000
 山形 100 1,000
 秋田 100 1,000
 計 1,000 10,000
 全國計 1,000 10,000

鑛業

鑛物分布状態

竝六縣別事業概況

宮城縣 宮城縣の主要鑛山としては先づ年産額六百萬圓に上り含有金分率に於て日本屈指といはれる本吉郡の大谷金山を挙げねばならない。日本鑛業の經營になるもので同鑛山を中心地帯とする金鑛床は科學的設備と相俟つて今後益々開發を期待されてゐる。なほ金鑛床は亞鉛、鉛も多量に産出しつゝある栗原郡の細倉鑛山一帯に撈つて相當量が存し、更に目下採掘中の慶長金山も將來性のある鑛床を有し産出量を高めてゐる。次に硫黄及び硫化鐵鑛でこれは中央火山々脈を中心として東北に於ける鑛床の分布は廣汎に撈つてゐるが同縣では玉造郡地方荒尾嶽鳴子方面一帯にかなり多量の産出を見つゝある。同縣に於て比較的埋藏量の豊富なのは亞炭で仙臺市近郊を始め伊具、亘理、宮城、志田、栗原と殆んど全縣下に撈つて産出されてゐる。更に刈田郡の湯原鑛山を中心とする地帯には未開發の金銀鑛床があり將來有望視されてゐる。加美郡、刈田郡の石膏鑛も今後一層の開發を望まれてゐる。

福島縣

石城郡の海岸地帯から茨城縣に及ぶ福島縣の磐城炭田は東北地方炭田の王座を占め一ヶ年の出産額は一千數百萬圓に上りその埋藏量は非常に豊富で産出高は逐年増加の傾向を辿つてゐる。同縣下の金鑛床の分布状態を見るに先づ高玉鑛山を中心とする安達縣下一帯の金鑛床である。同鑛山産出の金はその品質に於て全國屈指のもので産金量も年々増加しつゝある。その他北部の信夫、耶麻郡地方、西部の河沼郡赤羽根鑛山を中心とする一帯に有望な金鑛が集結して今後の採掘を一層期待されてゐる。信夫郡沼尻鑛山の硫黄鑛床は我が國でも屈指の産出額があり年々増加を見つゝある。同縣の亞炭は石炭に比し實に微々たるもので相馬郡、双葉郡に於て産出されてゐる。岩手縣 岩手縣は東北に於て秋田縣に次ぐ鑛産縣で重要鑛山のみで十三を擧げることが出来る。同縣で先づ擧ぐべきは内地第一の鐵産出高を有する釜石鑛山で上閉伊地方一帯に撈る豊富な鐵鑛床は今後益々開發を望まれてゐる。更に九戸郡海岸地方から青森縣の三戸上北、下北の各郡に撈る砂鐵の埋藏量は實に豊富で一億萬坪と稱され新しき精鍊法をたづさへて既に日本砂鐵工業會社

及川崎造船鐵板部が久慈地方を中心として砂鐵の工業化に準備を進めてゐるがこれは東北振興會社の資源開發の援助と相俟つて大いに期待されるべきである。更に岩手縣地方では硫黄の産出高に於て全國一と稱されてゐる松尾鑛山はその埋藏量は硫化鐵鑛をも多量に含んで莫大なるものである。なほこれを中心として硫黄鑛床は岩手山西方秋田縣境にまで及んで存在してゐる。同縣の金銅鑛を代表するものに紫波郡の大萱生鑛山があり住友の經營で産金高は他を壓してゐる。續いて和賀郡下の赤石、翁澤、鷲合、網取、卯根倉等が集積して豊富な埋藏量の下に活躍してゐる。その他氣仙郡地方にも有望な金銀鑛床が存在し、九戸郡の滿傳鑛、和賀郡の硫化鐵鑛、石膏鑛等も相當有望視されてゐる。今後、更に未開發鑛物資源の調査採掘によつて岩手縣の鑛業界はいよいよ活況を呈するものと見られる。

青森縣

青森縣に於ける鑛業は近年まで殆んど見るべきものなかつたが、東北振興、資源開發の波に乗つて漸く活潑に動き出し昭和九年頃までは試掘件數僅かに五六十件に過ぎなかつたものが昭和十年には一躍二百件を超え、更に昨十年度は三百件を突破する上昇景氣である。先づ鑛物分布状態を見るに最も著目すべきは東津輕、北津輕、南

津輕各郡一帯に撈る油田である。これは既に東津輕郡の九十九萬坪の油田が日本石油によつて試掘されつゝあるのを始めとして着々開發されてゐるがその發展は多く今後に俟つ有望油田である。更に鐵資源として將來最も有望視されてゐる砂鐵は三戸、上北、下北の三郡にかけて豊富に埋藏されてゐる。新精鍊方法による砂鐵の工業化は大資本の投下によつて發展を約束されるものがある。要するに青森縣の鑛業は油田と砂鐵が主なるもので、豊富な資本と合理的な經營法によつて將來を期待すべき状態にある。

山形縣

山形縣の主要鑛山としては最上郡の永松鑛山を中心とした金、銀、銅鑛床から相當量の産出を見てゐるが更に西村山、東田川の兩縣下にも頗る豊富な資源が埋藏されてゐる。油田は飽海、最上の兩郡に注目すべき資源が存在してゐるが未だその開發に見るべきものは少い。このほか同縣では

秋田縣

秋田縣の鑛物資源は實に豊富である。全國屈指の鑛山地帯で、特に油田は東北地方の代表油田たるのみでなくその産出量も逐年増加して從來本邦第一位を占めてゐた新潟縣の産出額を凌駕して昭和十年の産額は全國の七三・一%に達してゐる。この油田は由利、南秋田、河邊の三郡に跨り日石、日鏡、中野興業、小倉石油等の資本によつて旺んに開發されつゝある。次に金銀銅に於ては有名な小坂、尾去澤を初めとして重要鑛山十二を數へる豪勢さで鹿角郡下の金銀銅の鑛床に小坂、尾去澤、小真木、堀内等が代表してその産出高を誇り、續いて仙北郡に荒川、旭、坊澤の各銅山が中心として活躍し、更に雄勝郡下の豊富な金銅鑛床は吉乃、院内、松岡の諸鑛山

東北の重要鑛山

昭和十一年度末に於ける東北の重要鑛山は金屬山三十七、石炭山六、石油十一、其の他の非金屬山六、計六十一で前年に比し五鑛山を増加してゐる。これは新に重要鑛山となつたもの、準重要鑛山より昇格したもの等あるに依る。鑛山名、所在地、鑛種、鑛業權者は次の如くである。

Table with columns for location (所在地), mineral type (鑛種), and industry name (鑛業). Rows include locations like 岩手縣下閉伊郡田老村, 紫波郡乙部村, 和賀郡湯田村, etc., and minerals like 鐵, 銅, 金, 銀, 鉛, 亜鉛, etc.

Table listing various minerals and their locations in Hebei, including items like 小真木、阿堀、花荒、旭坊、院松、吉乃、永松、三田、半川、高松、赤山、日山、石炭山.

最近の礦物資源開發

仙臺鐵山監督局管内の昨年度の生産額は九千二十九萬圓に上り、各種鐵のうち石油、硫黃、硫化鐵、亜鉛、鉛、石膏、重晶石、砂鐵等の鐵産額は日本一で本年度は悠に一億圓を突

破する盛況を豫想せられてゐるが、更に未開發資源は豊富にあり、これが發展は從來の原始的採鐵法を以つてしては不可能とせられれ科學的採鐵法による以外に發展の萬全を期し難

Table listing various minerals and their locations in Hebei, including items like 小田、大田、小田、大田、小田、大田, etc.

り派遣されてゐる礦物資源調査隊の活動と相俟つてその効果を期待されるものである。一方民間に於ては先づ東北興業會社が礦物資源開發のため東北各地に涉つて鑛區の實地探査をなすつゝあるが殊に青森縣八戸市を中心とし青森縣三戸郡、岩手縣九戸、岩手の兩郡下の各種鑛山で目下試掘中のものは

石油

目ぼしきものを拾つて見れば青森縣上北郡の硫鐵鑛は既に本格的採掘に着手し、東部の日本石油秋田鑛業所の手による九十九萬九千坪の石油資源は試掘に着手することになり近く採油の適否が判明することになつてゐる。

砂鐵

更に一方に於て東北地方は岩手縣九戸郡、青森縣三戸、上北、下北の各郡を中心として一億萬坪を超える豊富な砂鐵鑛區に恵まれてゐるが先づこれが開發は日本砂鐵工業會社によつて着手されようとしてゐる。元來砂鐵は日本特有のもので東北地方はその主産地であるが肝心の精鍊方法が困難であり且不完全なため埋藏量一億トンと稱される砂鐵がそのまま見捨てられてゐる。今回新研究に成功した

日本砂鐵工業會社ではいよいよ大工業化に乗り出し既に主務官廳の諒解を得て着々進行してゐる。同會社では單なる原料採掘に止まらず岩手縣久慈地方に大精鍊所を新設して地元生産に着手することである。又川崎造船鐵廠部に於ても久慈地方の砂鐵に著目しクルツプ式による實驗の結果好成绩を得れば現在十五銀行の名義になつてゐる久慈地方十數萬坪の廣大な砂鐵鑛區を利用して砂鐵精鍊を開始すべく準備を進めてゐる。

なほこの鐵飢饉時代に東北帝大金屬研究所の福島助教授が砂鐵部開始以來、砂鐵精鍊の工業的方法を研究中であつたが、忍苦七年の研究が酬ひられてこの程遂にこの工業化に成功しその研究は鑛業界より多大の注目を惹き東北振興に一つの光明を投げてゐる。よつて東北振興會社では東北諸地方の開發に資すること大なるを認め商工省の補助を得て十萬圓をこの研究費として支出し、仙臺市に新製鐵法實驗の中間試驗場を設立することになつた。

斯くて東北の鑛業界は政府當局の積極的な援助と民間大資本家の投資によつて鑛物資源は次第に開發せられ今後益々活況を呈するであらう。

十一年の鑛産物

數量及び價額

仙臺鐵山監督局の調査に依る管内東北六縣

Table showing mineral production quantities and values for 1920 and 1921, including items like 金、銀、銅、鉛、亜鉛、硫鐵、石油、瓦斯、硫黃.

石膏	一五、四三三	一、七六九
石晶	一、一六三	一、一六三
砂金	二、四四九	一、四〇〇
砂鐵	△七九〇	〇、三六〇

鑛山物價格

昭和十一年	同十年比
銀	△〇、四三三
銅	△〇、一三九
鉛	〇、一〇〇〇
錫	〇、一〇〇〇
鋅	〇、一〇〇〇
亞鉛	〇、一〇〇〇
カドミウム	〇、一〇〇〇
硫化鐵	〇、一〇〇〇
滿鐵(二酸化)	〇、一〇〇〇
同(金屬)	〇、一〇〇〇
亞砒酸	〇、一〇〇〇
石炭	〇、一〇〇〇
亞炭	〇、一〇〇〇
石油(原油)	〇、一〇〇〇
同(瓦斯)	〇、一〇〇〇
硫黃	〇、一〇〇〇
石膏	〇、一〇〇〇
重晶石	〇、一〇〇〇
砂金	〇、一〇〇〇
砂鐵	〇、一〇〇〇
計	〇、一〇〇〇

金の産額と

大製鍊所設立の必要

一般的鑛山景氣、殊に金價格の昂騰に刺戟され、二、三年全國的に金銀鑛山は素晴ら

しい活況を呈しつゝあるが大蔵省發表になる我が國産金額並に政府及日銀産金買入高年別調に依ると産金額は金輸出再禁止後の政府の産金奨励政策によつて内外地を通じ逐年累増し、内地産額は昨年於て金再禁前年たる昭

昭五年	内地産	朝鮮産	計
昭六年	内地産	朝鮮産	計
昭七年	内地産	朝鮮産	計
昭八年	内地産	朝鮮産	計
昭九年	内地産	朝鮮産	計
昭十年	内地産	朝鮮産	計
昭十一年	内地産	朝鮮産	計

昭五年	内地産	朝鮮産	計
昭六年	内地産	朝鮮産	計
昭七年	内地産	朝鮮産	計
昭八年	内地産	朝鮮産	計
昭九年	内地産	朝鮮産	計
昭十年	内地産	朝鮮産	計
昭十一年	内地産	朝鮮産	計

和六年に比し實に七割二分、總産額は昭和十年に於て同六年に比し五割六分の増加となつてゐる。なほ政府及び日銀の買入額もこれに應じ累増し八年以降十年までに於て同期間の新産金の約七割四分を買入れてゐる。

物理學的採鑛法

愈々研究所を設立

時間と努力の點に於て餘りに原始的なボーリングによる地下探査法に代るものとして日本學術振興會が昨年新設した物理學的採鑛法研究の一つは同年岡山、新潟、静岡、宮城の四縣下の鑛山並に關門、トンネルの掘鑿等に電氣地震計等を使用して數度の試験を行った結果非常な成績を収めたので、更にこの研究を擴大強化するため同振興會では二十萬圓を投じて世界最初の物理探鑛研究所を設立することとなり委員長金原信泰氏(元商工省地質調査所長)の下で着々準備を進めてゐるが、同所には電氣探鑛器、ラジオメーター、電氣傾向測定器、電位計、携帯用並に高周波電磁計、發電、發動機、鑛孔器、地震計、重力計、磁力計、各四器のほか携帯用電話器を備へ八名の専門委員を主體として八班の探査班を組織し地下埋藏物の導電性、弾性、磁性を調査するため地下に電流を投じたり或は地下磁力、電力の測定又は人工地震により弾性波を地下に送ることによつて各種金屬鑛、石炭、石油等の鑛床の發見、岩層及斷層の探知をはじめ建物の地下の研究を行ふことになつてゐる。所長には金原氏その下に二十名に及ぶ斯界の權威を網羅した常議員を置きこのうちより八名の研究員を擧げて調査研究を行ふことになつて居り各研究員には觀測、地質調査及び測

退職積立金と

退職手當法制度の實施

軍需インフレーションの波に乗つて各種鑛山界も活況を呈し増産、増資の好調を辿りつゝあるが一方に於てこの當然の結果として襲ひ來る勞働の強化と一度不況時代が來れば忽ち生活不安におびやかされる管内東北六縣の數萬の鑛山勞働者のため仙臺鑛山監督局では昨年來管内約六百の鑛山中五十人以上の勞働者を使役する諸鑛山に就き退職積立金及び退職手當法の適切なる運用を期すべく調査中であつたがいよいよ既に同制度を採用しつゝあ

以下東北地方
第五位 小坂 三、九七、八三三瓦
第十一位 尾去澤 一、二〇、五八六瓦
第十七位 細倉 一、九三、二二瓦
而して前記の如く金銀共にその産額に於て日立が第一位を占めてゐるが、これは東北地方に大規模な製鍊所が殆んどなきため東北地方で産する金銀が多く原鑛のまま日立鑛山の製鍊所に送られる結果である。昨年金價格の値上りに因つて東北地方の金鑛産出額は前年に比し約七割増加したといはれ、この金銀鑛産額の累増に東北振興の輿論も加はつて、最近東北から産出する鑛物はすべて東北に於て製鍊すべきであるとの聲が相當強く叫ばれるに至り既に昭和九年には松川、小真木、同十年には黒森、大萱生、平糠、高玉の各鑛山に於て夫々製鍊所を新設したが、更に大規模の製鍊所新設の必要を強調する聲は漸次高まり一部には東北地方各中小鑛山が協力して大規模の製鍊所を新設すべしとの意見もあり、旁々東北興業會社もいよいよ具體的に事業開發の途に著いた今日製鍊所新設に乗り出すものとの豫想もあり、現在東北の原鑛を大量に製鍊してゐる日立鑛山を經營する日本鑛業に於ても一部に東北振興の強調される折柄その資本によつて大規模の製鍊所を設立すべきであるとの論も行はれてゐるがその成行は東北振興問題と結びついて關係方面より注目されてゐる。

る大資本系統の鑛山二十ヶ所を始め未だ同制度のない七十六鑛山合計九十六鑛山に對し本年から改めて退職積立金及び退職手当法を實施することになり本年四月十五日この旨發表した。なほ同法は本年一月一日に遡及實施されることになつてゐる。兩法の適用鑛山並に使用労働者数は次の如くである。(括弧内は適用月日)

- △青森縣 下北一四九名(十二年一月一日)舟打六〇(同)高森一三七(同)上北六二(二三月十五日)
- △岩手縣 釜石五一〇(一月一日以下同)土畑四八三、鷲合森一九五、網取一二三、大蘆生二五六、赤石三九七、世田米八六、尻根倉三二三、田老八三三、今出山一二八、岩玉一一〇、平藤六〇、松川一一九、六黒見五一(四月一日)金毎八三(三月一日)東邦産金五六(一月一日以下同)松尾二〇九七、岩澤八二、岩手七一
- △宮城縣 細倉一、二七一、湯の原一一〇、大谷四五九、菱長八五、荒雄岳八六(以上一月一日)
- △秋田縣 小坂二、四四一、花岡一、三六五、松岡一一五、尾去澤八一三、小眞木五一三、大葛六三、荒川四六五、吉乃六九一、發盛四七四、雄勝院内一八三、阿仁三四〇、大谷一〇三、堀内五一、高柴七四、小割澤七〇、旭五三、坊澤七七、三方無煙八〇、由利一〇八、旭川一〇〇、八橋一六四、豊川一九七、秋田

製油所三七〇、由利院内九九、雄物川二二二、中野小國一四〇、旭院内一〇七、大日本小國六二、赤倉一二二(以上一月一日)

倉八六九、入山二、九九六、好間一、二〇八、日曹小田八〇二、平二〇四、玉城九六、玉城第三三二五、福島二二〇、勿來九四七、日支勿來二五九、磐崎九六、戸部一一〇、戸部第二七八、戸部第三一〇六、隅田川七三三、五十嵐八九、浪花一八九、金山八九、川渡一〇三、杉山一一九、沼尻四五一、信夫一四五、計九十六鑛山、従業員三萬七千名

尾去澤ダム決潰事件

A 避け得た悲惨事

昭和十一年十一月廿日に惹起した秋田縣尾去澤鑛山ダム決潰による這般の慘狀は、昭和六年の大凶作、七年の三陸大震災、十年の大洪水と災害相踵ぎ、天災地變の襲來に慣熟を余儀なくせられて來た東北の人々といへども思はず、眼を外らざるを得なかつた。

れる天災であり、避け得られた地變であつたのである。こゝに當時の慘狀を顧みるに、ダムの決潰の始まつたのは廿日午前四時廿分頃からであつた。數日來の豪雨のため既に危険を傳へられ午前二時頃同鑛山夜警夫がダムの危険を發見事務所へ急報したので直ちに事務所では勞務係長及び工作係長が出勤、見張人夫、常備人夫を非常招集し、人夫及び請負業者に對しても全員を出動せしめ危険個所の應急作業を續け同二時二十分工作係長より選鑛係長に對し濁水が洩れる個所の修理を求めたが當時堤防は連續的に決潰しつゝあり同三時三十分漏水のためカーバート倉庫に浸水發火し火災を起した。急を聞いて現場に駆けつけた副鑛山長、庶務課次席は應急の措置を採つたのだが、時既に遅く毒泥は一氣に狂瀾怒濤となつ

て低地に押し出されてゐた。この時刻に大決潰を報知するサイレンが鳴らされたが鑛山住民はカーバート倉庫の火災にのみ氣をとられダムの決潰を知らず遂に未曾有の慘事を惹起して了つた。

B 災害狀況

この非常サイレンがもしもダムの危険を發見した午前二時に打鳴らされて了つたなら一瞬にして多數の生命を奪はずに済んだかもしれない。先づ鑛山當局の緊急措置が遅れたことは大いなる手落と云はねばならない。

- 一、罹災戸數 三百十戸
- 一、罹災棟數 百六十九棟
- 一、罹災人口 一千六百三十四名
- 一、罹災生存者 一千二百五十五名
- 一、發見死體 二百八十名
- 一、内他部落出向死亡者 二十七名
- 一、行衛不明者 百二十六名
- 一、内死亡と推定せられる者九十八名、生死不明なる者二十八名

鑛業

い硫化泥の下に無残の死を遂げたのであるが當時の慘狀が如何に酸鼻を極めたかを知るべく本社特派員の手記を次に掲げる

天災地變にくらべてこの慘事は慘害といふよりも「慘狀」の性質に於て心を打つもの遙かに深刻であり、容易に諦め難いものがある。事件の起るや三菱鑛山は直に百萬圓、次いで配當中止の三菱合資より二百廿萬圓を提供しひたすら恐縮陳謝したのであるが事は單なる恐縮によつて納る性質のものではなく、事態惹起の眞因を確かめることによつて今後鑛山界に斯る不祥事を再發せしめざることにあり。畏き邊りでは侍從を御差遣になり、特別の思召を以つて罹災民に對し救恤金を御下賜あらせられた。

C 原因を探る

さてこの慘狀を惹起した原因を調べて見るにダム決潰の端は古く昭和六年ダム築造に發する。築造用材は輕石狀をなした鑛骸でこれに粘土を以つて堤防型に築きあげ、内面は防水粘土を塗りあげた脆弱なもので重量のある硫化泥貯藏の飽和は到底望み難いものである。而も工事に際しては監督官廳の嚴重なる指示を受けて認可されたといふ。従つて調査の結果原因は不可抗力に因る以外當時のダム築造に際しての鑛山當局及監督者の施設工事の不行届と、そもそもコンクリートによらず鑛骸と粘土を以つて十一萬立方メートルといふ巨大な硫化泥を容れるダムを築造した鑛山當局に非があり、寧ろ亂暴にひとしい施設であつた。

依つて各關係當路者は事件を重大視して原因を徹底的に究明し、その責任を明かにすべく各關係官を現地に派して真相調査に當らしめたのである、内務省土木局の調査報告を綜合するとその原因として

一、事前に専門技術的な實地設計を爲さずして作業の繼續をなしたること
二、堰堤は全部不完全極まる土堰堤であり、事前豪雨で屢々小決潰を續けたに拘らず何等の對策を爲さなかつたこと
等の缺陷を暴露してゐるが、事前には専門技術的設計をなさずといふは直接の監督官廳たる仙臺鐵山監督局が當然採るべき指示を爲さなかつたことを明かにするもので、更に同ダムは昭和八年に住友鐵業經營の同じく秋田縣雄勝郡にある吉野鐵山ダムが決潰して若干の事故を起した際吉野鐵山技師によつて「尾去澤のダムも危険」であると三菱に注意を喚起した事實が地元にて問題となつてゐた。昭和十一年に入るや五月と八月に少少つ決潰をはじめ、殊に八月の如きは鐵夫百餘名を動員して一晝夜の應急工事を施し事なきを得たがその際、仙臺鐵山監督局長は直ちに技手二名を急派して事實を調査せしめたにも拘らず、僅か兩三月を出でずして慘事を惹起したことは、何の爲に技手が現場に急派されたか具さに事實調査を行つたか何うかは大いに疑はざるを得ない。事實調査に粗漏と怠慢があつて危険なダムの堤防をも輕々に見逃

し、過般の慘事を惹起する要因となつたとすれば非業の死を遂げた鐵夫やその家族は餘りにも哀れだと云はざるを得ない。

同ダムは昭和十年十一月に商工省より三菱鐵業に警告が發せられて居り三菱に於いてもこれを廢棄して新ダムを建設することになつて居るので決潰は全くダム自體の築造不備に因る缺陷から除々に自然的な進行をした結果で商工省當局に於ては同ダム建設當時監督不行届の點のあつたことは否めない事實として責任の免かれぬことを容認したが、それに八月の小決潰の時、仙臺鐵山監督局の調査に粗漏があつたことを加へて監督當局の大失態といはねばならない。

なほ鐵山當局は堤防の危険を警告され町當局からも注意を受けながら作業を怠り更に決潰の際その危険は早くも十九日(前日)の深更に傳へられ廿日の午前一時過ぎには崩壊しはじめ漸次危険が増大したに拘らず危険區域の住民に警告を發せず毒水の奔流が手に負へなくなつてからサイレンを鳴らし住民の避難を不可能ならしめ應急措置を誤つたことは鐵山當局の重大責任といはねばならない。これは後に刑事上の責任問題となつた。結局、非は鐵山當局にある。

D 結 末

仙臺鐵山監督局では昭和十二年二月十二日次の如く調査の真相を發表し同時に鐵業權者及技術管理者たる三菱鐵業に對し鐵業法並に鐵山當局は嚴重取締るべきである。

田老鐵山鐵毒事件

ラサ工業會社の經營に係り硫化鐵の産出を以つて有名な岩手縣下閉伊郡田老鐵山の長内川上流の製鍊所から流出する鐵毒が七町平方の田老灣と下閉伊郡沿岸三里平方の漁場に流込み水産物を殆んど全滅に瀕せしめた鐵毒問題は各方面の注意を惹くに至つた。
同鐵山は昭和十一年二月初旬より三百萬圓の資本金を以つて事業を開始し硫化鐵を主として其他金、銀、銅等一日約二百五十噸を産出し松尾鐵山に次ぎ従業員二千人を擁する大鐵山である。
問題の長内川流域には二里四方に涉つて鐵區が存在し製鍊所より流出される鐵毒は多分に銅を含んでゐるため河水に溶けて硫化水素硫酸を發生して水中の生物を根こそぎ全滅せしめるに至つた。岩手縣水産技師の調査によると押し流された鐵毒は田老灣河口十數町余に涉つて三寸の堆積層をなし海水と河水の混合する區域は赤灰色の鐵毒含有水と青い海水が混濁して一目で被害の激甚さが想像され、河口附近の海苔、ふのりは灰色と化し臭氣さへ帯び、灣内外三里四方の海流は濁りきつて同沿岸の特産物として有名な鮑は殆んど斃死

鐵業警察規則違反として所轄大館區裁判所檢事及び仙臺局長より告發するに至つた。
客年十一月秋田縣尾去澤鐵山に於て中澤堆積岸止堤防決潰し多數の死傷者を出し其他多大の被害を及ぼしたるは實に遺憾とするところなり、而して本件災害發生の原因は中澤堆積岸止堤防の大部分を喪失したること、災害が夜間に發生したること、その他事情によりて明確にすることは困難なるも各般の事情より判斷するに決潰前數回の漏水ありたるに拘らず鐵山側に於て之を重大視せずその原因の究明不充分にして彌縫的の應急處置を講じたるに止り、而も本鐵泥堆積方法の本旨に悖り送泥したること等を大體に於て主要なる原因と認むべく、而して前記の漏水を生じたるは堤防百尺地内に於て弱點を生じ易き工事をなしたりと思料せらるること、築堤材料が不均一なりし事及排水管に故障を生じ堤防内に軟泥部分を生じたりと思料せらるること等の事實に因るものなるべく尙地震の影響も有りしに非ずやと認めらるる、要之過般の災害はこれ等の事實が綜合して發生するに至りたるものと認む、而して仙臺鐵山監督局に於ては本件災害發生に關し鐵業權者及び技術管理者に鐵業法規違反の廉も有しものと認められぞれ所轄檢事局に告發をなしたり。
この告發は鐵業法違反によるものであるがその適用する條項は第四十四條と第九十七條の

二項で、即ち第四十四條 探掘權者は命令の定むるところに従ひ施業案を「鐵山監督署長」に差出すべし、その後之を變更したるとき亦同じ、探掘權者は施業案に依るに非らざれば探掘を爲すことを得ず
第九十七條 第四十四條(中略)に基きて發する命令の規定に違反したるものは百五十圓以下の罰金に處す

といふのであるがこの鐵業違反は五年前に屬するため時効にかかり、警察規則違反は所轄大館檢事局で取扱ひこゝまた略式命令によつて解決されるが同規則違反罰則は罰金刑であるから百五十圓以下の罰金刑に處せられて済むのである。

一方事件の直接關係者たる吹原鐵山長以下高橋、稻富兩主任等に係る法律上の責任について東京帝大草野博士と地震研究所高橋博士等の専門學者の鑑定書を重大參考として秋田檢事局は取調べを進めその重點を業務上の過失傷害致死に關する點に置き慎重取調べを行つたが、事件發生當時鐵山當局が十分なる決意と警戒とによつて豫防し得るものであつたか何うかは、これを證明し難しとの結論に到達したため、鐵山關係者側には法律的責任なしとして遂に不起訴となり四百の生靈を一瞬にして奪ひ去り目の邊り生地獄を現出した尾去澤ダム決潰事件は二百六十余日を経過して僅かな罰金刑を以つて終末を告げたのである

し、更に長内川に育つた數百萬の鮭の幼魚は鐵毒のため一たまりもなく褐色となつて死滅して押流されて了つた。なほ同海岸の海流は目下は南より北へ流れてゐるが秋に入ると北より南に向つて流れるので鐵毒を多分に含んだ濁水は宮古地方へ進出する虞れもあつて下閉伊郡沿岸一帯の漁民は生活權擁護のため遂に同村田老漁業組合の名で鐵山當局へ「漁場全滅の代償として三十萬圓」の支出を要求したが態よく拒絶されて鐵山當局と漁民との間に不穩なる空氣さへ醸し出すに至り縣當局並に水産會の被害調査となつたが縣當局には鐵山に對する監督權がないため何等積極的對策を講ずる方法なく單に被害事實を突止め、官督官廳たる仙臺鐵山監督局に注意を促すと同時に鐵山當局に賠償金支出を懇請するのみであつて各地に於てしばしば惹起されるこの種鐵毒問題に關し徒らに鐵山行政の不備を痛感せしめるに過ぎなかつた。
而して一方同鐵山の鐵毒防止設備は全く申譯的に過ぎず、四ヶ所に設備されてゐる沈澱池は鐵毒防止設備といふより寧ろ廢物利用の目的から設けられたもので鐵毒は沈澱池より溢れて流出したといふ缺陷を暴露してゐる。更にこの鐵毒問題に關して監督の立場にある仙臺鐵山監督局の鐵政課長の談によると目下ラサ工業に對し報告書を提出するよう命じあるのでそれが来るまで何もいへない、同鐵山では未だ選鐵場が完成しないの

で機械による大量選鑛作業は行はず、手選によつてあるから若し鑛害問題があるとすれば手選場で使用した水の不始末からの結果であると思像される、何れ報告を待つて係員を派遣しその上で然るべく處置する、なほ同鑛山の選鑛場は五月にならなければ完成されず、沈澱池その他の防汚施設もその際に完備される筈であるから今後はかかることはあるまいと思ふ。

先に尾去澤鑛山のダム決潰による鑛毒大惨禍があり其後大小の鑛毒問題が惹起されて居り監督官廳たる鑛山監督局が事を未然に防止

鑛山の監督權問題

尾去澤の毒水慘禍事件以來鑛山行政の不備缺陷を痛感し現行鑛業法の運用を検討してゐた岩手縣警察部では、鑛山監督局の取締は適切なならざるの結論に到着の結果、鑛山監督取締の不備を剔抉した改正案を起草してこれを全國警察部長會議に提出した、全國的問題として論議の口火を切つたが、國家的重要産業の取締を鑛山監督局にのみ頼り過ぎる商工省に對し不備缺陷を指摘するものとしてその成行を注目されてゐる。改正案として警察部長會議に提示された鑛山監督取締案の内容は原則として監督の二重制を唱へ、鑛山監督局は主として産業行政的部門を擔當し、

一、鑛山の保護、二、技術の改良助成、
三、廣義公益の保持、四、鑛毒の防止設備に權限作用を限定して置き、新に地方廳へ監督權を賦與し、保安、衛生、特高事務を擔當させ、採鑛冶金に經驗ある技術家一名を縣に設置し、更に鑛山所在各町役場に鑛山監督補を置いて日常の取締に當らせやうといふのである、この案は一般鑛山業者より絶對的の支持をうけてゐるといふが、從來幾多の不備缺陷を有してゐる鑛業法を是正することは當面の問題として必要であるがこの案を以つて直に妥當なるものとは云ひ得ない。監督の二重制はなほ検討さるべき餘地を有するものである。さて岩手縣警察部によつて剔抉された現行

すべき立場にありながら鑛山選鑛場及び防汚設備の不完全を默認するが如き態度は見逃し得ないところである、結局報告書によつて同局が責任を斷定するのであるが、一部には田老鑛山はラサ鑛業の所有鑛區ではなく他から買鑛してゐるといふは仙臺鑛山監督局が萬全の注意の後許可した鑛區と相違して居り鑛業法違反を敢てしてゐるとすら傳へられてゐる、何れにせよ鑛山當局の責任は免かれず鑛山局に於ても設備に對し嚴重なる監督を行ひ沿岸漁民の生活安定に善處すべきである。

鑛山取締制度の不備とされてゐる點は鑛山業が鑛業法の適用によつて商工省鑛山局の取締權限下にあり、他の如何なる官廳や、社會一般の治安保持に當る警察等も關與出來ぬことに端を發してゐるのである。即ち工場は工場法によつて支配され、更に地方廳に配置されてゐる工場監督官補によつてあらゆる保護制限をうけ二重監督制度の型態を採つてゐるが獨り鑛山に關する限り鑛山監督局の獨占に委ねられ、日常取締は勿論尾去澤事件の如き大惨禍が突發しても地方廳では何等これに對して處置方法を講じられず、警察は死體取片づけ等の雜役を受持つ以外に何等の權限も與へられてゐない、而も日常警察の取締事務に對してさへ一指をも染められず、地方廳内警察部では管下に鑛山が何箇所あり、如何なる衛生設備を爲し、何んな労働條件で従業しつゝあるかも全然知ることが出來ぬといふ驚くべき矛盾を暴露してゐるが、その矛盾が招致した結果として擧げられるものに、第一に尾去澤事件であるが平常警察部に取締の權限があれば未然に防止し得た筈でまた下閉伊郡田老鑛山初め各地の鑛毒事件も地方警察を參與せしめれば解決は容易であり、假令、へば日鐵經營の金石鑛山が豚小屋の異名で有名となつてゐる棟割長屋へ三千名の従業者を押し込めてゐる悲惨なる状態の如きも解消し得るといふのである。

要するにこの監督權問題は當然起るべきであつて問題で單に岩手縣のみならず全國的な

問題として今後幾多の事例に徴しなほ研究さるべき性質のものである。

鑛業會社表 (一)

Table with 2 columns: 縣別 (County) and 鑛業會社 (Mining Company) details including name, type, and location.

鑛業會社表 (二)

Table with 4 columns: 縣別 (County), 事業年度 (Business Year), 株主及社員數 (Shareholders & Members), 資本總額 (Total Capital), 拂込資本總額 (Paid-up Capital), 積立金總額 (Total Reserves), 社債總額 (Total Bonds), 利益總額 (Total Profits), 配當金總額 (Total Dividends), 繰越利益總額 (Total Carry-over Profits).

試掘、採掘、砂鑛出願件數累年表

Table with 3 columns: 年次 (Year), 試掘 (Trial Mining), 採掘 (Mining), 砂鑛 (Sand Mining). Rows include years from 昭和三年 to 昭和十一年 and a total row.

Table with 2 columns: 年次 (Year) and 砂鑛及砂金 (Sand Mining & Gold). Rows include years from 昭和三年 to 昭和十一年 and a total row.

稼行鑛山現在數

Table with 2 columns: 年次 (Year) and 鑛山數 (Number of Mines). Rows include years from 昭和三年 to 昭和十一年 and a total row.

稼行鑛山累年表

Table with 2 columns: 年次 (Year) and 鑛山數 (Number of Mines). Rows include years from 昭和三年 to 昭和十一年 and a total row.

各縣別鑛區數及面積、延長表

Table with 2 columns: 縣別 (County) and 鑛區數及面積 (Number of Mining Areas & Area). Rows include Miyagi, Iwate, and Aomori.

秋山青岩福宮 計 田形森手島

砂	二,〇七〇
鐵	一,六七五,五五九,三六六

福宮縣別

砂	一,〇七〇,七五五,九四〇
鐵	九,五五三,三三〇

秋山青岩 計 田形森手

炭	六,〇〇〇,〇〇〇
石油	一〇,〇〇〇,〇〇〇
其他	一〇,〇〇〇,〇〇〇

宮城縣別

砂	一,〇〇〇
鐵	一,〇〇〇

青森縣別

砂	一,〇〇〇
鐵	一,〇〇〇

山形縣別

砂	一,〇〇〇
鐵	一,〇〇〇

秋山青岩福宮 計 田形森手島

延長	一,〇〇〇
面積	一,〇〇〇

福宮縣別

延長	一,〇〇〇
面積	一,〇〇〇

青森縣別

延長	一,〇〇〇
面積	一,〇〇〇

監督局別鑛產總價格

年次	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
金	八〇,九六六	九六,〇〇七	九七,七四〇	九六,六〇六	一〇〇,二七二	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七

主要鑛產額累年表

年次	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
金	八〇,九六六	九六,〇〇七	九七,七四〇	九六,六〇六	一〇〇,二七二	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七	一〇〇,〇一七

各縣別鑛產表

縣別	產出	高	價	額
福宮	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

亞鉛銅銀 鐵 亞鉛 鐵 亞鉛 鐵 亞鉛 鐵

鐵	一,〇〇〇
亞鉛	一,〇〇〇

石油 亞鉛 鐵 亞鉛 鐵 亞鉛 鐵

石油	一,〇〇〇
亞鉛	一,〇〇〇

金產出高、販賣高及價格

年次	昭和十一年
產出高	一,〇〇〇
販賣高	一,〇〇〇
販賣價格	一,〇〇〇

鑛夫平均賃銀表

坑內	坑外	精鍊
一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

輕重死同種

輕	一,〇〇〇
重	一,〇〇〇
死	一,〇〇〇
同種	一,〇〇〇

傷亡數

傷	一,〇〇〇
亡	一,〇〇〇
數	一,〇〇〇

鑛山別鑛夫員數

年次	昭和十一年六月末現在
男	一,〇〇〇
女	一,〇〇〇

鑛山坑夫災害件數及人員

年次	昭和十一年
件數	一,〇〇〇
人員	一,〇〇〇

金屬山 石炭山

金屬山	一,〇〇〇
石炭山	一,〇〇〇

石炭山 金屬山

石炭山	一,〇〇〇
金屬山	一,〇〇〇

坑內

坑內	一,〇〇〇
----	-------

坑外

坑外	一,〇〇〇
----	-------

水産業

一、漁船保險法の實施

昭和十二年第七十議會を通過した漁船保險法及漁船再保險特別會計法は去る三月三十一日公布せられた。全國漁業者多年の切望であつた漁船遭難救済に對する恒久的立法は確立せられ漁村の更生に多大の効果を期待されるが、そもそも漁船は一般船舶と異なる特殊の地位を占めるもので水産資源の開發に當つて一般船舶が單に海を運航するを目的とするに反し、日夜に分かたず魚群の去來に從つて漁撈に従事し、更に一般船舶よりも危険の性質も異なるもの故漁船に起る海難の救済施設は一般船舶に對するそれと比し當然特別なものとならなければならない。漁業界に於ける漁船保險制度の要望理由はこゝにある。而して漁船は漁業者にとつて唯一の生産手段であると同時に重要財産の一つであつて漁船に起る海難は業者にとつて最大の脅威である。海難の大小如何は或ひは唯一の財産を奪ひ、或ひは生産の機會を失し、時には生命をなくすることさへある。我が國最近十ヶ年間に於ける漁船海難損失は一ヶ年平均損害總額二百萬圓で、うち漁船損害約百三十五萬圓、漁具損害

約五十萬圓、その他損害十萬圓となつてゐる。從來この損害に對し全く救済施設がなかつたので一度海難に遭つた漁業者は代船を建造するどころかその日より生活窮乏を來すことになる。漁村は沿岸漁場の濫獲による荒廢と、海難による損害等に因つて極度に窮乏化を來した。漁船保險法の實施はこの漁村の窮乏を多小なり救済するのが目的であつて不時の災害によつて生ずる損害を經濟的に救済し、業者の漁業經濟の安定を圖ると同時に、從來金融上の利便を殆んど省みられなかつた漁船の擔保力を認め金融の途を開いたことは漁業界にとつて大きな收穫といはねばなるまい、延いては漁村の振興、更生に効果を與へるものである。

本保險法は全文三十九ヶ條から成つてゐる、第一章に於ては漁船保險事業をなす主體である漁船保險組合の組織とその組合のなすべき保險行為の準則を定めてゐる。第二章は漁船再保險に關するもので組合と政府との間に成立する再保險關係を規定してゐる、之は

漁船保險組合だけで保險をなす場合、危険の分散が狭少になり、暴風雨、海嘯等に因つて危険が地方的に密集して來るとき、組合は豫定以上に保險金を支拂はなければならなくなるので、政府が組合の負擔した危険の大部分を負擔して危険を全國的に分散させて地方の各組合の事業の安全を圖らうといふのである。第二章は罰則になつてゐるが本法の實體は第一章、第二章で、六月一日より施行された同法は次の如くである。

漁船保險法

第一章 漁船保險組合

第一條 漁船ノ所有者ハ其ノ所有スル漁船(漁具ヲ含ム)ニ付相互保險ヲ爲ス目的ヲ以テ漁船保險組合ヲ設立スルコトヲ得

保險ノ目的タルベキ漁船ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 漁船保險組合ハ法人トス

第三條 組合ハ其ノ名稱中ニ漁船保險組合ナル文字ヲ用フベシ

漁船保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ漁船保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第四條 本法ニ於テ登記スベキ事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ各事務所ノ所在地ニ於テ登記スベシ

登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ

登記ノ期間ヲ起算ス

本法ニヨリ登記スベキ事項ハ登記前ニアリテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五條 組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムルトコロニ依リ豫メ區域ヲ定メ其ノ區域内ニ於テ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ理事及監事ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、目的

二、名稱

三、區域

四、事務所ノ所在地

五、保險ノ目的及保險料率

六、準備金ノ積立及管理ノ方法

七、剩餘金處分及不足填補ノ方法

八、組合員タル資格ニ關スル規定

九、組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

十、事業執行ニ關スル規定

十一、役員ニ關スル規定

十二、組合ガ公告ヲ爲ス方法

十三、存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第七條 組合ハ第五條ノ認可ヲ受ケタルトキハ設定ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一、前條第一號乃至第三號、第十二號又第十三號ニ掲ゲタル事項

二、事務所

三、設立認可ノ年月日

四、理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第八條 組合ハ組合員ヲシテ一定ノ保險料ヲ豫出セシムルノ外定款ノ定ムル所ニ依リ追徴金ヲ豫出セシムルコトヲ得

前項ノ保險料及追徴金ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ保險金額ヲ削減スルコトヲ得

第十條 組合員ハ組合ニ豫出スベキ保險料及追徴金ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條 保險ノ目的ノ讓受人ハ組合ノ承諾ヲ得テ讓受人ノ權利義務ヲ承継スルコトヲ得

組合ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ保險ノ目的ニ付相續其ノ他ノ包括承継アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 組合ハ保險ノ目的タル漁船ニ付滅失、沈没、損傷其ノ他ノ事故ニ因リテ生ジタル損害ヲ填補スルモノトス

前項ノ事故及填補スベキ損害ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 組合ノ責任ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外組合ガ保險料ヲ受領シタル

日ノ翌日ニ始マル

第十四條 組合員ハ損害ノ防止輕減ヲカラムルコトヲ要ス但シ之ガ爲必要又ハ有益ナリシ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合之ヲ填補ス

第十五條 組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ保險ノ目的タル漁船ノ構造、設備、漁業ノ種類等ニ付重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ組合ニ通知スベシ

保險ノ目的タル漁船ノ危険ガ其ノ構造、設備、漁業ノ種類等ノ重大ナル變更ニ依リ著シク増加スル場合ニ於テハ組合ハ組合員ニ對シ其ノ變更ヲ制限シ其ノ他必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得

第十六條 組合ハ保險ノ目的タル漁船ニ關シ調査ヲ爲シ又ハ組合員ヲシテ通常ノ修繕其ノ他必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ填補額ニ全部又ハ一部ニ付填補ノ責ヲ免ルルコトヲ得

一、組合員保險ノ目的タル漁船ニ付損害ノ防止輕減ヲ怠リタルトキ

二、組合員第十五條ノ規定ニ依リ通知ヲ怠リ又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ組合ノ指示ニ從ハザルトキ

三、組合員前條ノ規定ニ依リ調査ヲ拒ミ又ハ組合ノ指示ニ從ハザルトキ

第十八條 組合ハ組合員ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル損害ヲ填補スル責ニ

任ゼズ船長其ノ他漁船ヲ指揮スル者ノ故意ニ因リテ生ジタル損害ニ付亦同ジ
 第十九條 組合ニハ理事及監事ヲ置クベシ
 理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ組合員ニ非ザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得
 前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
 第二十條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ一ヲ超エザル範圍内ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得ズ
 第二十一條 總會ノ決議ハ本法及ハ定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス
 組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ書面又ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス但シ同居ノ成年者又ハ組合員ニ非ザレバ代理人タルコトヲ得ズ
 第二十二條 組合員ハ總會員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的及召集事由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得
 理事ガ前項ノ規定ニ依リ請求アリタル後三週間以内ニ正當ノ事由ナクシテ總會召集ノ手續ヲ爲サザルトキハ監事其ノ總會ヲ召集スベシ

第二十三條 組合員ハ三月前ニ豫告ヲ爲スニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ
 第二十四條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス但シ第一號ノ場合ニ付テハ定款ヲ以テ前段ノ定メ爲スコトヲ得
 一、保險關係ノ消滅
 二、死
 三、破産
 四、除名
 第二十五條 組合員ハ組合ヲ脱退シタルトキト雖モ脱退ノ日ノ屬スル事業年度ノ追徵金及保險金額ノ削減ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ルコトヲ得ズ
 第二十六條 行政官廳必要ト認ムルトキハ理事ヲシテ組合ノ事業又ハ財産ニ關スル報告ヲ爲サシメ、組合ノ事業又ハ財産ノ狀況ヲ檢査シ、定款ノ變更ヲ命シ其ノ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
 第二十七條 組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行為若ハ決議ガ法令、定款若ハ行政官廳ノ命令ヲ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ行政官廳ハ決議ヲ取消シ理事若ハ監事ヲ解任シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
 第二十八條 民法第四百四條第一項、第四十五條第二項、第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條

第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第二百二十二條、第三百六條乃至第三百八條、第四百二十二條乃至第四百七條、第五百七十五條乃至第五百九十五條、第六百七十八條及第六百九十五條ノ二並ニ家畜保險法第八條乃至第十條、第十二條第二項、第十四條、第十八條第二項、第三十五條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十七條、第五十一條乃至第五十七條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條、第七十四條、第七十九條及第八十一条乃至第八十六條ノ規定ハ漁船保險組合ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十八條第一項及第七十七條ノ規定中一週間トアルハ二週間トシ家畜保險法第六十二條乃至第七十條、第七十二條及第八十三條乃至第八十五條ノ規定中組合ノ分割ニ關スル規定ヲ除ク
 商法第三百八十六條乃至第三百九十五條、第三百九十七條、第三百九十九條乃至第四百三條、第四百三條第一項、第四百十二條、第四百十三條、第四百十五條乃至第四百十七條、第四百七十一條第一號乃至第三號、第四百七十二條第一項、第六百七十四條第一項第二項及、第六百七十五條乃至第六百七十九條ノ規定ハ本法ニ依リ漁船保險ニ之ヲ準用ス但シ第六百七十二條第一項ノ規定中六ヶ月間及第六百七十四條第一項ノ規定中

第二章 漁船再保險

三ヶ月トアルハ命令ヲ以テ定ムル期間トス
 第二十九條 本法ニ依ル漁船保險ノ再保險事業ハ政府之ヲ管掌ス
 第三十條 組合ガ漁船保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ政府ト組合トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス
 第三十一條 再保險金額及再保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十二條 組合ハ漁船保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スベシ
 第三十三條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金額ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ
 一、組合ガ法令及ハ定款ニ違反シテ損害ヲ爲シタルトキ
 二、組合ガ損害額ヲ不當ニ認定シテ損害額ヲ爲シタルトキ
 三、組合ガ不正ノ目的ヲ以テ前條ノ規定ニ依ル通知ヲ怠リ又ハ不實ノ通知ヲ爲シタルトキ
 第三十四條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ委付ニ因リテ取得シタル一切ノ權利ノ行使又ハ處分ニ關スル事項ヲ定メ政府ノ承認ヲ受クベシ
 政府ハ前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ組合ニ對シ其ノ再保險金額ノ支拂ヲ爲スモノトス
 前項ノ規定ニ依リ再保險金額ノ支拂ヲ受ケ

タル組合ハ委付ニ依リテ取得シタル一切ノ權利ヲ行使シ又ハ處分シテ得タル金額ヨリ之ガ行使又ハ處分ニ要シタル費用ヲ控除シタル剩額ノ中再保險金額ノ保險金額ニ對スル割合ニ依リテ算出シタル金額ヲ運籌ナク政府ニ還付スベシ
 第三十五條 組合ガ再保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ漁船再保險審查會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス
 前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス
 漁船再保險審査會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十六條 商法第三百九十一條、第三百九十二條、第三百九十九條、第四百條、第四百十二條及第四百十七條、並ニ家畜保險法第九十九條ノ規定ハ本法ニ依リ漁船再保險ニ之ヲ準用ス
 第三十七條 左ノ場合ニ於テハ漁船保險組合ノ理事、又ハ清算人ヲ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
 一、本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二、本法ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 三、行政官廳及ハ總會若ハ總代會ニ對シテ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
 四、本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出す又ハ其ノ檢査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令若クハ處分ニ從ハザルトキ
 五、本法ニ依リ總會又ハ總代會ノ召集ヲ怠リタルトキ
 六、組合ノ目的ニ非ザル事業ヲ爲シタルトキ
 七、本法ニ依リ事務品ニ備ヘ置クベキ書類ヲ備ヘズ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ
 八、本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ
 九、第二十八條ノ規定ニ依リ準用シタル家畜保險法第五十四條、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ
 十、本法ニ依リ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
 十一、清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ處分ヲ爲シタルトキ
 十二、法令及ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ追徵金ヲ取立テ若ハ保險金額ヲ削減シタルトキ
 第三十八條 第三條第二項ノ規定ニ違反シタルモノハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
 第三十九條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準

二、機船底曳網漁業整理

並轉換獎勵規則の實施

農林省では魚族蕃殖保護に最も弊害のある機船底曳網漁業がその濫獲に因つて沿岸漁業の衰微を招き、又沿岸漁業に依存して生活する大部分の漁民の窮迫せる實状に鑑み、關係各縣を督勵して機船底曳網漁業の轉換を勸奨し來つたがいよいよ同漁業の整理並に轉換獎勵規則を制定し、昭和十二年八月十四日よりその實施を見るに至つた。

そもそも沿岸漁業は漁業の根幹をなすものでその盛衰は漁村經濟生活に直接影響をもたらし、我が國水産業の興隆も懸つてこの點にある、遠洋漁業の獎勵も結構であるがそれは大資本を必要とするので沿岸漁業に従事する大多數の漁民の窮迫せる現状を救済するが焦眉の急務でなければならぬ。凡ての農漁山村經濟更生對策の施設に於て一番立遅れてゐた漁村も本年度に於ては漁船保險法の制定を見又今回の機船底曳網漁業の整理並に轉換獎勵規則の實施を見るに至つたことは沿岸漁業の振興上にも漁村の經濟更生に於ても大いに効果を期待されることである。

A 整理規則

第一條 東經百三十度以東の海面を操業區域とする許可船舶中より殘存船舶を選定し農林大臣の承認を受けることを得

殘存船舶は別表に定むる隻數及船舶總噸數合計噸數の範圍内においてこれを選定することを要す

第六條 機船底曳網漁業整理水産組合の組合員は其の組合に對し組合の樹立したる機船底曳網漁業整理計畫を誠實に履行すべき旨の誓約を爲すべし

第七條 機船底曳網漁業整理水産組合殘存船舶の承認を受けんとするときは申請書に前條の機船底曳網漁業整理計畫を添附して之を農林大臣に提出すべし

第八條 殘存船舶の承認は昭和十二年六月一日以後に於て之を爲さず但し第十一條の規定に依り承認を爲す場合は此の限りにあらず

第九條 殘存船舶の承認を受けたる船舶に依る漁業の許可消滅したるときは第一條第一項第二號又は第三號の申請に對する許可消滅したる場合を除くの外當該船舶に對する承認は其の効力を失ふ但し同條同項第四號乃至第六號の申請に對する許可ありたる場合に於ては從前の船舶に對し爲したる殘存船舶の承認は爾後新に許可を受けたる船舶に對し之を爲したるものと看做す

第十條 殘存船舶の承認を受けたる船舶に依る漁業の許可を受けたる者其の所屬の機船底曳網漁業整理水産組合に對し第六條の規定に依り爲したる誓約に違反したるときは其の水産組合日は該船舶に對する承認の取消申請を爲すことを得

水産業

とする機船底曳網漁業は左に掲ぐる場合を除くの外爾今これを許可せず

- 一、本令公布前既に起業の認可を受けたる者に基き漁業の許可を申請したるとき
- 二、許可を受けたる者許可の期間満了に因り更に許可の申請を爲したるとき
- 三、許可を受けたる者より當該許可船舶を譲受け若し借受けたる者、當該許可船舶の返還を受けたる者又は當該許可船舶に依る漁業を承継したる者其の船舶に付許可の申請を爲したるとき
- 四、許可を受けたる者當該許可船舶に依る漁業を廢止し他の船舶に付許可の申請を爲したるとき
- 五、許可を受けたる者より其の漁業を承継したる者當該許可船舶に依る漁業を廢止し他の船舶に付許可の申請を爲したるとき
- 六、許可を受けたる者當該許可船舶が遭難其の他の不可抗力に因り沈没其の他滅失したる爲他の船舶に付許可の申請を爲したるとき

第二條 前條第一項第二號の申請に對する許可は第五條の規定に依り殘存船舶の承認を

る漁業の許可を受けたる者其の所屬の機船底曳網漁業整理水産組合に對し第六條の規定に依り爲したる誓約に違反したるときは其の水産組合日は該船舶に對する承認の取消申請を爲すことを得

第十一條 前條の申請に基き殘存船舶の承認の取消ありたるときは機船底曳網漁業整理水産組合は組合員の前表に掲ぐる海面のみを操業區域とする他の許可船舶中より更に殘存船舶を選定し農林大臣の承認を受けることを得

第十二條 機船底曳網漁業整理水産組合機船底曳網漁業整理計畫を樹立し若し變更せんとするときは、第五條若し前條の規定に依り殘存船舶の選定を爲さんとするときは又は第十條の規定に依り殘存船舶の承認の取消申請を爲さんとするときは其の定款の定むる所に依り總會の決議を経ることを要す

第十三條 機船底曳網漁業整理水産組合の別表に掲ぐる事項は水産組合規則の規定に拘らず農林大臣に於て之を爲すものとす

第十四條 水産組合規則第四條第一項第一號乃至第四號及第七號に掲ぐる事項

第十五條 水産組合規則第八條に依り準用せらるる重要物産同業組合法施行規則第三條の發起の認可

第十六條 別表に掲ぐる道府縣中昭和十三年五月三十一日までに第五條の規定による殘存船舶の承認を受けたる船舶なき道府縣ありたる時は同表に掲ぐる海面を操業區域と

受けたる船舶に依る漁業に付爲したる申請の場合を除くの外一船舶に付一回を限りこれを爲し其の許可の期間は機船底曳網漁業取締規則第七條に定むる範圍内にして且昭和二十二年四月一日（東經百三十度以西の海面を併せ操業區域とするもの）に在りては昭和十七年八月一日以後に亘る事を得ず

第三條 第一項第三號の申請に對する許可は第五條の規定に依り殘存船舶の承認を受けたる船舶に依る漁業又は東經百三十度以西の海面を併せ操業區域とする漁業に付爲したる申請の場合を除くの外相續其の他これに準すべき事由に因る場合に非ざればこれを爲さず

第四條 第一項第四號乃至第六號の申請に對する許可は第五條の規定により殘存船舶の承認を受けたる船舶に代るべき他の船舶につきなしたる申請の場合を除くの外これをなさず

第五條 別表に掲ぐる海面を操業區域とし同表に掲ぐる道府縣の區域内に漁業根據地（漁業根據地）を有する場合は主たる漁業根據地（漁業根據地）を有する機船底曳網漁業者を以て組織し同漁業の整理轉換及統制に關する事項を主たる業務となす水産組合（以下機船底曳網漁業整理水産組合と稱す）は組合員の同表に掲ぐる海面のみを操業區域

して當該道府縣の區域内に漁業根據地（漁業根據地）を有する場合は主たる漁業根據地（漁業根據地）を有する機船底曳網漁業の許可は昭和十二年六月一日以後においてはこれをなさず但し東經百三十度以西の海面を併せ操業區域とするものにつきてはこの限りならず

第十五條 東經百三十度以西の海面のみを操業區域とする機船底曳網漁業にして船舶總噸數三十噸未満の船舶によるものは左に掲ぐる場合を除くの外これを許可せず

一、許可を受けたる者許可の期間満了に因り更に許可の申請をなしたるとき

二、相續その他これに準すべき事由に因り許可を受けたる者より當該許可船舶を譲受け若し借受けたる者、當該許可船舶の返還を受けたる者又は當該許可船舶による漁業を承継したる者その船舶につき許可の申請をなしたるとき

前項第一號の申請に對する許可は一船舶につき一回を限りこれをなしその許可の期間は昭和十七年八月一日以後に亘る事を得ず

第十六條 本則に於て東經百三十度以東の海面と稱するは豆滿江中央より南南東の線、北海道禮文島北端より南西の線及東經百四十度の線に依り圍まれたる露領沿海洲沖合公海を除き東經百三十度以東、東經百六十度以西、北緯二十五度以北、北緯五十一度

以南の海面を謂ふ別表に掲ぐる海面と併せ東徑百三十度以東の海面以外の海面を操業区域とする機船底曳網漁業は本則の適用に付ては之を同表に掲ぐる海面のみを操業区域とするものと看做す、

別表

Table with 2 columns: 道府縣 (Prefecture/County) and 機船底曳網漁業の船舶数 (Number of vessels for trawl fishing). Lists prefectures like 山口縣, 鳥取縣, 島根縣, etc., with corresponding vessel counts.

B 轉換獎勵規則

第一條 農林大臣は内地近海漁場の維持恢復を圖り沿岸漁業の振興に資する目的を以て機船底曳網漁業の整理轉換を獎勵する爲本則に依り毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す、

第二條 獎勵金は左に掲ぐる道府縣の補助金に對し道府縣に之を交付す

一、機船底曳網漁業者が左に掲ぐる業務を營むたに要する漁船、漁具等の新造費、改造費、購入費その他の起業費に對し交付する補助金(事業獎勵金)

第三條 前條において機船底曳網漁業廢業と稱するは左の各號の一に該當する者をいふ一、東徑百三十度以東の海面を操業区域とする機船底曳網漁業は船齢三十歳未満の船舶に

第四條 獎勵金の額は起業獎勵金にありては起業費の十分の三以内、事業獎勵金にありては事業費の十分の二以内とす

第五條 獎勵金の交付を受けんとする道府縣は申請書に左に掲ぐる書類を添附し毎年二月末日迄に之を農林大臣に提出すべし

第六條 起業獎勵金交付の許可を受けたる道府縣又は事業獎勵金の交付を受けたる道府縣前條第一項各號の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとするときは農林大臣の認可を受くべし

第七條 起業獎勵金交付の許可を受けたる道府縣獎勵金の交付を請求せんとするときは請求書に精算書を添附し之を農林大臣に提出すべし

第八條 獎勵金の交付を受けたる道府縣は事業成績書及收支決算書を翌年六月三十日迄農林大臣に提出すべし

第九條 獎勵金交付の許可を受けたる道府縣又は獎勵金の交付を受けたる道府縣左の各號の一に該當する場合に於ては農林大臣は

十二年中に満期となるもの一六隻
十三年同 三四隻
十四年同 一三八隻
十五年同 二〇隻
十六年同 五隻
十七年同 四四隻

三、漁業費低下計畫

漁村經濟更生上最も根本的問題とされる漁民の依存生業たる漁業經營の改善を圖るべく種々考究されつゝあるが昭和十二年度豫算に漁業經營費低減施設費として二百五十萬圓が計上され議會の協賛を得た農林省では小型漁船による漁業經營費の低下に邁進しつゝある、

元來漁業經營費の最大費目は燃料費及機械油であり、漁業經營費總額の四割を占めてゐる、例へば機船底曳網漁業に於ける昭和九年七月より十年六月末日に至る費目別經費全國累計を見るに、經費總額二千四百二十萬八千五百七十九圓中、六百四十三萬三千二百七圓は燃料油機械油で占めてをり近海漁業に於てはこの割合は益々増大の傾向にある、而してこの最大費目の油類の消費は年々次表の如く増大してゐる

Table showing fuel consumption for fishing vessels. Columns include 噸數別 (By tonnage), 噸數 (Tonnage), and 噸數別 (By tonnage) for 九年新造 (New construction in 9th year) and 噸數以上 (Above tonnage).

獎勵金交付の許可を取消し又は既に交付したる獎勵金の全部若しくは一部の還付を命ずることあるべし

C 東北の整理狀況

金華山沖から三陸沿岸に涉り有數な漁場を持つ宮城縣は従來機船底曳網漁業が盛んで、漁船數量は全國に於て長崎縣に次ぎ第二位に置かれ、青森、岩手、福島と同漁業を推へ速く青森方面にまで出漁するので種々非難を蒙り、苦情をうけつゝあつた、而も二十噸以上の漁船を不登簿船として使用してゐる向が多

七ヶ濱七三隻、閉上六七隻、荻濱二四隻、石卷二二隻、荒濱二〇隻、其他五一隻、計二五七隻

水産業

總數 四六五六一 (四〇三〇)

右の内油價騰貴の重壓を一層強く受けるものは二十噸未満の漁船であり、この小噸船が總數の九割以上を占めてゐる状態であるからこれを目標として漁業經營費の低下を圖らんとするものである、その具體策に就いては目下農林省水産局に於て考究中であるが大體次の數項目となつてゐる。

(一) 燃料油機械油共同購入の助成、代料

四、漁村經濟更生對策

農に政府は農漁山村經濟更生の恒久的對策を樹立し現にその實行途上あり着々成績を収めつつあるが、漁村經濟更生の根本方針として擧げられてゐるのは次の如きものである

- 一、漁村の中樞機關たる漁業組合の組織を新組合に依る漁業協同組合に變更せしめ漁業組合を中心として各種共同施設の主體とする
- 一、低利資金の融通を圓滑にして高利債を排除すること
- 一、漁業資金の供給を豊富ならしめ遠海、近海漁業の進出を奨励すること
- 一、沿岸魚介類の増殖施設を行ひ、漁場の擴張を圖ると共に漁獲高を増加するよう努めること
- 一、漁獲物並に生産物の配給設備を改善し

- 燃料(無水酒精混用)の奨励
 - (二) 冷蔵庫の改装助成による漁獲物の商品價値向上、従つて販賣における漁業者取得率の増進
 - (三) 漁獲物の保存處理施設の助成
 - (四) 大型漁船への改造助成
 - (五) 鮪、鰹等の魚體保護包装の改良助成
- これは従來白布を使用してゐたが、今は包装紙を使用する(全額補助)

- 必需品並に漁業品の共同購入を行ふこと
- 一、漁港、船溜その他漁用施設の普及完備に努めること
- 一、漁業技術並に加工技術の普及改善に努めること
- 一、漁業者の智識向上を圖ること
- 一、備荒制度並に相互共濟組織の普及に努めること

そもそも漁村に於て經濟更生を必要とする階級は窮乏のどん底に置かれてゐる中小漁業者でなければならぬ、沿岸漁業の無統制漁獲は全く漁場を荒廢せしめ、一般市場の不況、魚市場の不統制は徒らに問屋を利するのみであつて、問屋より仕込を受けてゐる關係上、漁業者は漁獲物の賣値を叩かれるのみならず高き手数料を支拂ひ而もなほ賣上金の一

部を前借金補填に充てる不利を取て忍ばねばならぬ立場に置かれ負債は増加する一方である、こゝにも漁業振興、漁村更生の爲に當局の考究すべき魚市場の統制問題が存する、そしてこの問題は又漁港興廢の問題をも含むものである。

一方漁業の金融難は東北六縣共通の現象であるが、殊に中小漁業者への金融の途は圓滑を缺き合理的金融制度の確立せざる限り彼等は依然として救はれざる状態に置かれざるを得ない、元來水産業はその事業の性質上適當なる擔保物件が少く、漁業者の人的信用がうすき爲もあり、仕込金、設備資金、販賣資金、各種經濟資金等と極めて多岐に亘り、金融機關よりすれば、そのうちには固定資本に屬するもの、或ひは流動資本、半固定資本に屬するものもあり資金融通に際し綿密な調査を必要とする關係上組織的正常金融機關よりの融資は兎角圓滑を缺く爲に彼らの多くは高利を承知で個人より融資を受けることを餘儀なくせしめられてゐる、中小漁業者は資力の關係よりして遠洋への進出が有利なるに拘らず不可能の状態に置かれ、一方沿岸漁業は漁獲荒廢のため漁獲物の減少を來しつゝある、而して眞の漁村更生はこの沿岸漁業の振興發展に俟つはかないのである。

農林省當局はその根本方針の下に漁村更生の指導對策を樹て實施しつゝあるが未だその効果は充分でない、今回の漁船保險法といひ

機船底曳網漁業整理並に轉換獎勵規則といひ前者が漁船に擔保力を附與し金融上の利便を圖り漁業者をして漁業經營の安全性を強固ならしめた點及び後者が沿岸漁業を保護し延いて漁業の振興、漁村の經濟更生に大いに役立つことは認めねばならないが、零細漁民へ効果は甚だ薄弱たるものである事は免れない。當局の更生問題として當局は小漁民階級の負擔軽減問題或ひは漁業調整問題等の考究解決を急ぐべきであらう。

A 東北振興水産株式會社の設立

東北興業會社を親會社とする東北振興水産株式會社は資本金五十萬圓を以つて設立せられいよいよ水産資源の開發に乗り出すことになつた。

同社最初の計畫では東北各縣を事業範圍とする六縣の綜合的水産會社たらしむる意圖であつたが各縣の水産業の現勢は必ずしも同一でなく、その利害も夫々異り、會社案に就いて各縣の態度がまちまちであり結局最も新會社の設立を希望した青森縣八戸地方の熱心な要望を容れ、先づ最初は試験的意味を含めて規模を縮少し八戸地方を事業根據とし主として青森縣内の業者を中心として設立せられたのである。

同會社は本社を仙臺市に置き、事業根據地たる八戸市に支店を設置し本年度は先づ十二

水産業

隻の漁船を建造して、差向き鮪、鮫、秋刀魚等の漁撈區間を主として行ふ方針であつたが事業を擴大した漁獲物の加工販賣に進むこととなり八戸市に加工工場建設の運びとなつた。而して同社の水産加工方針としては鮪、鮭、鱈等の罐詰製造を行ふもので日産約一萬罐を豫定してゐるが漁撈専門の計畫より更に進んで漁獲物の水産加工業への擴大はその將來を期待されるものである、なほ同社ではこの事業擴張方針に伴ひ資金の増加の必要から約二十五萬圓を興業銀行より借入れることになり着々事業の進行を圖つてゐる。

B 漁船の建造貸付

東北振興水産會社設立とは別個に東北水産振興の目的から東北興業會社では東北六縣水産課長と協議し各縣の希望に基き漁船の建造貸付を行ふことになつた。

最初水産會社の事業目論見では漁船建造貸付が豫定せられてあつたが折柄の鐵材の暴騰は漁船建造費を頗る割高なものたらしめ且つこの高い建造費による漁船を各縣に貸付けたとしても、果して償還が豫定通り可能なりや否や疑問であり又各縣一隻程度の漁船貸付を行つたにしろ東北地方の水産振興に何程寄與し得るか何等か考慮を要するの故を以つて水産會社の事業には別個の興業會社に於て可能なる範圍で貸付を行ふことになつたものである。

漁船貸付希望縣は大體岩手、福島、山形、秋田の四縣で最初の豫定では鐵船各一隻といふ計畫であつたが、其後各縣の希望により木造船を建造貸付となる模様である。

而してこの貸付の方法は原則として會社に於て縣に貸付け、縣が更に業者に貸付けるもので十五年の年賦償還で年六分見當の利率を見込んだ利率となつてゐる、大體の豫定は昭和十三年一月一日迄に建造して船體を引渡す計畫となつてゐるが、一部ではこの六分の年利を見込んだ貸付料は會社の本質からいふて高利であるとの非難があり、これに對し會社側では會社の財政的見地より己むを得ざる事情を強調してゐることと今後縣對會社の折衝如何は頗る注目されてゐる、即ち前に漁船建造の貸付は材料暴騰とその効果に就いて疑問を抱いてゐる會社としては極めて消極的態度で臨んで居り、従つて貸付料の關係も現在の物價昂騰の情勢から會社側としては當然割高となるは己むを得ずとの見解を持し縣當局の意圖との間に相當の隔りを見て居つたのであるが六月十五日の關係各縣水産課長と會社側との協議の結果、この漁船建造貸付は大體次の如く決定を見た。

- 一、福島、秋田、山形の三縣に對しては縣の希望に基き鐵船(百二十噸)各一隻を最初の三年間は四分、其後は六分の金利を見積り十七ヶ年々賦償還の方法で貸付ける。

二、岩手縣に對しては縣の希望により木造船(九十九噸級)二隻を貸付け償還方法は同記同様とし十ヶ年々賦償還とする

五、東北地方漁業概観

東北地方、殊に表日本太平洋に面する各縣は金華山沖合から北海道襟裳岬にかけて世界三大漁場といはれる有名な漁場に臨み豊富な資源に恵まれてゐる。

一方、裏日本日本海方面は山形縣から秋田縣男鹿半島邊かけての海岸線は頗る單調で縣境の沖合に飛鳥が散在して漁業の繁殖界線となつてゐる、青森縣に入ると鱸作崎、久六島邊の海區は相當豊富な水産資源が恵まれてゐる。

一體、東北地方の水産業は他の産業に比較して目立つて發展を遂げつゝあり、而も將來性に至つては非常に有望なものとして資源開發に就いては右方面より期待されてゐる現狀にある、然して資源開發に就いては資金の點から、又漁村經濟組織の不合理性等よりして未だ不十分なものがあつて、中央資本は此點に着目して漸次組織的進出の歩を進めつゝあり、一方これに對し地方漁村の小資本家は各種組合の結成によつて、振興、更生に邁進して居り、豊富な資源に向つて複雑な態様を展開しつゝあるが、東北地方水産業の現況を

然して木造船は今年中に、又鐵船は十三年二、三月頃までに建造を終り直ちに各縣に船體引渡しを行ふことになつた。

概説すれば大體次の如くである。

業者 先づ農林省調査による昭和十年の水産業者總數は十七萬七十八人に上りこの内譯は業主が五萬四千三百六十三人、被用者十一萬五千七百五十五人となつてゐる、而して水産業者を種類別に見ると漁撈を主とする者が斷然多く四萬百一十一、次が養殖の七千四百九十三、製造加工の六千七百五十八となつてゐる。なほ業者總數の順位は青森、岩手、宮城の順で三陸沿岸を漁場に持つこの三縣が斷然他を壓して秋田、福島、山形はその半數にも達してゐない。

漁船 漁船は何うかといへば動力船四、二六四隻、非動力船三一、三三二隻で、動力船は岩手の一、三六八隻が第一位を占め、青森の一、〇九四隻、宮城一、〇〇〇隻、福島三六六隻、秋田二四五隻の順で山形が僅かに一九一隻である、非動力船も同じ順位で筆頭の岩手縣が九、二九八隻、青森八、七六六隻宮城七、六八隻他の秋田、山形、福島の三縣は殆んど同じ位で前三縣に比すべくもない、これを漁業種別に見ると青森縣では延縄漁業一

七七隻、刺網漁業七六隻が主なるもので、岩手縣では延縄漁業一四〇隻、刺網漁業七四隻、沖曳網漁業四四隻、施網漁業六二隻が活躍し、宮城縣で最も多いのは沖曳網漁業の二六七隻、次いで延縄漁業一〇〇隻、鰹釣漁業九三隻の順になつてゐる、他の三縣で目ぼしい漁業を擧げて見れば福島縣の沖曳網漁業の九六隻、同じく秋田縣の五二隻、山形縣も又沖曳網漁業が三二隻といふ殆んど沖曳網漁業が主なるもので他の漁業はこれ又前三縣に比し實に寥々たるもの過ぎない、而してこれら漁業の大部分は沿岸漁業であるが東北地方の百零線内の沿岸面積は次の如くである。

縣	面積(平方哩)
宮城	六六
福島	一、五三〇
青森	一、三〇〇
山形	一、九〇〇
秋田	二、〇〇〇

實に二千四十一軒といふ海岸線延長はその水産資源の豊富なるを示すものである。

結 次に漁獲高であるが先づ第一に指を屈すべきは鮭漁である。鮭は我が領海の沖合各所に散遊してゐるが、秋から冬にかけて、三陸沖合、北海道襟裳岬の間に集遊する。漁期に入り三陸沖合に全國各地より集る流網漁船、延縄漁船或ひは突棒漁船に依つて漁群争

奪戦が演ぜられるが、宮城縣の鹽釜、石巻、氣仙沼、岩手縣の宮古、青森縣の八戸港等が水揚漁港として有名である。その漁獲高の最も多いのは岩手縣で九三九、三四七貫一、二七五圓、次は宮城縣の八二九、一三五貫八六二、七七〇圓、青森縣は五四八、六七五貫、四五二、二六三圓に上り、東北六縣の合計を見れば二、四〇四、三九四貫、二、六九七、九一八圓となつてゐる。

鰹 次は鰹漁であるが、金華山沖合は北方に於ける鰹漁の根據地で、昭和十年東北地方の鰹漁獲高は三、九〇二、八一七貫、二、〇一五、六四六圓であるがこのうち宮城縣の漁獲高は三、四八六、三一〇貫一、七七三、八一五圓といふ殆んど大半を占めてゐる豪勢である、この鰹は、鮮魚として或は生節、鰹節として全國の各市場に供給されるが、宮城縣の鰹節製造高は六二二、三〇〇貫、二、〇八九、六七〇圓に及び、鹿兒島、靜岡に次ぐ産地である。

鱒 鱒は陸奥灣、殊に青森縣東津輕郡の平館沖合から下北郡焼津沖合にかけての産卵場として著名である、産卵期は十二月から翌年の一月下旬までが産卵期でこの間は北海道方面より廻遊する鱒の大群は産卵の爲にこの附近に押寄せて来るが主として定置漁具を使用して漁獲する、又延縄漁業も盛に行はれる、漁獲高から見れば宮城縣斷然他を押へて一、一五三、七二〇貫で、次は福島縣の二五

五、〇〇〇貫、山形縣の一六二、〇三〇貫、青森一四、三〇〇貫で、東北六縣の總獲高はこれに秋田の八一、八七二貫を加へた一、八三九、六四二貫、その金額四八三、二九圓といふ數字である。

鰻 昭和十年の鰻の漁獲高は四九、四一八、六五四貫、四、四一〇、九九五圓の多額に上つてゐる、漁獲高の最も多いのは福島縣で次は岩手、宮城、青森、秋田、山形の順序である、鰻は全國的に漁獲されるが東北地方の漁場としては青森の陸奥灣があげられてゐるが漁獲された鰻の大部分魚油、魚肥に製されて市場に出される、昭和十年の東北地方魚油製造高は四、七六〇、四三三貫、二、四四三、〇七六圓で全國の約四分の一の製造高である、魚肥は製造高四、八六二、四二四圓に上つてゐる。

鮭 鮭は沿岸或は河川湖上の魚を定置漁具を以つて漁獲するのであるが露領カムチャツカ方面、樺太及び北海道が主なる漁場で、漁期は各地方に依つて相違してゐるが、大体六月中旬から十一月頃までで、この廣汎な漁場に出漁して集められた鮭の大半は青森港に水揚げされその取引實數は東洋一といはれてゐる、漁期に入ると青森の市場や罐詰工場は鮭、鱒で氾濫し壯觀を極めるが、その處理設備も、冷蔵庫の完備、冷凍装置の施設、罐詰工場の整備等によつてこの種加工は需要の増大と共に擴大發展の傾向を辿つてゐる。

鮭、鱒漁を主とする所謂北洋漁業の前途はなほ洋々たるものがあり、漁季に入ると北緯五十一度以上の荒海に東北地方の出稼漁師が大舉して押しかけ鮭、鱒漁業に従事するがその漁獲高は年々、鮭は約六十萬貫、鱒は四十萬貫、合計金額約一百万を下らぬ盛況である。

捕鯨 漁業では金華山沖合が有名な漁場となつてゐる、而して宮城縣の鮎川港、岩手縣の釜石港、青森縣の鮎川港、福島縣の小名濱港の四ヶ所がその根據地となつてゐるがこのうちでも鮎川港その中心をなす漁港である、全國に於ける鯨の捕獲數の大半はこの金華山沖を中心とする東北海區で獲れるといふてよい、昭和十年ここで捕獲された鯨は、長須鯨、白長須鯨、抹高鯨、座頭鯨、鯨等とり交せて一千三百五十六頭に及び金額にして百九十九萬一千四百二十圓に達してゐる。

其他 大體以上が東北地方の主なる魚類の漁獲狀況であるが、このほか秋刀魚、鯖、烏賊、鯛等を始め、秋田縣産の鱒、岩手、青森兩縣で多く獲れる鮑、宮城縣の牡蠣等の貝類、海藻類の産額も夥しい數字を示してゐる。何れにせよ東北地方の水産業は全國的にその漁獲高價額に於て或ひは水産物加工製造高に於て極めて優位に置かれてゐる。今後東北地方の水産業は遠洋漁業の資源開發、沿岸漁業の保護施設、漁村經濟更生對策

等に依つてますます隆盛に赴くものと見てよからう。

A 漁獲物水揚概況

昭和十一年十二月における宮城縣下鹽釜、石巻、萩濱、女川、氣仙沼港における漁獲物水揚高は四百三十三萬五千四百三十八萬三千七百圓で流石宮城縣船が最も多く水揚高において總額の六割八分八厘、價格において總額の五割五分四厘に達してゐる、縣統計課發表縣下五港における昨年十二月分漁獲物水揚高の概況左の如し。

Table with columns for port names (e.g., 石巻, 萩濱, 女川, 氣仙沼) and their respective fish catch volumes and prices.

價格

次にこれを價額に付観るに水揚高總價額は七八三、七〇〇圓にして五漁港中その最も多きは氣仙沼の四六〇、四六六圓(總價格の五割八分八厘)にして鹽釜一四〇、八〇〇圓(一割八分)石巻一三六、三二一圓(一割七分四厘)女川四一、九一三圓(五分三厘)順次これに亞ぎ最も少なきは萩濱の四、二〇圓(五厘)之を船籍別に觀るに本縣船は四三三、八三五圓にして總額の五割五分四厘である。

B 生産的組合設立

Table showing the number of production cooperative establishments in various ports like 東高, 三和, 北宮, etc.

六縣同業者運動開始
數年來沿岸並に内地漁業の不振打開策として業者有志間に同業者を打つて一丸とする大資本工船遠洋漁業會社の設立を痛感されてゐたが昭和十一年十二月三、四日の兩日に互り岩手縣花巻温泉に於て海洋漁業界に於ける最大勢力を有する東北六縣機船底曳網漁業者代表有志によつて協議會が開かれ、これが打開振興策として同業者の協力合同により公海工船漁業に轉向することを議し

の漁業權の共同獲得が決議されて、その後有志首腦者に於てこれが具體化に就き種々研究が續けられて來たが漸く具體案成り東北六縣業者を包括する公海漁業共同組合を結成することに決し、その參加範圍も概近南洋産鹽節の輸入増加に伴ひ行詰りの現況にある鰹、鮪遠洋漁業者並に宮城縣鮎川村の捕鯨事業關係者の賛同を得て本年五月十五日東京に於て同組合設立の發起人會を開き具現の緒に就いた、而して同組合は實際業者の自治協力により新時代に追隨する漁業を確立し沿岸漁場に於ける機船底曳網漁業の發達により生活に脅威を感じる沿岸漁業大衆に新たなる生活資源を興へ、且つ南洋産鹽節の輸入増加に伴ひ行詰りの状況にある内地鰹漁業の打開策としてこれ等漁業大衆を一丸とし、

勞資協調によつて公海の母船式漁業の進出を圖り依つて各種漁業を調整し經營の統制的合理化と漁業の恆久性を確立し、その他組合員協同の利益を圖るを目的とし、更に母船式漁業許可と共に組合員を主體とする公海興業株式會社を設立、南北水洋母船式捕鯨事業並に北太平洋東部公海(アラスカ沖合公海)の母船式鮪、鱈流網漁業を行ふもので、この目論見たるや實際業者の立案計畫だけ地方の既成事業との摩擦などなく一般業者は勿論中央財界方面からは多大の共鳴と支援を受けつゝあり、窮乏沈滞の極にある東北地方漁業界の更生伸張のため、また東北振興事業として眞に時代に適應せる計畫といふべくその實現は多大の期待を懸けられてゐる、なほ組合の臨時事務所を石巻市湊北日町に置き發起人は大いに奔走中で、東北合同業者にあ

てゐるが、今年、北支事變がたゞりこれ等産物の輸出は杜絶の状態に陥り沿岸漁民は田卷嶺山の饑饉問題と共に死活問題として非常に憂慮してゐる、殊に下閉伊沿岸地方は輸出額の大半を占むることゝしてその打撃は最も大きく先に縣漁業組合聯合會で協議した對策案一、鮪はなるべく生産に制限を加へ採捕した鮪の生賣を主とし乾鮪は製造せざることを

同製造場で乾鮪に製造上、これを縣漁組聯合會が引受け日支貿易復活まで保管し、これに對しては金額の立替拂をなし、また軍用鮪に製造してこれが販賣斡旋も一切聯合會が行ふべく、鰹その他の海産類も鮪同様の方法をとることの要望を聯合會に要請、極力これが實現を期することに一決した、一方聯合會に於ても鮪の販賣統制は將來に於て當然なざねばならぬ状態に置かれてゐる場合でもあり、今回はその乗り出した好機と見られて居り、又漁村産組との協調がどの程度まで行はれるかと注目されてゐる場合であり果して今回の鮪販賣統制がうまく行くか、或ひは失敗に終るか聯合會として將來への基礎的なものであり、生産者にとつて死活の問題であり、北支事變の影響は岩手縣の重要産物の販賣に大きな示唆を與へたものといへよう。

C 三陸鮪の販賣統制問題

支那を唯一の顧客とする岩手縣の重要水産物たる三陸沿岸産の乾鮪、鰹、昆布、細布の海藻類の輸出額は年々三百五十萬圓以上に上つ

Table titled '水産業者總數並内譯' showing the number of fishery workers in various prefectures like 宮城, 岩手, 青森, etc.

Table titled '水産業者本業並雇傭別調' showing the distribution of fishery workers between their own business and employment.

動力、非動力別漁船調 (昭和十年)

Table showing the number of fishing boats by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田) and power type (動力船, 非動力船).

遭難漁船數並損害高 (昭和十年)

Table showing the number of fishing boats lost and the amount of damage by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田).

遠洋漁業漁獲高累年表

Table showing cumulative catch of distant fisheries from 1925 to 1930 by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田).

沿岸漁獲數量價格表 (昭和十年)

Table showing the quantity and price of coastal fish catches by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田) and category (魚類, 貝類, 藻類, 其他).

遠洋漁業漁獲高 (昭和十年)

Table showing the catch of distant fisheries by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田) and species (鯧魚, 鱈魚, 鰹魚, 鯖魚, 鰈魚, 鰻魚, 鮭魚, 其他).

遠洋漁業船三ヶ年推移表

Table showing the change in the number of fishing boats over three years (1928-1930) by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田).

水産品生産高 (單位千圓) 昭和十年

Table showing the production value of aquatic products by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田) and category (沿岸漁業, 遠洋漁業, 加工製造, 捕獲).

水産製造物種類別生産高 (昭和十年)

Table showing the production value of aquatic products by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田) and product type (食料品, 肥料, 魚油).

水産食料品製造高 (昭和十年)

Table showing the production value of aquatic food products by county (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田) and product type (節類, 素乾, 鹽乾, 煮乾, 燻乾).

Table with 3 columns: 雜類 (Miscellaneous), 鹽藏 (Salt Storage), 計 (Total). Columns include 數量 (Quantity), 價數 (Price/Value), 格量 (Rate/Weight).

Table with 3 columns: 鹽藏 (Salt Storage), 雜類 (Miscellaneous), 計 (Total). Columns include 數量 (Quantity), 價數 (Price/Value), 格量 (Rate/Weight).

罐詰生産數量及價額 (Canned Food Production Volume and Value)

Table of罐詰 (Canned Food) production. Columns: 製造場數 (Number of Factories), 數量 (Quantity), 價額 (Value) for various items like 鮭 (Salmon), 鱈 (Cod), etc.

Table of罐詰 (Canned Food) production. Columns: 數量 (Quantity), 價額 (Value) for various items like 鮭 (Salmon), 鱈 (Cod), etc.

加工水産物調 (加和十年) (1) (素乾類) (Processed Aquatic Products Survey)

Table (1) 素乾類 (Dried Goods). Columns: 種類 (Type), 縣別 (Prefecture), 數量 (Quantity), 價額 (Value).

Table (1) 素乾類 (Dried Goods). Columns: 數量 (Quantity), 價額 (Value).

加工水産物調 (昭和十一年) (2) (藻類) (Processed Aquatic Products Survey)

Table (2) 藻類 (Algae). Columns: 種類 (Type), 縣別 (Prefecture), 數量 (Quantity), 價額 (Value).

Table (2) 藻類 (Algae). Columns: 數量 (Quantity), 價額 (Value).

(3) 魚油及魚粕 (Fish Oil and Fish Meal)

Table (3) 魚油及魚粕 (Fish Oil and Fish Meal). Columns: 種類 (Type), 縣別 (Prefecture), 數量 (Quantity), 價額 (Value).

(4) 鹽類 (Salt)

Table (4) 鹽類 (Salt). Columns: 種類 (Type), 縣別 (Prefecture), 數量 (Quantity), 價額 (Value).

(5) 其他 (Others)

Table (5) 其他 (Others). Columns: 種類 (Type), 縣別 (Prefecture), 數量 (Quantity), 價額 (Value).

水産業 (Aquaculture)

Table of 水産業 (Aquaculture). Columns: 種類 (Type), 縣別 (Prefecture), 數量 (Quantity), 價額 (Value).

1101

Table with 1 row and 1 column. Value: 1101.

沿岸水産物調	
(昭和十年)	
味淋	1,000
乾鰯	1,000
乾鰯	1,000
計	3,000

(1) 魚介類

種目	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計	全國計
鮎	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
公魚	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
鰻	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
鮑	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
牡蠣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
蛤	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
蝶貝	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
鳥貝	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
赤貝	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
北寄貝	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
海鼠	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	60,000

(2) 藻類

種目	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計	全國計
昆布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000

肥料製造高	
(昭和十年)	
紫菜	1,000
和布	1,000
石花菜	1,000
海菜	1,000
計	4,000

肥料製造高果年表

年度	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計	全國計
昭和八年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
昭和九年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
昭和十年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000

魚油製造高

種目	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計	全國計
鯊油	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
鯨油	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000	12,000

魚油製造高果年表	
(昭和十年)	
鯊油	1,000
鯨油	1,000
計	2,000

養殖水産物調

種目	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計	全國計
座頭鯨	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
背美鯨	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000	12,000

養殖場數並面積調

縣名	數	面積
宮城	1,266	2,600,886坪
福島	1,273	2,633,886坪
岩手	1,233	2,633,886坪
青森	1,231	2,633,886坪
山形	1,231	2,633,886坪
秋田	1,231	2,633,886坪
計	7,265	14,168,000坪

漁業組合及同聯合會調

種目	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計	全國計
漁業組合數	106	106	106	106	106	106	618	618
聯合會數	106	106	106	106	106	106	618	618
加入組合數	106	106	106	106	106	106	618	618

林業

森林火災國營保險法

火災に因る森林の被害は年々巨額に上り、わけても幼齡林の被害は特に甚大なのに鑑みその損害を填補して、再造林を容易ならしめ且つ林地の荒廢を防止し、林制の保護を圖り、林業振興の對策たる林齡二十年未満の森林に對する國營保險法制度並に之を運用經營する爲めの特別會計法は去る七十議會の協賛を経て公布を見るに至つた。

さて森林被害中火災被害は水害、雪害に次ぐもので昭和十年の火災被害面積は二、〇三三九町(四分五厘)その價額二、四九〇、六八六圓(一割三分四厘)に達し、このうち幼齡林の被害は二十四%と占めてゐる。

幼齡林は材木が矮小であるため林地が乾燥し、少しの火氣にも引火燃焼し易く、一度び燒失すると幹まで灰燼に歸して全く使用價値がなくなる(大木であれば製炭材となる)而も火災跡地が荒廢して山林治水上最も悪影響を來すのであるから、復舊造林は急速を要するが、窮乏の山村民はこの造林復舊の資力は全くないので政府の補助に依存するよりほか

ない、斯くては復舊が遅れるばかりでなく種々の弊害を伴ふので、自力に依つて復舊を急速に行ふべく今次の森林火災保險法の制定となつたのである。

この幼齡林目的の森林火災保險は他の漁業、家畜の兩保險と異り、全く國營の元受保險で森林の分散性に鑑み、他の保險の如く小地域組合に依らず加入希望者は町村役場に申込み道府縣で審査決定を行ふもので全國劃一的のものである。而して現在二十年以下の民有人工植栽林は全國で百八十萬町歩に亘るが二十年間に百萬町歩だけ加入せしめやうと計畫されてゐる、期間を二十年としたのは、民間會社では抵當による金融をなす場合この森林火災保險加入を條件とするため、現在東邦、帝國、東京海上、東京火災、日本火災の五火災保險會社が(二十年以下の幼齡林見込面積百八十萬町歩のうち僅か〇・三%に過ぎないが)森林火災を契約してゐるからこの民間事業を壓迫せぬためである。

れぞれ十年生以下と十年生以上の二階級を設け、何れも民間會社の保險料の最低より幾分高い程度のもので全國一律とされ、保險金額は幼齡林投資額の八割見當である。もともと保險思想の低い山村を相手するもの故、五年間契約者には一定金額を割戻す制度も設けられてゐる。又保險料金を低率としたのは我が國林業の基礎を脅威せぬやう山村民の負擔能力を考慮して決定されたものでこの運営のため政府は十九萬六千圓を支出するほか、財源の一部を一般會計から十五萬八千圓を受け入れて賄ふ方針であり、これで二十年目には獨立經營が出来る見込みを樹てゐる。

以上の施設によつて幼齡林火災跡地の造林を急速且容易ならしめ、林業の基礎を強固にすると共に林業金融の圓滑をも意圖し將來は保險料金を一層低廉にして普及徹底を期してゐる。

法律第二十五號

森林火災國營保險法

第一條 政府ハ本法ニ依リ森林火災保險ヲ行フ

第二條 森林火災保險ニ於テハ政府ガ森林ニ付火災ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ保險契約者ガ對價トシテ政府ニ保險料ヲ支拂フコトヲ約スルモノトス

保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 保險ノ目的ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ林齡二十年以下ノ森林トス

第四條 被保險者ハ保險ノ目的ノ所有者ニ限ル

第五條 保險料ハ保險契約ノ申込ト同時ニ保險期間ノ金額ニ對シテ之ヲ拂込ムベシ但シ保險期間ガ一年ヲ超ユル場合ニ在リテハ之ヲ分割シテ拂込ムコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ保險料ヲ分割シテ拂込ム場合ニ在リテハ當該保險料期間ノ開始ニ至ル迄之ヲ拂込ムベシ其ノ拂込マテ意リタルトキハ保險契約ハ爾後其ノ効力ヲ失フ

第六條 政府保險契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保險證書ヲ作成シテ之ヲ保險契約者ニ交付ス

保險證書ハ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 保險契約ニ因ル政府ノ責任ハ特約アル場合ヲ除クノ外保險證書作成ノ日ノ翌日ニ始マル

第八條 保險契約者又ハ被保險者ノ欺詐ニ因ル保險契約ハ之ヲ無効トス

第九條 同一ノ目的ノ金額又ハ一部ニ付保險契約ノ申込ノ當時他ノ保險契約存スルトキ又ハ保險契約ノ申込後他ノ保險契約ヲ變更シタルトキハ之ヲ政府ニ申告スベシ同一ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付第三者ノ締結シタル保險契約ノ存スルコト又ハ其ノ變更アリ

タルコトヲ知リタルトキハ亦同ジ

前項ノ申告ヲ怠リタルトキハ政府ハ損害ヲ填補スル責ニ任ゼザルコトヲ得

第十條 保險金額ハ勅令ヲ以テ定ムル標準ニ依リ算出シタル金額(標準金額)ヲ超ユルコトヲ得ズ

保險金額標準金額ヲ超過シタルトキハ其ノ超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ之ヲ無効トス

第十一條 同一ノ目的ニ付本法ニ依ル保險契約ノ外他ノ保險契約存スル場合ニ於テ保險金額ノ總額ガ保險價格ヲ超過シタルトキハ政府ノ負擔額ハ本法ニ依リ保險契約ノ保險金額ト他ノ保險契約ノ保險金額トノ割合ニ依リテ之ヲ定ム但シ其ノ政府ノ負擔額ガ損害額ヨリ他ノ保險者ノ負擔額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ殘額ヲ以テ政府ノ負擔額トス

第十二條 保險證書ニ記載シタル事項ト異リタル事實アル爲保險料トシテ拂込ミタル金額ガ正當ニ拂込ムベキ保險料ニ對スル割合ニ依リ保險金額ヲ減額ス

第十三條 保險價額ガ標準金額ヲ超過シタルトキハ保險金額ノ標準金額ニ對スル割合ニ依リテ損害ヲ填補ス但シ其ノ填補額ハ損害ガ生ジタル區域内ニ於ケル保險ノ目的ノ價額ノ保險價額ニ對スル割合ヲ保險金額ニ乗ジタル額ヲ超ユザルモノトス

保險金額ガ標準金額以下ナルトキハ保險金

額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ損害ヲ填補ス

第十四條 保險ノ目的ノ一部ニ付損害ヲ填補シタル場合ニ於テハ爾後其ノ保險料期間内ノ損害填補ニ付テハ前ニ損害ガ生ジタル區域ト依リ各別ニ計算ス

第十五條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ損害ヲ填補スル責ニ任ゼズ

一、損害ガ保險契約者又ハ被保險者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタルトキ

二、保險契約又ハ被保險者ガ損害ノ生ジタルコトヲ知りテ其ノ通知ヲ怠リタルトキ

三、損害ガ戰爭其ノ他ノ變亂、地震又ハ噴火ニ依リテ生ジタルトキ

第十六條 被保險者ハ其ノ負擔ニ於テ損害ノ防止ニ力ムルコトヲ要ス

第十七條 保險契約ハ他人ノ爲ニモ之ヲ締結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保險者ハ當然其ノ契約ノ利益ヲ享受ス

第十八條 保險ノ目的ヲ取得シタルモノハ保險契約ニ因リテ生ジタル權利義務ヲ承繼ス

第十九條 保險期間中危險ガ著シク増加シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ解除ハ將來ニ向ツテノ其ノ効力ヲ生ズ

保險期間中危險ガ著シク増加シタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遅滞ナク之ヲ通知スベシ若シ其ノ通知ヲ怠リタルトキハ政府ハ危險増加ノ

時ヨリ保險契約ガ其ノ効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得
政府ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危險ノ増加ヲ知リタル後遲滞ナク契約ノ解除ヲ爲サザルトキハ其ノ契約ヲ承認シタルモノトス

第二十一條 同一ノ目的ニ付引續キ五年間政府ノ負擔ニ歸スベキ損害ノナクシテ保險契約ガ存續スルトキハ政府ハ命令ノ定ムルトコロニ依リ保險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル拂戻ノ義務ハ二年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
第二十二條 保險契約者、被保險者又ハ保險金ニ付權利ヲ有スルモノガ森林火災保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ森林火災國營保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第二十四條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險ノ事務ノ一部ヲ市町村ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得
政府ハ保險料受取ノ事務ヲ市町村ヲシテ取扱ハシムル場合ニ於テハ其受取リタル保險料ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ其ノ市町村ニ交付ス

入會林地返還問題

我が國に於ける林野總面積は二千三百八十四萬三千町歩に達してゐるが、このうち七百七十二萬町歩が國有であり、公有が四百三十二萬町歩、社寺有が十四萬五千町歩、私有が一千二十三萬町歩となつてゐる

がかなり多かつた、この慣行を無視した所有權確立の率は最近農山村窮乏の線に副ふて實に深刻化するに至つた、當時の無智なる山村民は「官有となれば村の利益が増加する」とさへ考へて何等の異議を申立てるものすらなかつたのが、最近に至り漸くこの共有財産喪失に因つて村民の利益窮乏を痛感するに至り、國有林拂下げ或ひは國有林地返還の請願は毎年議會目掛けて殺到する始末である、殊に東北地方からの請願は年々増大しつゝあるが之は山村の經濟の窮乏を如實に反映せしめ

るものである。

一例 香川縣の返還請願

これは香川縣の部分林の返還請願であるが返還をめぐる好適例たるを失はない、而してこの問題は單なる一地方に限られた問題でなく全國共通の普遍性を持つところの山村利害問題である。
香川縣の林地は往古からの入會山で、改租の際、關係町村の公有地とされるべき性質のものにも拘らず官有地に編入されたまゝであるからこの際林地及び地上林木を關係町村へ無償返還せよとの請願である。これに對し村山山林局長は次の如き理由の下に拒否してゐる、即ち同地は古い入會山ではあるが明治十四年一月手入を怠たり天然の草を自由に採つてゐる状態なのでこれを官有に編入し、その後明治二十二年に町村と營林署で千二百余町歩へ松、杉、樅を植林したがこの植林費と從來の縁故關係を考慮して、二官八民の收益分配(官の取前に對し民の取前八分)の部分林としたものである。今後二十年も経てば伐採期となり關係町村の一大財源で、現に間伐からの收益もあり、下草、小柴は造林者たる町村が採取してゐる、林地は國有地で、樹木は國と町村の共有となつてゐるが、現在の法規を以つてしてはこの請願を承け入れる餘地なく、而も法規の改正も困難である、といふのである。

林業

以上の如く從來の入會慣行が明確であるし町村の手によつて植林され二官八民の收益まで認めてゐる山林でありながら徒らに法規に拘泥して山村の窮乏を認識せず返還を拒否してゐる状態であるからこの條件以下の入會林返還の途は全く遮断された形で、山村の自主的共同更生に及ぼす影響を頗る甚大なるものがある。

農村、漁村の經濟更生運動は山村より一步先んじて着手されただけ實績の見るべきものあるに反し林野の多い東北地方の山村の如きはその施設に於て見るべきもの少く窮乏のまま放置されてゐる状態にある、せめて入會林地が返還され得るならば彼等の生活難は幾分緩和されるものがある。

國有林野開放

竝 整備 問題

山崎農相に代つた近衛内閣の有馬農相は、國有林野の開放が立遅れの山村經濟更生に深い關係のあることを認め、委託林、部分林の委託條件の緩和、放牧採草地の利用、開墾適地の開墾助成、薪炭材供給林の利用制限緩和等の立案を事務當局に命ずるところあつたがこれ等の立案も林業政策の根本問題に觸れるものではなく、寧ろ從來よりの林業政策を統一して缺陷を改善し亂脈な現状を打破して恒久的利用策を樹立すべきであるとの説が民間

關係識者の間に起つてゐる。

一例 東北代議士の建議案

これは山崎農相時代の去る七十議會に於て東北出身の議員に依つて提出された國有林野開放に關する國有林野整備に關する建議案であるが、國有林野開放とその整備を窮乏山村が如何に痛感してゐるかの證左で農林當局は速やかに現地に即した恒久林業政策を講ずべきであらう。
建議の趣旨は次の如くであつて山村の經濟更生に密接な關係に立つものである。
一、農村關係の林野は依託林として其地元又は入會の縁故ある町村へ依託し林野整備を圖りその收益を被依託者に與へる方法を設けること
二、國有林野の要者、不用存置を再検討し農山村關係の林野は地元又は入會の縁故ある市町村へ低價賣拂ひの方法を設けること但しその代金は地方財政の状況に依り二十年以内の延納を許すこと
三、國有林野の地元市町村への交付金はその面積とその收納金を基調として増額すること
四、耕作に適當の土地は開放開墾せしめること、既墾地はその開墾者に速かに低價賣渡すこと
五、部分林を許可し殖林事業を實行すること

1104

六、肥料採取（生草、落葉）及び食糧等の副産物採取（松茸山等特定の個所を除く）並に牛馬の放牧は無料とすること
 七、水源林は全部保安林に偏入し保護の方法を設け水源涵養を圖ること
 八、野火除けの方法に代木制限法を設け森林荒廢を防禦すること
 九、官行製炭を廢止すること
 十、薪炭用立木の賣拂ひは優先的に地元民の生業に必要程度の林量を調査價格を以つて特賣しその餘分にあらざれば公賣に付せざること
 十一、許可を與へざる以前に於て開墾又は殖林を爲したる者の土地使用料は（政府に於て漫用料と稱するもの）隣地の地租額以下としてこれを徵收し（數ヶ年に互るものは三ヶ年分を以つて限度とし他は特免す）その土地成功特賣をなす時は素地相當代金とすること
 等が擧げられてゐる。さて我が國の林野は私有 國有 公有 御料 社寺有 四五% 四二% 一一% 三% 一%の割で四千五百六十八萬町歩の所有面積であるが私有林の二一%は、所有者の百分の一にも達せぬ五十町歩以上の所有者に歸屬してゐる、これに反し一町未満の所有者は總數の七五%で而も所有面積の僅か一五%にすぎない状態にある。然してこれ等の私有林は景氣の波動と相隨ぐ農山村恐慌の爲に已むを得ず濫

全國營林局長會議

農林省に開かれた本年度全國營林局長會議は皇紀二千六百年記念事業その他に關し協議を遂げたが今次の局長會議は從來の單なる業務的打合せに過ぎなかつた協議形式を破つて林業労働者の養成、森林主事その他の指導監督官の養成など國有林經營並に組織の革新的改正計畫に就いて協議をなしたことは國有林政策の刷新を示すものとして注目される。

A 二千六百年記念事業

その協議事項を見るに皇紀二千六百年記念事業として企圖されてゐるものは國土緑化を目標に國有林野を全國地方町村、小學校、青年團等の公共團體の記念造林事業の爲に希望によつて開放提供し同時に優良苗木種子の廉價提供を積極的に行はんとするものである。

B 森林労働者養成計畫

次に森林労働者養成計畫は最近各方面の労働需要増加と滿洲國の森林開發に伴ふ林業移

伐されて今日は全く荒廢に歸してゐる。國有林はどうかといへば、營林局に依つて計畫經營されてゐるため經營は最も良好であるが北海道國有林は内務省の所管となつて居り、樺太國有林は拓務省の所管といふ有様で國策的統制が行はれず徒に大資本の營利的伐採に任した結果バルブ飢饉、紙價暴騰といふ状態を招來するに至つたのである。また公有林に至つては全く無計畫で府縣當局の監督行届かず、木材市況の好轉期には伐採賣却し造林計畫をなさず唯表面を糊塗してゐる状態であり、一方社寺有林は生長量無視し放置してあるか或ひは利慾の爲に濫伐してあるかの何れかでこれまた林政の意圖に副はぬこと甚だしい。大體以上の如き現状で、實際問題として森林の如き極めて廻轉率の長期のものは輪伐計畫を確立する必要があるが國有林を拂下げても町村や部落単位では經營が比較的困難で借金を増加するだけで實益がない虞れがある。だから有馬農相の立案も最小限度をゆくものである點は首肯されるがそれが及ぼす範圍は全國で僅かに六萬町歩に過ぎず、産物讓與量は僅か五萬圓、受託者への特賣九萬圓で受託者數七〇六に配分すると單位當り二千圓を出ない、國有林貸付も有料は七萬町歩に過ぎず立案の條件緩和に依る利益は極く零細である。斯くて國有林野開墾も實際問題になると狹

民の要望に因つて林業熟練労働者は漸次缺乏し、而も一方國有林事業の著しい集約化は優秀な林業労働者を要求する現状で林業労働者の養成は頗る急務とされてゐるので伐木、植苗等各種林業熟練労働者を毎年千數百名養成指導すると同者に定夫制度の改正、一般労働者の表彰、待遇の改善、森林施設の改善などの研究をも併せて行はんとするものである。

C 職員指導教育

營林局署員その他森林職員の指導教育に關しては從來の講習會式のもの一段と強化し更に職員品の陶冶、知能専門的知識啓發等のほか實際的技術の習得に努めんとするものである。

D 國有林野地元施設

國有林野地元施設に關してはこれ迄の施設を更に擴充し地元山村の經濟更生を期せんとするものである。林道に貯木場實施に關しては國有林野開發基本施設として林道と貯木場を併行實施し年次の開發計畫を樹立せんとするものである。

之を要するに今回の營林局長會議は皇紀二千六百年記念事業の計畫を除いては林業熟練労働者の養成、山林關係職員の經營、技術兩方面の知識習得等近代的林業經營の飛躍的進展を期せんとする一段階であり、各産業部門の進歩に比して最も遅れ依然として原始的經

營の域を脱せぬ森林政策、林業經營の行詰りと人的素質の改善に依つて打開せんとするものでわが國有林經營政策に一大轉換を企圖するものである。

木炭瓦斯發生機

農林省が普及獎勵

農林省に於ては木炭の新規用途を開拓して農山村木炭生産農家の窮乏を打開すると共に石油の輸入減少による國際貸借關係の改善に資し、且つ農山村に於ける低廉な動力源として利用し、國家有事の際に發動燃料の獨立に貢獻するため定置式木炭瓦斯發生機の普及を促進することとなつた、即ち昭和十二年度豫算に於て左の所要經費が承認され本年度より三ヶ年計畫で行はれる。

經費別	十二年度	三ヶ年總額
事務費	五、三八二圓	一三、〇八四圓
獎勵費	九八、二五〇圓	二九四、七五〇圓
合計	一〇三、六三二圓	三〇七、八三四圓

右の十二年度獎勵金は、現場指導獎勵施設補助として四千五百圓を除き、木炭ガス發生機購入費補助に充て左記内譯で合計五百圓、二分の一補助、所要經費九萬三千七百五十圓となつてゐる。

發生機別	臺數	單價	補助金
五馬力以上	二五〇	一〇〇圓	二五、〇〇〇圓

一〇馬力以上 一二五 二五〇 六二・五
 二〇馬力以上 一二五 三〇〇 三七・五
 以上の計畫は現在ガソリン、石油その他を使用する農林業用定置式發動機十六萬二千臺のうち容易に木炭ガスを使用し得るもの約五萬臺あり、このうち差當り一千五百臺に對し、毎年五百臺づゝ三ヶ年間に木炭ガス發生機を裝置させ裝置費の二分の一を國庫にて補助せんとするもので、これと同時に木炭ガス發生機の普及獎勵をなす團體に現場に於ける指導補助をなさしめるためその費用の二分の一を補助し木炭ガス發生機の性能及び木炭ガス分析檢定施設を農林省林業試驗場に裝置するものである。

この木炭ガス發生機に容易に轉換し得る約五萬臺に木炭ガス發生機を裝置すれば次の如き效果を得るものと期待されてゐる。
 イ、ガソリン、石油消費高を一臺平均年四百ガロンとすれば二千萬ガロンに達す
 ロ、木炭の新用途に因る増加額は年額二千四百萬圓（三百六十萬圓）に達す
 ハ、木炭ガス發生機使用者の動力源として燃料費の節約六百六十萬圓に達す
 ニ、これを一臺當りにすると節約額百三十萬圓に達す
 然してガソリン又は石油の消費節約高（年額二千萬ガロン輸入九百萬圓）に相當する輸入防遏が出来木炭の需要を増加し製炭業者の福利を増進し、山村の自家用簡易發電裝置の

動源力となり山村工業にも寄與するところ大なるものがある。

山村道場の開設

農山漁村経済更生の徹底を期するためにその中心たるべき人物を養成すべく、國庫補助によつて各地に農民道場、漁村道場が設立され既に精神的、技術的に訓練された幾多の中堅人物が経済更生運動の第一線に立つて活躍してゐるが、今度全國で最初の山村道場が農林省の補助を得て福島縣南會津郡荒海村に開設された。

山村道場も又農民道場、漁村道場とそのイデオロギーを同じくするもので山村の中堅人物を養成し萎靡沈滞の現状にある山村の更生振興に役立つものとすべく、同道場は本年八月中旬竣工の豫定で第一回修練生は卅名で次の規定で募集する。

- △十八歳以上の男子にして獨身者を當該町村長、また教育振興委員會にて推薦するものとす
 - △高小卒業以上の學歷を有し現に農山村に居住するものに限る
 - △明年一月末日退所
- となつてゐる。同道場には演習林二百町歩放牧場五十町歩、採草地十町歩、農場六町歩が附屬し修練生はすべて農民道場と同様自給自足の生活によつて精神的、技術的兩方面に

亘つて訓練をうけ山村の第一線に送り出されるのである。

東北の農山漁村経済更生運動並東北振興運動は着々計畫實行に移りつゝあるが、農村、漁村の部門に膠着して山村方面は比較的閉却されてゐた傾向にあつた。町村を一有機體として之を綜合的に指導しようとする氣運に乘じ産業の綜合化多角形化による農山漁村の經濟安定が目前漸次實現に向ひつゝある今日同道場の開設によつて山村の必要とする中堅指導者を得ることは山村の開發に拍車をかけるものといへよう。

更に農林省では養蠶場をも新設する豫定となつてゐるが従來の農民道場が開墾事業に重點をおいたに對し山村道場が生産方面を重視しての態度は認むべき傾向である。

青森營林局概況

青森營林局現在の管轄國有林野總面積は青森、岩手、宮城の三縣下に秋田縣の一部に涉り九七、七、六七一ヘクタールに達し、更に同三縣下の三九、五八六ヘクタールの公有林野、官行造林地をも併せて管理しつゝあるがなほ同局の下に實行機關たる四十二區の營林署と二百五十七の擔當區があつて約一千名の職員がその管理經營に従事してゐる。

秋田營林局概況

秋田、山形の兩縣と岩手の一部をその管理區域とする秋田營林局は有名な秋田杉の生産と潤葉樹林の開發に於て實績大いに見るべきものがある。

同局の經營狀況を豫算によつて見ると昭和十年八月十一萬圓餘の豫算で歳入出差引三百二十五萬圓餘の收入を挙げ全國屈指の成績を示してゐる。而して本年度の斫伐總豫算は二百九十萬圓で前年に比し約六十萬圓の増額であるがこれは主に管内たる秋田、山形兩縣及び岩手縣の一部に働く國有林地元の森林勞働者に對する斫伐努力費であり、なほ同年度内に於て四十萬圓見當の立木處分が行はれその經費十二萬圓を見積られてゐるから窮乏の山村經濟に多少なりと潤はされる、更に同豫算中には潤葉樹製材二工場の新設、既設工場の内容充實等農村工業方面に一段と活動力を與へるものが含まれてゐる。

同局管内は青森營林局と同様潤葉樹の蓄積量は無盡蔵にもひとしく、東北二縣の一ヶ年に於ける伐採數量は約一千石に及んでゐるがそのうち約半分以上は秋田營林局の伐採になるもので多く木炭製造に利用され、ベニヤを

林野所有別面積

の他製材は極めて僅少であるから同局では從來の製材、製材の潤葉樹利用から一步進めて十二年度を準備期間としてベニヤとパルプの事業の基礎的調査を行ふことになつたが潤葉樹林開發は東北地方の林産業界に一段と活氣を加へるものがある。

同局の本年度新規事業として期待をかけられてゐた森林道場の實現は確定して今夏より管内の秋田山形兩縣に二ヶ所宛四ヶ所に道場を設置し森林勞働者の素質の向上、技術的修業を行ふことになつたが、この施設は同じく

本年福島縣に設置を見た全國唯一の山村道場の規模を小さくしたものとよく高く高等小學校卒業程度以上の者を入場せしめて訓練を行ひ、一部を林業移民として滿洲國に送つて滿洲國の林業開發に當らしめ一部を指導員として全管内に配置して國有林の經營を擔任せしめる方針である。

大體以上の如き狀況であるが國有林野の經營に力をそぐ許りでなく管下の産業經濟との連繫關係は山村更生運動にも結びつけて各々緊密を加ふべきである。

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
國有林	1,234,567	2,345,678	3,456,789	4,567,890	5,678,901	6,789,012	7,890,123	8,901,234
公有林	1,234,567	2,345,678	3,456,789	4,567,890	5,678,901	6,789,012	7,890,123	8,901,234
私有林	1,234,567	2,345,678	3,456,789	4,567,890	5,678,901	6,789,012	7,890,123	8,901,234
計	3,703,703	7,037,037	10,370,370	13,703,703	17,037,037	20,370,370	23,703,703	27,037,037

總面積に對する山林、耕地其の他の割合 (昭和十一年)

種別	面積	割合
宮城	1,235,000	1.2%
福島	1,235,000	1.2%
岩手	1,235,000	1.2%
青森	1,235,000	1.2%
山形	1,235,000	1.2%
秋田	1,235,000	1.2%
計	7,390,000	7.3%
全國計	98,000,000	98.0%

竹林伐採數量並價額 (昭和十一年)

縣別	面積	伐採數量	價額
宮城	1,235	1,235	1,235
福島	1,235	1,235	1,235
岩手	1,235	1,235	1,235
青森	1,235	1,235	1,235
山形	1,235	1,235	1,235
秋田	1,235	1,235	1,235
計	7,390	7,390	7,390
全國計	100,000	100,000	100,000

林野被害面積並被害高 (昭和十一年)

種別	面積	被害高
火災	1,235	1,235
風害	1,235	1,235
病虫害	1,235	1,235
水害	1,235	1,235
雪害	1,235	1,235
其他	1,235	1,235
計	7,390	7,390
全國計	100,000	100,000

種別 縣目

種別	縣目	數量	價額	
用材	宮城	1,235	1,235	
	福島	1,235	1,235	
	岩手	1,235	1,235	
	青森	1,235	1,235	
	山形	1,235	1,235	
	秋田	1,235	1,235	
	計	7,390	7,390	
	薪炭材	宮城	1,235	1,235
		福島	1,235	1,235
		岩手	1,235	1,235
		青森	1,235	1,235
		山形	1,235	1,235
秋田		1,235	1,235	
計		7,390	7,390	
竹材		宮城	1,235	1,235
		福島	1,235	1,235
		岩手	1,235	1,235
		青森	1,235	1,235
		山形	1,235	1,235
	秋田	1,235	1,235	
	計	7,390	7,390	
	木炭	宮城	1,235	1,235
		福島	1,235	1,235
		岩手	1,235	1,235
		青森	1,235	1,235
		山形	1,235	1,235
秋田		1,235	1,235	
計		7,390	7,390	
造林用種子		宮城	1,235	1,235
		福島	1,235	1,235
		岩手	1,235	1,235
		青森	1,235	1,235
		山形	1,235	1,235
	秋田	1,235	1,235	
	計	7,390	7,390	

木炭生産高 (昭和十一年)

種別	數量	價額
宮城	1,235	1,235
福島	1,235	1,235
岩手	1,235	1,235
青森	1,235	1,235
山形	1,235	1,235
秋田	1,235	1,235
計	7,390	7,390
全國計	100,000	100,000

國有林原料供給木炭生産高 (昭和十一年)

種別	數量	價額
宮城	1,235	1,235
福島	1,235	1,235
岩手	1,235	1,235
青森	1,235	1,235
山形	1,235	1,235
秋田	1,235	1,235
計	7,390	7,390
全國計	100,000	100,000

工業

一、概観

東北地方の工業振興策は、我國工業地帯の北進の聲と共に着々と擴大されつつある。然しその振興策は集められたる資本のもとに、新しい企業を創設しなければならぬ負擔を有してゐるが爲めに種々なる困難があり、その實績も、目に見えるものとはなつてゐない。この意味に於いて東北の工業は、その段階に於いて未だ幼稚時代の域を脱し得ず、工業振興策もその當を得なければ却つて宿命的な結果に陥るより外はあるまい。勿論、東北の工業をして飛躍のならしむべきではあるが、その基本研究こそ重要である。徒らに諸工業會社の亂立や、工業組合の續出は、東北民の負擔を多からしめ經濟機構をより以上危

くするからである。この會社の簇出を抑制し統制することは重大問題である——この危局を前にして、東北の工業界は賑然、いまこそ起つべきであらう。

副業の意味を持つ農村工業も良いであらう。或ひは經濟ブロックの結成によるのも良いであらう——たゞ考ふべきは、その根據をして鞏固ならしめるにある。例へば宮城縣の如き、免稅條令まで設けて工場の新設促進に努めてはゐるが、單なる新設だけに終つては工業の躍進も意味をなさない、その助長と組織的乃至綜合的考察によつて、一定の軌道を定め指導が加へられなくては行けない。然らば、東北の工業をして「如何にして躍進すべきか」の問題は、その大勢の檢討によつて解決されるべきであらう。茲に順次、各

方面に亘つて讀者の參考に供すべく、各種の資料に就き述べて見よう。

二、東北工業の地位

以上の如く、振興策は大いに講ぜられてはゐるけれども、いまだに資本主義的發展から取り残されてゐる感が深い。商工省調査の統計によつて見るもその生産額において(例へば主要工業二十三品目にては最高愛知縣の五四七、七二七、四六八圓に對し、東北六縣相合しても四九、七三三、五〇二圓といふ數字を示す)換言すれば東北六縣全體の生産總額は、たと愛知縣一縣のみの生産額に、遙かに劣つてゐることを示してゐる。斯く微弱も甚だし東北の工業界である。これは東北地方固有の工業は殆んど封建時代よりの手工業的小規模工業のみであつて、資本主義的大規模經營の工業は殆んど見られなかつたといふ、その實績を如實に示したものである。

工業別生産總額 (昭和十年度—單位圓)

工業別	官	城	福	島	岩	手	青	山	形	秋	田	計	全
粉糖工業	10,750,477												10,750,477
織物工業	2,750,000												2,750,000
機械器具工業	2,670,000												2,670,000
金銀工業	1,500,000												1,500,000
印刷及製本業	1,400,000												1,400,000
化学工業	1,300,000												1,300,000
其他工業	1,200,000												1,200,000
加工賃及修理業	1,100,000												1,100,000
合計	14,320,477												14,320,477
官	10,750,477												10,750,477
城	2,750,000												2,750,000
福	2,670,000												2,670,000
島	1,500,000												1,500,000
岩	1,400,000												1,400,000
手	1,300,000												1,300,000
青	1,200,000												1,200,000
山	1,100,000												1,100,000
形	1,000,000												1,000,000
秋	900,000												900,000
田	800,000												800,000
計	14,320,477												14,320,477
全	14,320,477												14,320,477

主要工業二十三品目縣別生産額 (昭和十一年—單位圓)

品目	縣別												計	全	最高道府縣	
	官	城	福	島	岩	手	青	山	形	秋	田	計				
粉糖工業	1,666,777	2,044,444	1,455,555	1,111,111	987,654	1,234,567	1,567,890	1,890,123	2,123,456	2,456,789	2,789,012	14,320,477	10,750,477	2,789,012	秋田	
織物工業	455,555	333,333	222,222	111,111	98,765	87,654	76,543	65,432	54,321	43,210	32,109	2,750,000	2,750,000	455,555	岩手	
機械器具工業	333,333	222,222	111,111	98,765	87,654	76,543	65,432	54,321	43,210	32,109	21,098	2,670,000	2,670,000	333,333	青森	
金銀工業	222,222	111,111	98,765	87,654	76,543	65,432	54,321	43,210	32,109	21,098	10,987	1,500,000	1,500,000	222,222	山形	
印刷及製本業	111,111	98,765	87,654	76,543	65,432	54,321	43,210	32,109	21,098	10,987	9,876	1,400,000	1,400,000	111,111	秋田	
化学工業	98,765	87,654	76,543	65,432	54,321	43,210	32,109	21,098	10,987	9,876	8,765	1,300,000	1,300,000	98,765	田	
其他工業	87,654	76,543	65,432	54,321	43,210	32,109	21,098	10,987	9,876	8,765	7,654	1,200,000	1,200,000	87,654	計	
加工賃及修理業	76,543	65,432	54,321	43,210	32,109	21,098	10,987	9,876	8,765	7,654	6,543	1,100,000	1,100,000	76,543	全	
合計	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	14,320,477	田
官	10,750,477	2,750,000	2,670,000	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	14,320,477	10,750,477	2,789,012	秋田	
城	2,750,000											2,750,000	2,750,000	455,555	岩手	
福	2,670,000											2,670,000	2,670,000	333,333	青森	
島	1,500,000											1,500,000	1,500,000	222,222	山形	
岩	1,400,000											1,400,000	1,400,000	111,111	秋田	
手	1,300,000											1,300,000	1,300,000	98,765	田	
青	1,200,000											1,200,000	1,200,000	87,654	計	
山	1,100,000											1,100,000	1,100,000	76,543	全	
形	1,000,000											1,000,000	1,000,000	65,432	最高	
秋	900,000											900,000	900,000	54,321	道府	
田	800,000											800,000	800,000	43,210	縣	
計	14,320,477											14,320,477	14,320,477	14,320,477		
全	14,320,477											14,320,477	14,320,477	14,320,477		
最高道府縣	2,789,012											2,789,012	2,789,012	2,789,012		

次にその經營狀況を見るに、政府では七月十六日の閣議に於いて技術者及び熟練工養成の大綱を發表し、この工場經營に當つては萬善を期することになつたが、東北地方に於い

てはこの熟練工養成の成果は如何なる程度にまで功益があるか未知數である。右熟練工養成の大綱は次の如くである。

技術者及び熟練工養成に關する恒久的對策は綜合的産業計畫の樹立と相俟つて別途方法成案を得る事とし、今回は一應熟練工の不足特に顯著にして事態をこのまゝ放置し得ざる機

械工業及び鑛業については應急施設の對策を講じ合せて比較的長期の養成を必要とする技術者補給については一部恒久的なる施設に着手する事となり大體左の方針によるものとす

- 一、經營規模の大なるものに對しては養成自給を勸奨督促すること
- 二、政府は差當り自から養成するの能力乏しと認められる中小規模のものに補給する趣旨を以て主要工、鑛業地帯に官公立又は組合立で即時養成施設を行はしめること
- 三、労働人員の募集及び配給に關しても國家的統制を加へる必要により差當り應急施設として行はるゝ養成工の募集及配給は職業紹介機關を通じて迅速且つ適正に行はるゝ方途を考慮すること
- 四、稍々高級なる技術者養成施設としては官立大學、高等工業、高等商船學校などの速成科の收容人員の増加について考慮すること
- 五、今次對策の圓滿なる施行を圖ると共に今後の恒久的對策を適切ならしむるため中央及び地方における關係當局に常時緊密なる連絡を保持せしむること

さて然らば、東北地方の工場數及び従業者數はどうかとてあるかといふに、他府縣に比し、兩者ともその數は餘りにも劣つて居り、生産組織の低級さを物語つてゐる。

工場數及従業者數 (昭和十年度)

工場	従業者總數		工場	従業者總數	
	技術者	事務員		技術者	事務員
宮城	七六六	三六	青森	二八	八六
福島	一、三六六	一〇、三三三	山形	三三	三三
岩手	一、四〇六	七、七〇七	秋田	三三	三三
職工	一、四〇六	七、七〇七	東北計	一〇、一〇一	一、七〇一
計	三、五七五	一四、四七一	全	一〇、一〇一	一、七〇一
	三、五七五	一四、四七一			

三、主要工産物

酒は景氣のパロメーター。近年東北地方の醸造業特に清酒の進歩發展は著しきものがある。昭和十一年十月以降十二年六月迄の清酒製成高、蔵出高共に増加となつて居り、右九ヶ月間に於ける製成高は五十萬八千五百五十四石、蔵出高四十萬三千五百一十一石、差引六月末現在高三十一萬八千六百九十四石で、前年度に比較すると製成高二萬五千五百一石、五分三厘の増、蔵出高三萬四千二百八十八石、六分四厘の増を示し、その消費狀況はまづ上乘の結果を豫想してゐる。これを縣別に示せば左の如く製成、蔵出共に山形、福島、秋田の三縣が他を抜いてゐる。

品評會成績	製成高		蔵出高		六月末現在高	
	製成	蔵出	製成	蔵出	製成	蔵出
宮城	六、四三三	四、八〇四	三、八三三	四、三九〇	三、八三三	四、三九〇
福島	一、三六六	一、〇二六	一、三六六	一、〇二六	一、三六六	一、〇二六
秋田	一、〇〇〇	八、八九一	一、〇〇〇	八、八九一	一、〇〇〇	八、八九一
山形	一、〇〇〇	四、七〇七	一、〇〇〇	四、七〇七	一、〇〇〇	四、七〇七
計	五、八〇〇	一、九一八	五、八〇〇	一、九一八	五、八〇〇	一、九一八

製成高 蔵出高 六月末現在高

前年對比増△減

れによれば東北よりの清酒出品點數一千九十八(三百六十九人中優等入賞百十九點(六十人)特選賞二百三十三點(九十點)入選三百

五點(九十一人)計六百五十七點(二百四十二人)で優等賞三回連續獲得によつて現在の最高榮譽たる名譽賞を授與されたもの全國で十四人中東北だけで八名を占め、斷然銘醸の王座を確保するに至つた、東北の入賞點數を示せば次の如くである。(括弧内は出品人員)

縣別 優等賞 特選賞 入選賞 計

宮城 四(九) 三(三) 三(三) 一〇(一五)

福島 三(三) 三(三) 三(三) 九(九)

秋田 三(三) 三(三) 三(三) 九(九)

山形 二(二) 三(三) 三(三) 八(八)

計 一二(一六) 一二(一六) 一二(一六) 三六(五四)

次に入賞者を見ると、宮城縣が斷然優位を占めてゐる。

名譽賞

鳳凰天賞	天江勘兵衛(宮城)
浦霞	佐浦もと(宮城)
岩手川	關口藤右衛門(岩手)
稻の友	横澤酒造店(岩手)
吉野川	冠木吉郎(福島)
會州一	山口儀平(福島)
笑福娘	木村孫四郎(秋田)
陸奥男山	駒井庄三郎(青森)

優等賞

福金正宗	鈴木祐吉
龍冠	淺見酒造店
萬歳	松本秋治

〔岩手縣〕

岩手川	關口藤右衛門(第二製造場)	伊澤酒造本店
岩手川	關口藤右衛門(第一製造場)	岩久酒造店
榮冠あき開	村井源三	高木清兵衛
南の友	横澤酒造店	天江勘兵衛
四季の友	川村酒造店	佐浦もと
金千鳥	金野連之助	鈴木正護
岩手譽	遠野村新共同合名會社	齊藤孝之助
多賀多	岩手縣銘醸株式會社	森藤龜松
菊初孫	磐井篤平	三浦敬次郎
		伊藤和兵衛
		川敬商店
		東北酒造株式會社
		田中林兵衛
		武田統助

〔福島縣〕

會州一	會州一	第一山口儀平
花江春	花江春	宮森常八
住の	住の	宮森常八
榮川	榮川	宮森常八
鶴川	鶴川	宮森常八
吉の	吉の	宮森常八
福の	福の	宮森常八
鶴川	鶴川	宮森常八
陸奥男山	陸奥男山	宮森常八
桃川	桃川	宮森常八
陸奥男山	陸奥男山	宮森常八
新洋政	新洋政	宮森常八
天洋政	天洋政	宮森常八
笑福娘	笑福娘	宮森常八

河内年鑑 伊藤仁右衛門商店第一工場 大館酒造合資會社 田村酒造店 齋藤彌太郎 大井永吉 以上の入賞割合を、全國各支部別に千分率に検討すれば

Table with 2 columns: 支部分別 (Regional Branches) and 前年 (Previous Year). Rows include 關東, 近畿, 北海道, 東北, 中部, 中國, 九州, 朝鮮, 支那, 計 (Total).

となり、東北は前回に比すれば優等入賞はやゝ減退した形ではあるが、依然その王座は覆へされず、宮城縣の進境目撃しかつたに對し酒造縣を誇る秋田縣が不振を辿つた結果によるものと見られる。

濁酒密造 次に、東北の香しからざる名物の一つといはれる濁酒密造をみると、濁酒密造正組合の増加活動によつて漸次減少しつつあるとはいへ、なか／＼これが根絶は困難で、この米酒交換、廉價酒供給の昭和十一年の數字を示せば左の如くである。

Table titled '米酒交換' (Rice Wine Exchange) comparing 10 years and 11 years across regions: 宮城, 岩手, 福島, 秋田, 青森, 山形.

Table titled '廉價酒供給' (Cheap Wine Supply) comparing 10 years and 11 years across regions: 宮城, 岩手, 福島, 秋田, 青森, 山形.

東北興業會社では地方振興のために、織物工場建設を計畫してゐたが、青森縣弘前市へ東北振興織物工場を設置することに内定を見た。これは約二百臺の大規模機を有する東北隨一のものたらしめやうとするので、敷地二百坪建設費三十萬圓程度の見込みであり、こ

の工場完成の時は東北織物の躍進に拍車をかけるものと期待されてゐる。由來、東北の地は各藩主が養蠶業及機業を奨励し自給自足の道を講せしめたがため、自然機業も亦隆盛を見るに至つたが、商品として大量に生産せられるのは極少數の地方に限られその多くは農閑期に各々自家製絲、玉絲或は屑絲を以てする自家織物の生産の域を出ない。而してその經營規模に於いても近代的大規模經營に依るものは殆どなく、中小工場組織がその大部分を占め、中には地方的手工業即ち「土産」の域を全く脱せざるものも少くない。又近時農村工業化の叫びに伴つてホームズパン等の製織も隆盛を來たして居るが、その成果は今後大いに見るべきものがあらう。東北地方の代表的機業化としては、依然その傳統を誇る福島、山形兩縣下である。

昭和十二年六月中の東北六縣織物査定數量は總計三十七萬九千二百九十八點、課稅價格六十五萬七千七百七十五圓、稅額五萬九千四百二十二圓で前年比査定額において五萬五千四百九十點、一割二分八厘の減、稅額において一萬五千四百三十三圓一割五分一厘の減となつてゐるが、これは郡山におけるステープルファイバーの免稅が最大の原因をなしてゐるによるのである。これを種類別に見れば左の如くその九割餘までは絹織物(人絹を含む)が占め絹織物にこれに次ぎその他はとるに足らぬ。

東北六縣織物査定數量

Table titled '東北六縣織物査定數量' (Surveyed Quantities of Textiles in Six Northeastern Prefectures) with columns for 査定數量 (Surveyed Quantity) and 稅額 (Tax Amount).

地域別東北六縣織物査定數量

Table titled '地域別東北六縣織物査定數量' (Surveyed Quantities of Textiles by Region) listing various textile types like 絹織物, 綿織物, etc., and their quantities.

Table titled '漆器' (Lacquerware) listing various types of lacquerware and their quantities.

百四十萬圓に達し、全國生産の一割二分を占め、他の工業生産物が何れも全國水準に比して低位にあるにも拘らず、前記の清酒と同様に、斷然頭角を抽んでゐるのは實に頼もしいことと云はねばならない。殊に川連漆器、會津漆器は全國的にも名を知られてゐるものである。

○川連漆器

東に川連、西に琉球は、現在日本漆器中の双璧であると云はれる。川連漆器の産地は秋田縣雄勝郡川連町及び同郡三梨村で、昭和十年秋田縣川連漆器試験場が誕生するに及んでその活躍も目ざましいものとなつて来た。いま、その生産統計を見るに

Table with 3 columns: Year (昭和元年, 昭和五年, 昭和八年, 昭和十年), Production (製造戸數), and Value (産額(圓)).

平次 製造戸數 従業員數 産額(圓)
昭和元年 三四〇 八六 六〇〇,〇〇〇
昭和五年 三七〇 一,一〇〇 六八〇,〇〇〇
昭和八年 三六〇 一,一〇〇 六九〇,〇〇〇
昭和十年 四四〇 一,六〇〇 八〇〇,〇〇〇

○會津漆器

會津漆器の年産額は三百萬圓である。その

産地は會津若松市、喜多方町であるが古來よりその名を知られ、殊に明治三十一年御用盃製造の命をうけてより頼にその聲價を擧はれ、木盃はすべて會津獨占の觀を呈するに至つた。

昭和十年、漆器業者有志發起のもとに若松市にパーマライト會社の設立を見るに及んで會津漆器は、近代的色調を帯び、東北工業界の龍兒プラスチック工業ベークライト製品が出来来るやうになり、面目は一新するに至つた。會津漆器最近の状況を見るに、同業組合員數は五百五十戸で、その内訳は

Table with 2 columns: Product Type (漆器商, 漆液商, 漆器商, 漆器商) and Count (戸數).

漆器商 六八戸 漆液商 五戸
漆器商 九六戸 漆器商 一〇二戸
漆器商 八七戸 漆器商 一六四戸
漆器商 二八戸

○仙臺漆器

宮城縣の漆工業は、近年やゝ没落したと云はれその年産額も僅か二、三十萬圓に過ぎないが、この没落時代に奮然起ち上つたのは仙臺漆器である。仙臺漆器とは、木地蠟塗、根

4 その他

▽醬油と味噌

先づ東北地方の醬油に就いて見るに、その主産地は西若松、會津本郷、米澤、眞室川、羽前大山、酒田、新屋、土崎、八戸、浦町等であり、第十五回全品評會に於いて優等賞を得たのは次の如くであつた。

Table with 2 columns: Location (宮城縣, 福島縣, 山形縣, 秋田縣) and Producer (東京醬油株式會社, 加藤庄五郎, 青森, 奥田周造, 酒田醬油株式會社).

東北地方に於けるセメント製造工業は、一に青森縣漆及び福島縣四ツ倉に工場を有する

工業

來塗、青貝漆器、玉蟲塗、蠟燭塗及び之等の手法を應用した各種變塗、鎌倉彫、新調漆或は各種彩漆應用漆器等を總稱しての謂であるが、新興漆器としての價値は今後の躍進に期待される多くのものがある。右の如く仙臺漆器が多様多様であることは、此處數年來漆工方面の技術官が非常に多く仙臺に集つた結果、その研究が各種多様の角度から試みられたことによるもので新興漆器中の主なるもの玉蟲塗蠟燭塗に就いて略記して見よう。

玉蟲塗——これは工藝指導所の小岩囃託が研究發明になるもので、中途面上に貼られた銀粉が上塗の彩漆を通して光を發し、丁度玉蟲の甲羅のやうな色調を呈す所から命名されたものである。指導所ではその製法に關して特許第一一〇四六〇號を得、東北工藝製作所に實施權を許諾し、工業化せしめ、漸く仙臺名物の一つにならうとしてゐる。

蠟燭塗——このローケツ塗は、その外觀が俗も蠟燭染に似てゐるところから命名された一種の變塗である。これは津輕塗の煩雜な手数を省き能率的に同様の外觀的特質を出さんとすして編み出されたもので、値も安く又一種の新美しさを持つてゐる點に強みがある。

以上述べ來たつた漆器のほかに、宮城縣では鳴子漆器、岩手縣では秀衡塗、摺澤漆器、南部塗、衣川塗、山形縣では山形漆器、鶴岡漆器、秋田縣では能代春慶、青森縣では津輕塗等がある。

宮内町の燒石膏で、用途及びその價格は、陶器磁器原型用、西洋建築裝飾用、齒科醫術用各種模型鑄造用、白蠟製造成用で價格樽入八圓、紙袋入二圓六十錢、罐入齒科醫術用四圓、又その年産額は千五百圓となつてゐる。このほか、一關のセメント防水剤用のロータス、土崎の酸素瓦斯等がある。

四、東北振興物産宣傳大會

工業關係出品物への批評

商工省後援、東北六縣主催の第二回東北振興物産宣傳大會は、八月三日から十六日まで東京日本橋三越に開かれたが、工業關係の木工、工藝、食料品の三者について三越の各係主任が左記の如く批評を加へたが、業者にとつても重要參考資料となる事項が多いから茲に掲載して置く。

木工品

- ▽秋田縣—△ 一、杉研出塗卓 (イ)丸卓、杉の洗出しが深過ぎ従つて品が悪く感じる、幕板も廣過ぎ足も少し太い。(ロ)角卓、丸卓同様洗出しが深い、框を少し薄くしそれだけ貫を上げ更に足をいくらか細くすると大變恰好がよくなる。 一、杉研出塗机、佳品で形も申分ない。

一、桐箆筒、下臺の形凸凹ありすぎるのがどうかと思ふ今少し平明な形が東京に向くと思ふ、天井板後部の茶碗止は柄止めしてなく、ぶら／＼してゐると實用にならない。

一、漆器、木地仕上及塗仕上何れも結構、塗にも新らしい模様を見受けた、形状を東京風にしたら相宜賣れると思ふ、但し津輕塗萬能にせず甲板の鏡板だけを津輕塗にし、足、貫等は他の塗(例へば滑塗の如き)にしたならば一層よしいと思ふ。

一、津輕塗鏡臺、小丸型鏡臺はもつと單純な形がよく、何れも鏡枠を細くしその蛇腹を止めて平にする方がよいと思ふ。

一、津輕塗鏡臺、小丸型鏡臺はもつと單純な形がよく、何れも鏡枠を細くしその蛇腹を止めて平にする方がよいと思ふ。

一、山形縣 一、山形縣 一、山形縣

一、山形縣 一、山形縣 一、山形縣

一、山形縣 一、山形縣 一、山形縣

一、山形縣 一、山形縣 一、山形縣

一、山形縣 一、山形縣 一、山形縣

一、山形縣 一、山形縣 一、山形縣

工業

は用ひない、冬の瓶掛火鉢とした方がよい。一、樽長火鉢、總じて仕上においては遺憾ながら福島縣に少し劣るやうだ、木地の色付は東京はもう少し濃いのが好まれ、引手も今少し小形のがよい、籠鉋は必ず打つこと。

一、衣袋箆筒、形、仕上共に結構だが、内部の盆と帆立との間の棧が見苦しい、附物をして二重帆立の方がよいと思ふ。

工藝品

一、宮城縣 一、宮城縣 一、宮城縣

食料品

一、秋田縣 一、秋田縣 一、秋田縣

一、秋田縣 一、秋田縣 一、秋田縣

一、秋田縣 一、秋田縣 一、秋田縣

一、秋田縣 一、秋田縣 一、秋田縣

つと鑿目を荒く大膽に削れば面白いであらう。(ホ)真面、小箱、これ等の小物に色の違つた二種以上の材を用ひてモザイク式に張れば案外面白い物が出来ると思ふ。

一、堆朱 (イ)香合、矢張り肉池として使用した方が適當と思ふ。

(ロ)盆、彫が深過ぎる。

一、玩具、鳴獨樂は堅牢で出来もよいが穴のあけ方が悪いためか鳴り悪く一工夫が必要。

一、相馬焼湯呑、紅茶々碗等に金線を入れたのは傳統的手法であるが俗で安っぽい、今後金線を省いてもつと高雅といふことに工夫して貰ひたい。

一、會津塗、凡て模様多過ぎる、ラツカー塗の下駄に古銭模様などの足に踏むべからざる模様をつけるは一考を要す、この事は秋田の櫻皮の下駄にも當る。

一、津輕塗、箸、箸箱等の小物は在來のままにてよし、下駄は裏のゴムを取つて貰ひたい、強いてつるなら薄く色も同色程度のもので、なほ凡てこの塗は青色を基調としたものは比較的明朗でよい。

一、陶器、縣工業試験所の作品のため地方色はないが垢抜けしたものである、東京の間屋側と交渉して販路を求むれば大いに見込みあり。

一、月島煮 風味原料共に良好。一、昆布ジャム 餘りに軟かくジャムになり難い。一、いか味付 液量多く混濁、風味良好。

五、工藝の積極指導

商工省が乗出す

商工省では、國內産業の輸出増進の見地から工藝品の積極的指導に乗出すことになり、従來仙臺にあつた國立工藝所を擴大して本所を東京に移し、新たに大阪に支所、京都に出張所を置き、工藝品の試験研究、原料材料の獲得、工藝品製作技術に關する傳習その他加工品に對する意匠、圖案の配布等に當らしめることになつたが、これがため技術及び技手を二名宛東京の本所に増置、更に今まで工藝指導所の事業が木工金工のみに限られてゐたのを、更に織物、陶磁器廣く一般工藝品にもおよぼすこととなり、右に伴ふ工藝指導所官制の改正勅令を八月十二日付を以て公布した。なほ關西支所は昭和十二年度中に敷地の選定を行ひ次年度中に着工、事業開始は二ヶ年後となる見込みである。工藝指導所官制の改正勅令は左の如くである。

勅令第四百二十七號 工藝指導所官制中左ノ通改正ス 第一條及第二條中「木工品及金屬工品」ヲ「工藝品」ニ改ム 第三條中「技師專任四人」ヲ「技師專任六人」

「技手専任三人」ヲ「技手専任五人」ニ改ム
第八條 商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ工藝
指導所ノ支所ヲ置キ本所ノ事務ヲ分掌セ
シムルコトヲ得
(參照)

昭和三年三月三十一日公布勅令第四十七號

工藝指導所官制抄録

- 第一條 工藝指導所ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ工藝ノ指導ヲ爲スタメ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、木工品及金屬工品ニ關スル試験及研究
- 二、木工品及金屬工品ノ原料及材料ノ品質ノ鑑定
- 三、木工品及金屬工品製作ニ關スル傳習及講話
- 四、試験研究ノため製作シタル木工品金屬工品、加工シタル其ノ材料並ニ調製シタル其ノ意匠圖案ノ配布
- 第二條 工藝指導所ハ工藝ノ改善ニ必要アリト認ムル場合ニ限り木工品及金屬工品ノ製作並ニ其ノ意匠圖案ノ依頼ニ應ズルコトヲ得

六、工作機械増産計畫

昭和十六年度に於ける年産一億三、四千萬圓を目標に工作機械製造能力増大を圖るべく七月一日の資源審議會總會に於て答申を得たので、吉野商相はその實現に關し近衛首相及び廣田企畫廳總裁と協議の結果、鋭意具體的方策の立案を急いでゐるが吉野商相及び商工當局の間で大體政府及び五大メーカー(東京瓦斯電工、新潟鐵工、池貝鐵工、大隈鐵工、

七、新設各種工場

唐津鐵工)の共同出資による國策的な新工作機械製作會社設立案及びいはゆるシャドウ・スキーム(影の計畫)による工作機械の計畫的生産の實施並びに生産能力増進案が考慮されてゐる、即ち
一、第一案は政府及び五大メーカー共同出資によつて資本金二、三千萬圓、半官半民の新會社を創設し新會社は五大メーカーが現に製作に従事しつゝある工作機械の生産分野と重複せざるやう、新分野の生産に當らんとするので、特に高等技術の獲得、國策原料資料の恒久化、熟練工の養成等に主力をそそぎ各種工作機械の需要に應ずることとを目的とする。
二、第二案はイギリスがその航空機エンジンノ製作に關し實施しつゝある所謂シャドウ・プランに倣つて政府出資による組立工場を設置する一方政府において一般的計畫を樹立し一般機械購入を動員して各種工業各種工作機械の部分品を製作せしめ前記組立工場において組立を行ひ工作機械の製作過程を部分化、單純化して平時より生産能力を培養し一朝有事の際直ちに大生産に入らしむる事を目的とする。
右の兩案は何れも利害得失があるので商工省ではわが國機械工作の現状に鑑み慎重研究を進めてゐる。

場の設立は工業酒田の輝かしい門出であると云はれる。
魚油加工場
この工場は東北振興會社と青森縣内當業者の共同出資になるもので資本金は六十萬圓、場所は八戸、魚油を原料として硬化油製造を試みんとするものである。
東北振興織物工場
これは前にも述べた如くに弘前市に設置されるもので、綿ネル、手織木綿、白綾ネル、エプロン地の大幅織機を目差し、東北興業が地元業者とタイアップして建設される。
石綿製造工場
工業原料統制の國策化が唱導される刻下、從來ソグエト・ロシヤ以外には原料の産地なしといはれた石綿を、本邦海岸線に沿つて無盡蔵に繁茂する雜藻類から精練することを發見した日本綿火藥工業會社では、三陸地方の氣仙沼、宮古、釜石、女川等を工場設立候補地と内定、このうち二箇所を選定、創設することになった。

石鹼、グリセリン製造工場

東北振興會社は八戸市へ石鹼及びグリセリン製造工場を設置することになったが、青森縣内魚油の年産額は
△八戸市一、四〇、一四四貫 △東郡一〇五、四九五貫 △西郡四、七〇〇貫 △北郡五、〇〇貫 △上北郡五八、一六貫 △三戸郡六五、七貫 總計百七十七萬三千二百七十貫金額六十三萬七千二百九十八圓に

工業

國産輕銀工場

資本金百萬圓(全額拂込み)の國産輕銀株式會社では、軍需インフレの波に乘り國産アルミナとして全國唯一の生産地として岩手縣和賀中央耕地整理水田の地下四、五尺に無盡蔵にある目をつけ、黒澤尻町に工場を設立した。アルミナ原礦を新工場で分離選礦しアルミナ中礦としてアルミニウムその他輕金屬會社に供給するものである。
日本水素工業工場
日本曹達では日曹鐵業の石城炭田(常盤)の産炭を利用し、硫酸製造を行ふために福島縣小名濱に敷地を買収、工場を建立し、右企業を新會社日本水素工場にて行ふことに決定した。八月三十日日本水素工場の創立總會にて第一期計畫として硫酸年産十萬噸、メタノール年産三千噸、硫酸年産十九萬二千噸、第二期計畫として石炭液化を定めた。

八、工業組合

我國工業中重要な地位を占めてゐる中小工業は、規模小にして設備極めて不充分、僅かに家内工業の域を脱せるに過ぎざる状態のものも多く、殊に東北地方はその大部分は手工業的中小工業であり、之等中小工業はその大

工業不振を云はれた東北地方に、近時さかんなる各種工業の進出發展を見るに至つたことは結構なことには違ひないが、既に前にも述べた様に、この結果は各種工場設置の氾濫となり、恰も「工場設置時代」の觀を呈してゐる。しかもその大半は東北興業會社の計畫になるものが多く、夫等工場の氾濫を來たすに於いては、却つて兩兎を追うて一兎も得ざるの例に漏れず、結局有耶無耶の裡に葬られてしまふことが懸念されるのである。今にして、これ等の統制を行はなければ折角の事業も何等東北に益を齎らすものでは決して無いであらう。
茲に、新設されたる各種工場の二、三を擧げて見よう。

石灰窒素工場

これは東北興業會社と電氣化學工業會社とが、北上山系に無限に埋藏されてゐる石灰石を利用して石灰窒素を製造しようとするもので、資本金は一千万圓であり、その工場に就いては岩手縣の盛岡、花巻、黒澤尻の一市兩町に於いて躍起の設立争奪戰を演じてゐるものである。

酒田紡績工場

大阪機械製作所の酒田市東郊に紡績工場を設置する計畫は、酒田市に於いて工場敷地五萬坪(飽海郡中平田村の水田)の買收費として十五萬圓を寄附することになり、鐵興社の醋酸纖維素製造工場設立に次いでこの紡績工

半は經營不振の状態に置かれてゐる。これが爲めに政府は、昭和二年度乃至四年度各三十萬圓、昭和五年度二十五萬圓(節約實行豫算二十三萬七千五百圓)、昭和六年度十三萬五千圓(節約實行豫算十二萬八千二百五十圓)、昭和七年度二十一萬七千五百圓、昭和八年度二十五萬圓、昭和九年度二十三萬圓、昭和十年度二十萬圓、昭和十一年度二十七萬五千圓の豫算を以て組合の共同施設費の一部を補助し、組合の發達をば助成してゐる。
昭和十一年十二月末現在、六縣別工業組合數を見るに次の如くになつてゐる。

六縣別工業組合數

(昭和十二年三月現在) △印は聯合會

宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田
綿織物	△				
絹織物					
人造絹織物					
金屬製品					
陶磁器					
漆器					
傘					
木竹製品					
蔦及野草産					
印刷					
味噌					
瓦					
製瓦					

商業

概況

産業振興の波に乗って、東北地方の商業は、最近従来の不振の域を突破したと觀察されるが、實際はこれを各方面から調査すれば依然として未發達の状態にあることを領き得る。これは勿論、圓滑な金融とか、豊富な購買力とか、或ひはその土地の周囲の状況がうまく行つてゐなければ發達しないものであり、この觀點からしても東北地方は未だに恵まれてゐるとは云へない。従つて東北地方の商業は、更に一段の努力をなすべきであり、その根本策を慎重に研究してから掛らなければならぬ。

しかも商業不振の一因とも或は考へられるのは姉妹關係の工業方面に、會社といふ會社、どれもこれも力瘤を入れてゐるやうに見受けられ、宛も商業が工業に附隨してゐるかの如くに、世人の關心が移つて行つたことにも基因するのではあるまいか。

いま、昭和十年に於ける全人口と商業人口の比率を見れば、全國の全人口に對する商業者の割合は平均五・九%であるに對して、東北地方の平均は四・四%となつてゐることによつても、商業の不振なることは統計上にも明らかになつてゐる。東北地方には大商人は居らず、中小業者が僅かに他力本願によつて窮迫から、實は免かれてゐる状態にある。其の商業の改良發達を圖る爲めに、政府は適切な組合制度として商業組合法を設け、これらの中小業者の積極的經濟事業を行はしめ、營業上の統制を確保して、業界の秩序を恢復せしめ、又資金の貸付貯金の受入等金融事業をも併せ行つてゐるので、これによつて、幾分なりとも商業改善發達の一步一歩を築きあげて行つてゐることは、業界にとつて喜ばしいことと云はねばならない。

これから順次に、東北の貿易方面からその商業の如何なる状況にあるかを検討して見よう。

東北の貿易

本邦總貿易 金輸出再禁止以來我が國商品の進出の著しきものがあり、昭和十年の如き異常なる貿易尻の好轉を見たのであるが昭和十一年の貿易事情は其の内容を異にするとは云へ輸出総額五十七億二千五百八十七萬圓の巨額に達し、昨年比し五億四百八十七萬圓の増加を示した。右の内輸出は二十七億八千七百八十五萬圓で一億九千四百六十九

萬圓(七分五厘)、輸入は二十九億二千八百二萬圓で三億一千萬圓(一分八厘)を夫々増加した。然るに之を昨年比に於ける増加割合に比するならば輸出貿易と輸入貿易は將に其の位置を顛倒し貿易尻悪化の感を抱かしめるものがある。即ち輸出に於ては昨年の増加率一割五分二厘が七分五厘に落ち、輸入は九分一厘が一割八分上昇するに至つた。之を要するに本年の本邦對外貿易は其總額に於て甚大なる額を示したとは云へ輸入貿易の増加著しく、之に反し輸出貿易の強化を見るに當り我國貿易の將來に何物かを示唆するものとして看過し得ないものがあらう。(大藏省發表)

東北の貿易

今、東北の青森、釜石、鹽釜、船川の四港に於ける昭和十一年の貿易状況を見るに、輸出六百三十一萬二千九百三十四圓、輸入一千四百五十三萬九千八百八十四圓、輸出合計二千八百八十四萬三千九百八十四圓、差引輸入超過額八百二十一萬八千四百六十六圓でこれを前年比すれば輸出に於て二百二十一萬三千四百二十二圓(二分五厘)の減少、輸入に於て百三十七萬九千四百一十一圓(一分四厘)の増加、輸出入總額に於ては、八十三萬四千十圓(三分八厘)の減少を示してゐる。これを各港別について見れば、左表の如く輸出に於て各港とも減少してゐるが、殊に釜石港に著しきものがある。また輸入に於ては船川港の減少著しく、其他は青森港の微増を初め各港とも増加してゐるが、鹽釜港の増進目覺しきものがある。

輸出入表

港別	年次	輸出	輸入	合計
青森	十一年	六、八四、四九九	三、五五、三三三	一〇、三九、八三二
	十一年	五、七四、〇〇五	三、五五、九三〇	九、三〇、九三五
釜石	十一年	九、九三、八八三	八、六四、〇四四	一八、五七、九二七
	十一年	一三、七七一	九、六〇、五四〇	二三、三七、二六一

而して之を種類別に見れば左表に示す如く輸出に於ては林檎及罐詰類の減少が目立つてゐる、即ち青森港の重要輸出品である鮭鱒罐詰は主要仕向地たる英國、佛蘭西等への輸出減退を見るに至つた、この不振に反し工業品類及び罐詰物類が異常なる活況を示してゐる。即ち關東州及露領亞細亞へのセメント、

濠洲方面への硫黄、關東州への硫化鐵鑛及建築用鐵材等が旺盛である。一方輸入品類に於ては、農産物、肥料、飼料等が減少を示してゐるが、油類主として重油原油及鐵、鐵鑛類等所謂重工業部門關係品増加著しく、殊に釜石に於ける製鐵事業の活潑な物語るものがある。一面之等業界の旺盛

種類別輸出入額 (昭和十一年)

種類別	青森	釜石	船川	計
林檎	三、四〇、九四〇	—	—	三、四〇、九四〇
罐詰類	一、九〇、二八〇	—	—	一、九〇、二八〇
鐵産物類	—	—	—	—
工業品類	三、〇三、六三三	—	—	三、〇三、六三三
其他	五、九一、七二七	—	—	五、九一、七二七
計	一〇、三九、八三二	—	—	一〇、三九、八三二

種類別	青森	釜石	船川	計
農産物類	三、五五、三三三	—	—	三、五五、三三三
油類	—	—	—	—
石炭類	—	—	—	—
鐵及鐵鑛類	—	—	—	—
其他の鐵石類	—	—	—	—
肥料類	—	—	—	—
飼料類	—	—	—	—
工業用品	—	—	—	—
木材其他	—	—	—	—
計	三、五五、三三三	—	—	三、五五、三三三

砂糖の移出

東北地方の砂糖移入場に就いて見ると、現在營業しつゝあるのは

- (ハ) 宮城縣鹽釜町 鹽釜倉庫株式會社
- (ロ) 青森市新安方町 株式會社青森臨港倉庫
- (イ) 秋田縣船川港町 中川合資會社

- (ニ) 秋田縣船川港町 株式會社船川倉庫
 - 字新濱町五九
- の四ヶ所であり、移入場倉庫は、合計建坪數二、三五六坪、砂糖收容能力二七六、一〇五ピクルである。移入砂糖は臺灣産産のもので、

臺灣製糖、明治製糖、大日本製糖、鹽水港製糖、帝國製糖、昭和製糖等の製品である。いま昭和十一年度及び十一年度の移出状況を示せば次の如くになつてゐる。

移出状況 (昭和十一年度) 其の一
移入種別 移入高 引取高
船川 耕種地 二二三番糖 一六、五三三
分蜜及三温糖 二七、〇〇一
計 四三、五三四

取引所

東北地方の米穀取引所は、酒田、鶴岡の兩取引所であるが、右の概況に就いて述べれば次の如くである。

酒田米穀取引所

この取引所は明治十七年七月十七日の設立になり、酒田市秋田町所在、株式會社組織で、資本金三十萬圓(全額拂込)である。その實質に就いての觀察、即ち標準米、取引様式及び出來高並びに相場の大勢等について見れば、(1)標準米 これは清算部買取引に於けるものと、正米部買取引に於けるものとがあり、前者では山形縣穀物検査所の定めた該年産米の同倉庫三種三等米より毎年十月に選定せられ之が該年十月期から翌年九月期迄の買取引の標準米として適用され、後者は買取引には別に標準米の定めはないが銘柄取引にあつては、銘柄等級が定められてゐるのである。(2)取引様式 清算部買取引は競買及びザラ場賣買の方法によつて行はれ、正米部買

買取引では、買物取引は現品、見本、倉荷證券、入庫傳票、入庫通知書又は倉出證によつて行はれる。(3)出來高と相場 酒田取引所の昭和十一年賣買高並びに受渡高は次の如くである。

酒田米穀取引所 賣買高
清算取引 (賣買高) 七五五、一〇〇石
受渡高 五二、九〇〇石
銘柄取引 (賣買高) 二、〇〇〇石
受渡高 一、〇〇〇石
また清算取引の平均相場は
一月 二九、四〇(錢)
七月 三二、五九
二月 二九、三三
八月 三二、三三
三月 三〇、一三
九月 三二、八六
四月 三〇、一三
十月 二八、八六
五月 三二、七三
十一月 二八、八六
六月 三二、七三
十二月 二八、八六
となつて居り、平均相場は二九、七四である。

鶴岡米穀取引所

明治二十八年十月十五日の創立にかゝり、鶴岡市三日町所在、資本金二十五萬圓(全額拂込)の株式會社組織である。(1)標準米 山形縣穀物検査所の定めた該年産米の内米の本所倉庫同積四等米中より毎年十月選定され、該年十一月期より翌年十月期迄の買取引に適用されてゐる。(2)取引様式 競買の方法によつて行はれ、期限は三月以内である。(3)出來高と相場 鶴岡取引所の昭和十一年賣買高並びに受渡高は
賣買高 四一六、五〇〇石

受渡高 二六、四〇〇石
であり、また清算取引先物平均相場は
七月 三、五九
八月 三、六〇
九月 三、六〇
十月 三、六〇
十一月 三、六〇
十二月 三、六〇
平均は二九、五八となつてゐる。

商業會社

昭和十一年に於ける東北地方の商業會社は合計三千二百八十九であり、前年度の三千六百七十七に比し百二十三の増加となつてゐる。この百二十三の増加は、勿論商業會社設立の氣運の著しくなつてきたことを物語るのであるが、その裏面には泡沫會社的なものもあり、單なる簇出状態にあるものもあることも念頭に入れて置いてよいことであらう。これを六縣別に見れば次の如くであり、各種を通じて合資會社の多いことも注意せねばならぬ。

商業會社表 (昭和十一年)

商業會社數 (昭和十一年度)
合名 合資 株式 計
秋山 一 一 一 三
青森 一 一 一 三
岩手 一 一 一 三
福島 一 一 一 三
宮城 一 一 一 三
計 五 五 五 一五

商業會社一社當金額 (昭和十一年)
縣別 拂込資本 積立金額 利益金額
秋山 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇
青森 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇
岩手 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇
福島 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇
宮城 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇
計 五、〇〇〇 五、〇〇〇 五、〇〇〇

物品販賣營業收益 (昭和十一年)
縣別 營業人員 利益金額
秋山 一、〇〇〇 一、〇〇〇
青森 一、〇〇〇 一、〇〇〇
岩手 一、〇〇〇 一、〇〇〇
福島 一、〇〇〇 一、〇〇〇
宮城 一、〇〇〇 一、〇〇〇
計 五、〇〇〇 五、〇〇〇

無盡會社
東北における昭和十一年現在の無盡會社數二十三社支店數十八社である其の概況を示せば六縣合計
公稱資本 三、五八五、〇〇〇圓
拂込資本 一、九五五、七〇〇圓
無盡組數 二、五七五

同給付金契約高	三二、八六〇	掛金契約高	九、〇〇〇
内給付金高	三、〇〇〇	内受入高	三、〇〇〇
未收無盡掛金	三、〇〇〇	未收無盡掛金高	三、〇〇〇

東北六縣無盡概況 (昭和十一年)

種別	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田
公稱資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
拂込資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
組口	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
給付契約高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
給付金高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
掛金受入高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
未收無盡掛金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

商工會議所

商工會議所所在地

縣別	事務所所在地	地	區	設立年月日
宮城	仙臺市東二番丁八九	仙臺市	區	明治四・六・四

會議所議員、役員、顧問及選舉關係一覽

會議所	議員數	役員數	顧問數	第一號議員	選舉方法	最近行ひたる第一號議員總選舉期日	選舉人名簿	選舉期日
盛郡福仙	一號議員 二號議員	頭 副會 員 常議	顧問	選舉方法	最近行ひたる第一號議員總選舉期日	選舉人名簿	選舉期日	
岡山島臺	二 三	二 二	二 二	二級五名連記	昭和十二年三月	昭和一十二年三月十五日	昭和一十二年三月十五日	
仙臺	二 三	二 二	二 二	二級單記無記名	昭和八年十月十三日	昭和一十二年三月十五日	昭和一十二年三月十五日	
福山	二 三	二 二	二 二	二級單記無記名	昭和八年十月十三日	昭和一十二年三月十五日	昭和一十二年三月十五日	
郡山	二 三	二 二	二 二	二級單記無記名	昭和八年十月十三日	昭和一十二年三月十五日	昭和一十二年三月十五日	
青森	二 三	二 二	二 二	二級單記無記名	昭和八年十月十三日	昭和一十二年三月十五日	昭和一十二年三月十五日	
山形	二 三	二 二	二 二	二級單記無記名	昭和八年十月十三日	昭和一十二年三月十五日	昭和一十二年三月十五日	
秋田	二 三	二 二	二 二	二級單記無記名	昭和八年十月十三日	昭和一十二年三月十五日	昭和一十二年三月十五日	

商工會議所聯合會

一、奥羽北海道商工會議所聯合會

所屬會議所——札幌、小樽、函館、旭川、室蘭、釧路、仙臺、福島、郡山、盛岡、青森、弘前、山形、鶴岡、酒田、秋田

二、東北商工會議所聯合會

所屬會議所——仙臺、福島、郡山、盛岡、青森、弘前、山形、鶴岡、酒田、秋田

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
森前	田田	岡形	田田	岡形
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

商工會議所選舉有權者數

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

商工會議所經費豫算

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

仙臺商工會議所

會長	副會長	副會長	副會長	副會長	副會長	副會長	副會長	副會長	副會長
中村梅三	佐藤十兵衛	三原庄太	芳賀亮三	鈴木清文	鈴木清文	鈴木清文	鈴木清文	鈴木清文	鈴木清文

理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
金森時三郎	山田勇太郎	安岡盛治	佐藤益治	渡邊藤吉	橋山常吉	戶田米哈以里	菅原甚左衛門	本田三代之助	板垣金造

理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
木下銀助	倉島庄太郎	氏家竹次郎	内池久五郎	高木嘉助	半澤滿五郎	西形吉次郎	大和田佐助	金澤治介	加藤寅治

理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
大田三郎	新井傳藏	津野子之吉	瀧田保	佐藤金一	永戶直之介	内海榮次郎	鈴木正雄	大野富三	粒良精一郎

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

青森	弘前	山形	鶴岡	秋田
元	元	元	元	元

理事 齋藤 正吉 五十嵐治郎左衛門 永山 兵次

盛岡商工會議所

會頭 中岡孫一郎 副會頭 川村 松助 議員 米内 留吉 青山初右衛門 長谷川隆三 東 德太郎 宮 善次郎 榎田常次郎 成瀬 富次 佐々木徳太郎 小泉多三郎 村井 源三 石川 孝一 高橋佐太郎 玉山慶次郎 菊池儀兵衛 玉置 敬一 藤原徳太郎 赤澤多兵衛 帷子康一郎 池野三太郎 石川 嘉七 川村 清助 上野正一郎 渡邊榮一郎 岡田 喜助 鎌田 逸郎 一ノ倉則文 石川 參太

理事

弘前商工會議所

會頭 宮川 忠助 副會頭 近藤 東助 議員 佐藤 有一 上田與徳市 松宮 重輔 能登谷寅五郎 成田 豊助 川村東一郎 竹内 榮七 山形良太郎 石岡定次郎 木村 榮吉 大塚多三郎 福士 忠吉 雨森 良太 山崎峯次郎 菊地 長之 鹿俣徳四郎 三上新太郎 平田貞之丞 堀内喜代治 原田 律藏 野宮 忠吉 山本 善藏

青森商工會議所

會頭 藤林源右衛門 副會頭 田中 敬三 成見 唯七 議員 神野伊三郎 木村 虎雄 賀田 忠吾 豊田太左衛門

鶴岡商工會議所

理事 中山 政助

山形商工會議所

會頭 草刈 源助 副會頭 庄司爲次郎 吉田 吉助 議員 和田 留吉 深渡尚之助 小島源五郎 稻田善三郎 五百川藤太郎 松倉 政治 鈴木 吉助 會田善太郎 中村 辰壽 高橋松治郎 伊藤勳兵衛 武田善兵衛 原 伊壽 成原理三郎 佐竹 久司 西村久三郎 笹原龜之郎 後藤 平助 藤屋宗次郎 川合孫四郎 榊森伊兵衛 小島源兵衛 武田 忠次 小島 久作 長谷川源七 藤田 徳造 松ノ井久四郎 佐藤長兵衛 矢野 茂助 後藤吉太郎 森谷 京助 後藤吉太郎

酒田商工會議所

會頭 荒木 幸吉 副會頭 菅原豊太郎 議員 佐藤 長藏 荒木 誠一 小田勤四郎 白野平太郎 五十嵐太兵衛 秋野 平藏 市原平三郎 大谷 孫七 長坂 彌吉 高山菊次郎 桐谷 誠一 關伊右衛門 村田 喜造 中村 恒造 市原 進 相馬治太郎 佐藤 幸吉 宮本 貞治 杉原伊兵衛 中村 太助

各縣東京販賣輪船所

縣名 所在地 電話
宮城 麴町區丸ビル七階 九ノ内 四、九五〇
岩手 二ノ橋區須田町二ノ 浪花 一、〇一八
福島 日本橋區室町四ノ 日本橋 二、〇九三
秋田 五近三ビル 丸ノ内 二、八一八
山形 日本橋區室町四ノ 日本橋 二、〇九三

商業組合

昭和七年十月商業組合法の施行せられる

商業組合表

(昭和十一年三月末現在)

Table with columns: 宮城縣 (三十六組合), 名, 稱, 地, 區, 組合, 出資總額, 事務所, 代表者. Includes entries for 仙臺化粧品, 仙臺切自動, 仙臺洋品, etc.

や、全國を通じて各業種業態に亘つて、組合設立の氣運が澎湃として起り、東北地方に於いても短日月の間に多數組合の設立を見るに至つた。法律施行後に昭和十一年迄の組合増加の趨勢を示すと次の通り

商業組合設立状況

(昭和十一年十一月末現在)

Table showing commercial combination establishment status by county (宮城, 岩手, 青森, 山形, 秋田) with columns for 設立認可, 申請中, 發起, 合計.

Table listing various goods and their prices, including items like 鹽釜米穀商, 宮城縣折箱小, 古川魚類小賣, etc.

Table listing various goods and their prices, including items like 佐浦重次郎, 渡谷平次, 大木 善人, etc.

Table listing various goods and their prices, including items like 梁川, 白河洋, 喜多方菓子, etc.

Additional text or notes at the bottom of the right page.

Table listing various goods and their prices, including items like 大槌海産物, 宮古海産物, 久慈穀物, etc.

Table listing various goods and their prices, including items like 沼宮内自動車, 沼宮内町, 沼宮内町, etc.

Table listing various goods and their prices, including items like 青森縣 (二八組合), 青森市, 青森縣, etc.

Additional text or notes at the bottom of the left page.

河北年鑑

Table listing various commodities and their prices in the Hokkaido region, including items like rice, oil, and other goods with their respective market locations and prices.

Table listing various commodities and their prices in the Aomori region, including items like rice, oil, and other goods with their respective market locations and prices.

金融

東北主要都市金融概況 (昭和十一年六月)

昭和十一年

一月中旬 △仙臺一年末資金及初費に因る買上り資金の還元吸収等にて一月四日及六日の出納収入高は概算...

荷動少き爲め此種資金の需要は殆ど見るべきものなかつたが、月央後半年末による諸貨物の買入ありて資金の需...

取組最多く幾分資金の需要を喚起しつゝ、越月せり。△青森一月初半年末資金調に關し、目星しき需要添...

金融

た。△酒田—金融は依然緩慢、舊正月にも大した資金移動なく、僅かに政府米買上による保証金納付、米券割引及酒造税金需要等があつたのみであつた。銀行當月末の預金は千四百六十七萬圓、貸出は六百廿一萬圓。△若松—舊正月後まで金融緩慢、月末に酒造税金の移動を見たのみ。

三月 中 △仙臺—二、三事件の爲一時市内に特別警戒の気分ありしも、金融状態には殆んど影響なく平穏を保ち越月せり、簡易保険支局員の家族移住に依り、市内に新なる購買力を招致し商内は一段の活氣を加へ來れり。△青森—中甸米穀税金の需要増強したるも一般に凡調に推移した。△秋田—米穀は地主筋の一部の農家に手持され出廻り少く一般高値望みなる爲商談歩みからず、三月一日現在の在米高穀表後は増産期の需給關係を懸念し米價の昂騰豫想に相場は愈々底固く、月末には相場正米一圓四角一俵一圓六十錢上向いた。移出は相場高に割賦せられ不活潑にして僅に北海道、樺太方面への要賣見べきものなし。木材は目先需要期を控へて相場強含み之に伴つて公賣高を現したが新商談なく閑散であつた。唯だ春物仕入れ、肥料資金、就に月末に至り十年末木材延納金の一部と酒造税金等に要する各種資金の需要起りし外、郡部への此種資金の移送可成多く稍々繁忙を呈し越月した。組合銀行三月末の預金は二千七百七十五萬圓、貸出は三千九百九十四萬圓。△山形—米穀及肥料資金として多少の需要あり、月末には酒造税金の納付期まで此が資金移動を見たも概して閑散で、商況も政局不安の折柄見送り氣味であつた。組合銀行の三月末に於ける預金は前月に比し百四十七萬圓の二千七百六十八萬圓、貸出額は同四十七萬圓増の二千五百一十萬圓であつた。△酒田—米穀市場は残存米穀が前年度より二百八十萬石減を示し、臺灣の冷寒、朝鮮の早拔、内地雪解凍等に加ふるに増産期の需給關係懸念にて相場は底固く、農家は手放しを躊躇し商人は手持不足を示した。中央市場に關西方面に可成りの米穀移出は此方面の資金移動は相當繁忙を示した。△若松—肥料

料入荷は未だ稍繁ならず、目星しき新規資金需要弱く、月末酒造納期に際して小繁を呈した。

四月 中 △仙臺—四月の金融界も平穩裡に經過し縣下同盟銀行は東北各縣に懸して、二十日より預金協定利率の引下げを実施せり、之の改正は全國の引下に適應せるものなるを以て各行共預金高には無影響なり。△青森—中央にての預金利率下實施さる、や同業者預金の公社債に振向けられたるもの相當額に達した。尙本月を以て肥料荷替資金の需要小繁を呈したるも一般に平穩閑散に經過した。△盛岡—氣候不順にて春人氣引立たず肥料資金關係に多少の移動を見た外は概して靜裡に經過した。△秋田—政府にて身替米五十五萬石買上發表以來、正米筋の人氣硬化した地場に至り、五月初九日四等一俵拾一圓六十錢より高くなり月末十一圓九十錢の相場を示すに至りたるも、農繁期を控へ居る爲め近村よりの出廻り極めて薄く地主米に多少の動きを見たのみにて振はず、移出も地高にて採算不引合の爲閑散であつた。木材市況は東方面の取引不活潑にして年度度木材代金延納期の終りまで多額の資金の移動を見た。又一般商況は依然不況ながら諸種貨物の仕入相當多くなり、此方面にも資金の移動を見たも金融小繁を呈した。當縣下組合銀行に於ても大中利下を斷行し三月より實施した。△酒田—米穀市場は有振相場の高値を現し、政府買上からも高値目越から商人筋の募入數極めて少く、只移出は、前月同様相當額に達した。金融は農繁期まで閑散で、下旬當地米穀の利下を行つた。△若松—肥料に諸季節物仕入資金の需要弗々起り小繁を見、漸次活潑を示し、越月した。

大口資金の移動なく平穩裡に越月せり。△青森—五月一日より當地組合銀行に於ても各種預金利率下を実施せり、多少有價証券の移動傾向も見受けられたるも未だ左程目立つ程のものにあらず平穩裡に經過した。△盛岡—肥料及夏物仕入資金の移動を見たのみにて平穩裡に經過した。△秋田—前期米穀引替期米及正米の昂騰に連れ地場正米は月初四等一圓一俵一圓一圓二圓より月末十二圓三十錢上伸びたるも、農繁期まで出廻り殆んどなく地主筋も賣り溢り商談少く、移出は高値警戒に需要地買ひ進まざる爲め荷動き見べきものなく閑散。木材は不活潑ながらも多少の新規取引ありし相場は前月に比し稍高氣味の狀態に見たる外各種資金の需要は更に起らず至極平穩裡に越月。組合銀行の五月末預金高は二千六百七十六萬圓、貸出は三千八百八十六萬圓何れも稍々増加を見た。△酒田—米價漸騰せるも農家手持米歩留のため此が資金需要起らず、僅かに少量の中央向米穀の連續的移出、月初の國債償還、其他等の移出ありたるのみにて金融概して閑散に終始し、商況も亦農繁期まで不振であつた。△若松—肥料資金に續き季節物仕入資金の需要を見金融漸次繁忙を示した。

六月 中 △仙臺—米價は昂騰し、海軍兩軍に高穀を續けたるも荷動き減退し移出額約三百萬石、本月中の税金(營業収益税)國家移納高穀等萬圓その他大口の流出入なく一般に閑散裡に越月せり。△盛岡—下旬より春移出週期に入り之が買入資金需要相當額に達し小繁に越月せり。△秋田—前月高多調を辿れる地場正米は遂に四等米十二圓五十錢といふ公定最高價格に接近するの高價に昂騰せるも依然出米少く僅に北海道、樺太方面に白米の移出を見たのみならず、五十錢以上安値なる年度政府買上米の需要は盛んに起り縣内販米缺乏地方地に青森縣下にて對し多量の荷動きを見たも、鐵道材料米價高に連れ相當強含みなれど商談歩みからず木材相場は下旬に至り幾分引き立ちたるも既に梅雨季まで致すは出荷手段の狀態なり。一般商況は農繁期まで引續き

閑散。組合銀行六月末預金高は二千五百六十二萬圓にて前月末に比し百萬圓以上の減少を見、低金利政策の影響にて比較的好利潤なる有價証券への預金投資の傾向も見受けらる。△酒田—一般商況は依然不振なるも、米穀の中央市場向移出の荷替取組、月初の公債借替り、月末半期決済資金需要、米穀清算市場の受渡等ありて金融小繁を呈す。△若松—高價高値を持続せるも出廻り遅れ、唯月末決済資金の需要に小繁を呈したるのみ。

平穩裡に越月した。組合銀行の月末預金額は前月末より廿六萬圓増加せるに貸出高は六十六萬圓減を示した。△若松—高價高値にも拘らず出廻り幾分か活潑を引立てるに至らず、僅かに月末酒造税金の移動を見たのみ。

舊盆節資金金、持資材拂下代金需要にて活潑を呈したるのみにて閑散裡に越月した。△酒田—正米は品漏れの産地相場強調を加へ、依然中央市場の需要旺盛にて引續き相當の移出あり、此方面に可成りの資金移動を見た。清算市場は前途の作柄好調を織込んだる新市は各地同格大下値の發を見たるも漸次高値を唱へた。下旬には政府所有古米の拂下行はれしも、當地米穀事務所の除外により再び米價再燃して強調を持続した。尙舊盆の恒例的季節資金として見るべきもの無き平穩裡に越月した。△若松—月末には舊盆資金の需要ありて小繁裡に越月。好天候による作物安心と夏高穀高値に農家は活氣づきたる有様である。

七月 中 △仙臺—本月中の米穀荷替取組高は舊盆米の出廻り増加に依り需要地の賣行減退し産地品薄となり、前月に比し著しく減少し、約四十五萬圓の見込なり。△青森—當地特産物たる鮭、鱈、鱈鱈は本月初盛期に入り、之が資金需要に小繁を呈したる外、大勢平穩裡に經過した。△盛岡—當地春滿出題最盛に當り之が購入資金相當額小繁に推移した。△秋田—昂騰を續け來たりし米價も天候の全國的順調に因り幾分軟調氣味となりしが、青森縣を始め生産地の掠れ傾向漸く顯著にて下旬に至り又復反騰の氣勢を示し需要地よりの註文絶えず。可成りの荷動きを見た。木材相場は東京、名古屋、大阪等各地の消費市場に於ける在荷減少と内地材供給縮小にて底固く新秋後相當活潑を豫想せらるも、月中の取引はさして見るべきもの無かつた。其他一般商況も至極平穩裡に終始し月末に酒造税金の納付金にて小繁を呈した。△山形—例年兩取組最盛期なる本月に入るも、商市場の不振と地方製絲家の凋落により之が資金需要目立たず、五日前四回山形電報債還あり次で十日新發行の同社債の内約百二、三十萬圓當地方に於て消化されたるも、依然金融緩慢に推移し、月末酒造税金、其他税金關係資金の移動にて多少繁忙を呈した。△酒田—農作豫想と清算市場強調により一般農家は大幅に期待し、一方中央市場の需要依然旺盛にて其移出額亦相當數量に達せるを以て残存米は數年來未曾に見ざる程に減少を示した。從て出廻り極めて少く此方面の資金需要乏しく、僅かに月末酒造税金の推移を見たるのみにて

米は漸落し人気が沈んで商内なく、持越米は愈々減じ、之が資金需要起らず、只政府拂下米保証金に代金納入資金の移動を見たのみにて、金融見調裡に越月した。一般商況も農繁期にて入出少く閑散。△若松一米穀は未だ出廻りに到らず季節物仕入資金の移動を見たるのみにて平調裡に越月した。

十月 仙臺一一般商況は本月も格別の變化なかりしも、秋肥、晩秋の取引に纏連して惠まれ季節的資金の動き小繁を呈したる外更に月末酒造稅資金の移動に依り繁裡に越月せり。△青森一月初旬月末資金の回帰順調なりしが、月央頃より特産物林檎の出廻本格的となり之が資金の移動相當行はれたるも、大勢は平穩裡に推移した。△盛岡一初旬晩秋の出廻りにて資金の需要多かりたるも、本縣及秋田の出廻りにて之が資金の需要多かりたるも、又岩手甘藷の出荷も旺盛なるも、一般商況は一息の形にて平穩裡に推移した。△秋田一木村相場は保合乍らも前月に劣らず出荷を見た。米價は引續き軟弱なるに加へ、全國米穀收豫想高六、八四萬石を前年比し一割八部増收の發表ありて一層の上押を豫期せられたるに、各地に於ける繰入不足懸念の繁案外強く延び、中央市場の反響を促し、正米も月末新四等十一圓十錢迄伸び、稻仕舞に連れ出廻り漸次旺盛となつた。一般金融は新穀資金の外諸事業會社支給金及酒造稅資金の需要にて繁裡に經過した。△能代一木村界は實需期に入り天候回復と共に積造も本格的となり、且中甸に入り秋田木村會社三十年祝典に際し全國間屋積造々來能、同社の記念札賣立等あり、餘勢をかつて並物も整理なる相場に引續き軟弱を呈したるも、市場に於ける秋田杉物特産品の高刷けよき爲め右の契約買進み産地側緊張を呈し、荷爲替も増加した。樺丸界は野田鏡子共に在荷逼迫なき爲め急がず。米穀界は新穀の出廻りと共に移出相當多し、是等木材及米穀の爲替資金並に酒造稅、冬物仕入資金等にて金融漸次活潑に越月した。△酒田一米穀は中央市場よりの實需盛なりしも、農家が米價安に因り賣控へ氣味にて出廻米少き爲め、是

手持米を以て買上に懸する事なる、之が保證の納入、故に例年歳末資金の移動に相俟つて小繁裡に越年した。△若松一商況は活潑を帯び、新穀の移出、季節物仕入、期末諸決済等累なりて資金の移動額に高まり金融繁裡に越年した。

昭和十二年

一月中 △仙臺一米穀關係では年末買付後の需要地の買氣減退と産地側の先高見越と舊正月の閑退と爲賣り急がしめ米穀資金の需要は前月よりも減退した。水産關係では鰯魚が盛漁期を終へて不振、船隻運販費高は減退した。只魚油は近畿よりの購入轉賣に依つて活況を呈し之が荷爲替資金の需要依然旺盛であった。かくて縣下の金融は年末手種な推移を辿り、七十七銀行では東京支店及日銀福島支店より現送を受けた年末資金二、七〇〇、〇〇〇圓(内國庫金一、五〇〇、〇〇〇圓)に對し二〇日迄に二、五〇〇、〇〇〇圓を回送し資金の過剩を示した。月末には所得稅、地租、家屋稅の移納あり郡部支店に於ては貯金會の満期繰戻による舊年來の資金の移動があつて小繁裡に越月した。△青森一舊臘中全縣下に撤布せられたる歳末資金は早くも大晦日には回歸し始め、越年後も續々と順調に回収を見、他方需要は米穀荷爲替への外見ざるもなく平穩裡に推移した。△秋田一米價は買取高發表ありしも依然強調にて、下旬に入り第三回政府買上發表、政局安定見通しに一層昂騰し、東京期米卅二圓四十錢、地場正米四等十二圓十錢と新高値を現出した。移出は月初閑散なりしが、中旬以後北海道方面より稷白米と共に、舊歲端白米の注文あつて可なりの荷動きを示した。木材相場も米材輸入、建築諸材の暴騰に懸著しく、業者は新春契約約をする一方、二月相場を待望して活氣旺盛の状態である。其の他一般金融に於ては釧路、石油事業の目覺しき移動を見ず、舊臘放出資金の環流も概して緩慢であつた。△能代一木材は其實行状況に鑑み並物相場を若干引下

が資金の移動少く、只月末に至り酒造稅、其他諸稅金の納入により資金の移動ありたるのみにて金融は概して閑散裡に越月した。△若松一季節物仕入に次ぎ月央より益々新穀出廻りを見、月末には酒造稅移納等もありて金融は其後引續きを呈した。

十一月 仙臺一農村方面の農作米の出盛期、海岸地方の好漁獲、納稅資金、製絲關係貸出の移動等ありて、繁裡に越月せり。△青森一前月末放出資金の還渡少きからず、本月に入り北海道市場の外東京市場に向け新米の移出活潑に行はれ産地方面より右荷爲替取組高増し、又林檎移出も出盛期に入り、是等資金の需要相當額に達し、小繁裡に推移した。△盛岡一新米出廻りと共に米穀類の移出相當活況を呈し之が資金需要を見、其他に木炭資金、冬物仕入資金等の需要も加はりて金融は漸次引續きを呈した。木炭市場は品持底の爲め高値を示し移出好調。製絲方面も絲價奔騰騰配の活況を呈し移出好調。製糖方面も糖價騰貴の爲め高値を示し移出好調。各方面より振りに明調。△秋田一米穀は前月末に引續き十一圓前後に殆ど居据り状態なるも政府買上米、酒造米需要等の爲め幾分底固く加ふるに秋田米の好評は各地よりの入註を促し近來になき多量約の移出を見、木材相場は役物の外概して鈍狀にて契約約の荷運り相當ありたるも、従前の餘勢に過ぎざるの感あり。一般金融は之を昨年の同期に比較するに各方面に亘り著しく繁裡に越月した。△横手一米價は通月口一四圓半十圓乃至十一圓を唱へた。月初には各農業者倉庫米評會の開催、上甸には政府買上米の受渡あり其間飯米肥料資金其他の前借金の決済の爲め中小農の賣米例年比し相當多し出廻り、之が需要に、穀物を呈した。△能代一木村界は引續き好調を呈し、穀物方面は原本朝高に比し幾分消極なるも穀物は各地需要多き爲め氣配強し、全製材工場は新春迄の契約を擁し、且今月は決算期のもめ契約品の積込も多量に上つた。樺丸界は依然舊年、新穀の換金の賣物も順次に出廻りて一般市況活潑を呈した。金融も木材拂の要資及諸納稅資金の移動にて小繁を呈した。△酒田一新穀出廻りに入

の上、年初各工場共賣出したる爲め買進まれ、現在に於ては例年三、四月迄の契約ありて賣餘地なく強調に轉じた。米穀買取高の増收に政府買上等の發表あり、殊に下旬の政變にも拘らず先行諸物價騰勢心理も加はり漸歩調を辿り相當の出廻りを見た。△酒田一物價騰貴の傾向著しきたり各商店の思慮仕人にて商内可なり活潑を呈した。米穀は農家が先高見越にて一般に賣急がしめ爲め出廻り米例年比し割合に少し、且肥料資金の需要期なきも、舊正月接近による決済資金の必要よりする換金の賣卸あり小繁を呈し越月した。△若松一引續き一般商況活潑を呈し、舊季節を控へ資金移動相當あり金融繁裡に越月した。

二月中 △仙臺一二月八日農林省より政府身替り米買上成績の發表があつたが、宮城県は全然懸落れとなり、一方中央に於ける實需米の賣行不振に加へて産地は中旬以後舊正月にて一層出過ぎの状態となつたため米穀移出高は前月より約三〇、〇〇〇石を減少した外魚肥油其の他の荷動きも少く春肥手當資金の需要も幾何の高に達せず金融は頗る緩慢の状態を示した。月末には酒造稅、地租等國稅の移納があつて小繁を呈した。△青森一舊季節には例年農村決済資金が相當活潑なる動きを示すを例とせるが、本年は案外閑散にて之が資金の移動極めて少く、他方前月に引續き米穀關係資金の需要を見たるも概して金融凡調裡に經過した。△盛岡一初旬放出せ舊年末資金も舊正月明けと共に續々還流した。一般商況は此處一息の形にて靜裡に經過した。△秋田一米穀は前月末の高値を承け月初四等十二圓卅五錢迄賣はれたるも間もなく十、廿錢の安配配となりたる確保合、仕向先は従來北海道方面を主としたるに、最近東京方面に多く出荷を見た。(之は是迄同地方に供給されたりし朝鮮米は昨年の不作に加へ産地に於ける消費量の増加と滿洲國への移出等のため著しく入荷減となりたるに因る)木材相場は九日の全縣聯合公賣には相當高値を示したが一般に落着きを示し、來るべき需要季に備へて原木の手當をすると共に既契約品の荷運りに専念し、大した波瀾も

りたるも、月初の政府買入米値段の豫期以上に高値なるも、第二回收穫豫想高發表の減收等を見て農家は米價の先高見越にて一般に賣急がしめ、需要地への移出米は依然相當旺盛なりし爲め、是等政府納米及荷爲替資金の需要、故に月末清算市場に於ける資金の移動等にて小繁裡に越月した。△若松一新穀は高値に於て急に出盛り、加之季節物仕入資金等の需要もありて金融比較的繁裡に越月した。

十二月 仙臺一米穀の本格的出廻りミ魚油船の賣行良好に依り之が荷爲替資金の需要旺盛であつた外歳末支拂貸金の移動繁裡に幸され政府地方金融動員に依り中央短資市場の緩和状態に幸され地方金融も圓滑に推移し平穩裡に越月した。△青森一前月末資金の歸還徴々たる状態にて、引續き林檎資金、米穀資金等の需要を見、郡部方面への流も相當額に達し流石年末の事にて繁裡に經過した。△盛岡一初旬特産物の岩手貯蓄買取金六十餘萬圓の配當に次いで、更生せる岩手貯蓄及休銀第九十、盛岡の二銀行の預金増長し合計八十萬圓の拂出等、本年末の金融界は近年に無く明調化し、回収方面も至極順調の様子にて、東北振興計畫に相俟つて經濟界は好轉を期待せらる。△秋田一米價は環境高き生産者の賣急漸減に因り出廻り薄し加へ、第二回政府身替米五十萬石の買上發表等ありて、相場第一高となり上米も月初四等十一圓十錢内外より月末十一圓四十錢迄昂騰した。米穀移出は前月より減少したるも、尙北海道方面へは稷、糯、白米可なりの荷運り行はれた。木村相場は資材高の強調に保合、年内契約も早く切上げ完了して専ら是れが積造に没頭の状態にて、年末にも不案外平穩裡にて、諸取引概して順調に推移した。△酒田一米價先高懸望の賣急みたる農家が肥料資金其他の諸支拂を爲すべく其換金を餘積なくされたる爲米穀の出廻り相々活潑を加へ、之が資金需要漸次高つた。然も中央市場よりの需要は未だ見るべきもの無かりしに、偶々月末に到り政府第二回の買上の發表あり米穀商は其

なく平穩裡に終始した。郡部に流出せる舊歳末決済資金は舊正月明けと共に漸次順調に回収され、月末は春物仕入資金、第三期酒造稅納入準備等にて稍々繁裡を來した。△能代一木材は月初稍々軟弱氣味なりしも契約満期にて賣餘少く、産地は依然強氣活潑に目下産地市場現合の状態にて、相場は二分板二等板五分三分、同二分三厘五板、唱へである。樺丸は原本高に引合、半休休業。又米穀は舊季節四等石卅一圓を突破し相當賣出した。△山形一舊季節資金は迅速に還流し、米穀賣出は第三次政府買上米に對し商人側手持米を以て市場より持立するに至らなかつた。其他格別の事もなく、月末には酒造稅の納入にて小繁を呈し、又舊季節資金も漸次還流した。初旬政府米の買取にて商人の手持米は殆ど政府米に轉換し、精算米市場も亦内外の勢をもつて一般に見送る人氣を呈し、商内至極閑散裡に越月した。△若松一舊季節には金融繁裡を呈し、月末には酒造稅納期にて幾分の緊張を見た。

三月中 △仙臺一市井の商況は春物商内に稍活況のある可きもの外は一般に春寒に萎縮の状態を脱せず、地方に於ける出廻りも數ヶ月間は稍平均して之が資金の需要にも格別の變化なく月末は諸官衙の年度決済酒造稅其他の國稅の移納等資金の需要は相當多額であつたが勤銀、農工合併による交付金の支拂國庫の利拂等に類如され、多忙年にも窮屈味なく越月せり。△青森一前月に引續き米穀關係資金の需要あり、下旬には諸官廳の年度末諸掃資金の流出、肥料資金の需要にて稍々活況裡に經過した。△秋田一米價は本月に入り再びデリ高となり月央には四等十二圓五十錢と最高公定價格に接近せる高値を示し、一方地主助賣惜みによる地場高にて需要地に引合はす、只北海道、樺太方面へ多少の白米移出を見たるのみ。木材は需要期に入りて益々強調で、荷運りも漸次活況を呈した。一般金融は概して平穩で、月

末に肥料、木材代金納入、酒造税等の資金移動にて繁忙裡に越月した。△能代―木材は月初程相場表により好轉し、建築期に入り需要多きも、産地は契約満期にて、依然強氣潜在し、市場も之に追従し、相場は二分板二等並五分乃至五分一分、同三分三厘五分三分厘へにて活況を呈した。又米穀は諸物價騰勢を辿り、内地在米高不足にて、四等石三十一圓二、三十錢と昂騰した。△山形―肥料の季節的入荷は逐日増加した。米價は相場強氣保合にて商談は案外少く、従つて商人側手持米高み、之が資金の漸増と月末の酒造税納付と相俟つて繁忙裡に越月した。△酒田―商品及び株式は騰勢を辿り、又米價高に惠まれ農村の購買力増加の概様、米穀は清算市場の出来高増加、出廻り米旺盛にて之が資金需要相當額に達し、地方恒例肥料資金、月央米穀資金、月末の酒造税の納入等にて小繁を呈した。△若松―肥料其他の季節的仕入資金と月末の酒造税資金需要に小繁裡に越月した。

△四月 仙臺―清算米の氣丈な新市發會とその後の新高價騰進により、需要地の買付進捗し、縣産米は本月も前月同様八〇、〇〇〇石内外の出廻りを見、米穀資金の需要活潑であった。春肥手當は本月で、六、七分通り終了したが實需期に當面して市價急騰を告げた爲、受渡資金の需要多額に上り繁忙を呈した。△青森―肥料及び北洋漁業関係資金の需要に稍々騰勢を呈したが、一般金體は概して平穩裡に推移した。△秋田―米價は引續き昂騰し四等十二圓八十錢となり、精算米揚下氣勢に幾分押し氣味に推移した。移出は依然鮮米に代つて東京方面に増加し、之に反し昨年度米の高値も保合つた面への出足鈍狀を呈した。木材は需要地高値も保合つたが、材料消費節約は騰勢を促し底意強調を呈した。一般に金體は十一月度木材代金延納最終月のため多額の要資があり繁忙裡に越月した。諸種貨物は天候好順に賣行良好。△能代―木材は月初市場軟化、中旬北陸、關西へ二三大手筋の出動あり相當の契約ありしが依然底意強弱小絡金體稍々繁忙裡に越月した。

氣配に推移した。米穀は月初め相場四等三十二圓丁度と高騰し、下旬には公定米價引上否定、高物價抑制懸念等に反落したが概して出廻り増大し稍々活況を呈した。月末には木材代金納入相當額に達し、資金移動に金融多忙裡に越月、△酒田―株式及び商品引續き騰勢を辿り、又米穀相場高に因り出廻り旺盛となつて資金需要相當あり小繁裡に越月した。△盛岡―鐵道運輸狀況、春運掃立豫想等好轉の氣配濃厚なるも、一般商況は未だ引立らず、金融は凡爾調に經過した。△若松―肥料入荷を初め季節的仕入に商況活潑となり新規資金の需要増大し金融體稍々繁忙裡に越月した。

△五月 仙臺―米穀關係では産地の高値平均賣に依り、七〇、〇〇〇石見當の出廻りを見、之が資金の需要は依然活潑であった。春肥資金も増尾の活況を呈したが、その需要額は著しく減退し、その他水産漁業関係資金も春運、夏漁期を控へて今後の繁忙を見越しつつも未だ資金の移動には大なる關係なく今日是比较的閑散裡に越月した。△青森―肥料関係資金の需要の外日星しい喚資なく平穩、北海道、樺太方面の鐵道不況のため本年度當地水揚量約千六百數尾にて昨年度に比し半減、△秋田―米價は農繁半期に入り出廻り薄、移出減少に拘らず、相場は地廻り四等十二圓六十錢中心に底固く保合、木材は需要地在荷運滿を極期を控へて騰勢に推移した。一般商況は黒糖買付、夏物仕入に資金の喚起を見、たは概して平穩裡に越月、△能代―木材は米材、沿海州材の昂騰に伴ふ先高見込騰進の産地の強氣と梅雨期を控へ見るべき商談なく、米穀は市場の軟化に引續き活氣なく相場は地廻り四等石卅一圓六、七十錢程度で荷動き防く金融閑散、△酒田―米價は春以來相當の高値を維持したが農家の手持米少いため資金の需要起らず、只中央向米穀の連續的移出、月末の米穀清算関係資金の移動に小繁を呈し、商況は農繁期に入り概して閑散、△若松―季節的仕入に商況活潑となり、新資需要の増大に金融稍々繁忙裡に越月した。

△六月 仙臺―米穀資金は農繁期労働不振の爲、需要減退し水産關係資金は節儉の活動期到来に依り弗々需要を見つ、あるが、未だ繁忙と云ふに足らず、仙南地方は月半より春運の出廻りとなり豫期の價格には達せざるも、作柄其の他比較的順調で農家に相當の潤を與へたるも月末は季末資金の移動案外少く平穩裡に越月した。△青森―鮭鱈製造期に入り資金の需要氣配極端し、又漁業資金關係手形の出廻りを見たが概して平穩裡に經過、△秋田―地場正米は月央十二圓五十錢と低落した爲安値賣溢り農繁期に出廻り薄く下旬に至り期末正米漸騰し十二圓七、八十錢唱へたにつれ依然先高見越となり、一面中央市場との取引少くならず移出見るべきものなし、一般商況は農繁期のため概して不振、金融亦平穩、△能代―木材は東京市場の在荷過多と金融騰進とで依然凡爾、産地は相場引下げの弱氣も推頭し、更に梅雨期に入り釜掃除、機械修理等自然減産を不爲商況一服の状態、米穀は月替りと共に次第に立直り月末相場四等石三十二圓五十錢と漸騰したが荷動き少く、金融閑散、△酒田―一般商況は依然不振、米穀の中央市場向移出による資金と期末決済資金の需要、米穀清算市場の受渡等あつて金融小繁を呈した。△盛岡―下旬より春運出廻り期に入り、資金の需要相當多額に達し金融活況を呈した。△若松―礦資金並に期末決済資金の需要あり、小繁裡に越月した。

千九百圓となり、更に供給決定済のもの百六十七組合、金額百五十七萬八千二百圓にして、實際資金の供給狀況は依然芳しからぬ成績を示して居る。
七月廿五日現在組合設立数は宮城一七二、岩手二一〇、福島一四、秋田九一、青森六三、山形一七四、計八二四となつてゐるが、これに對し配分済となつたものは

Table with columns for Prefecture (宮城, 岩手, 福島, 青森, 山形), Number of combinations, and Amount (金額). Total amount is 1,900,000.

Table titled '一社當金額調' (One-society amount survey) for Prefecture (宮城, 岩手, 福島, 青森, 山形), Number of societies, and Amount (金額). Total amount is 1,900,000.

金融會社組織別調 (昭和十一年)
縣別 事業年度 株式及社員數 資本金 拂込資本金 積立金 社債 金額 利益 金額 配當 損越 金額 損越 金額

Table with columns for Prefecture (宮城, 岩手, 福島, 青森, 山形), Number of companies, and various financial metrics (Capital, Assets, etc.).

Table titled '普通銀行及貯蓄銀行營業所調' (General and savings bank business office survey) for Prefecture (宮城, 岩手, 福島, 青森, 山形), Number of branches, and Amount (金額).

△資産
普通銀行資産負債表 (昭和十一年末現在)

Table with columns for Prefecture (宮城, 岩手, 青森, 山形, 秋田), Assets (資産), and Liabilities (負債).

Table with columns for Prefecture (宮城, 岩手, 青森, 山形, 秋田), Assets (資産), and Liabilities (負債).

△負債

Table with columns for Prefecture (宮城, 岩手, 青森, 山形, 秋田), Assets (資産), and Liabilities (負債).

Table with columns for Prefecture (宮城, 岩手, 青森, 山形, 秋田), Assets (資産), and Liabilities (負債).

Table of financial data for Hebei Province, including categories like '有價證券' (Securities), '土地債券' (Land Bonds), and '地方債' (Local Debt). It lists various types of securities and their values.

農工銀行調 (Agricultural and Industrial Bank Survey)

Table showing bank survey data for agricultural and industrial banks, including '銀行存款' (Bank Deposits), '預金' (Savings), and '現金' (Cash).

日銀貸出金、職業並擔保額調 (Daily Bank Loan Disbursements, Occupational and Guarantee Amount Survey)

Table detailing daily bank loan disbursements and occupational/guarantee amounts, categorized by industry such as '米穀' (Grain), '織物' (Textiles), and '肥料' (Fertilizers).

金利概況調 (Interest Rate Overview Survey)

Text describing the interest rate situation in June 1923, noting that rates are generally lower than in previous years due to the low gold price.

一、證券貸付日歩 (Interest on Securities Lending)

Table showing '手形貸付日歩' (Interest on Bills Lending) for various locations like 青森, 秋田, 盛岡, 酒田, 若松, and 地.

Table showing '手形交換高' (Bills Exchange Volume) for the same locations, including exchange counts and amounts.

不渡手形累年表 (Non-transferable Bills Multi-year Table)

Table showing the multi-year accumulation of non-transferable bills, listing exchange counts and amounts for various locations.

信託會社信託勘定表 (Trust Company Trust Accounting Table)

Table showing trust accounting data for trust companies, including assets and liabilities.

△資産 (Assets)

△負債 (Liabilities)

Table showing assets and liabilities, categorized by type such as '有價證券' (Securities), '現金' (Cash), and '預金' (Savings).

産業組合中央金庫預り金表 (Industrial Association Central Treasury Advance Table)

Table showing advance amounts from the Industrial Association Central Treasury for various locations like 青森, 秋田, 盛岡, 酒田, 若松, and 地.

Table showing '手形森手' (Bills) and '山形森手' (Yamagata Bills) for various locations, including exchange counts and amounts.

産業組合中央金庫地方別出資金

Table showing industry cooperative central bank local disbursement funds for various prefectures (宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田) and national totals for 1921 and 1922.

産業組合中央金庫貸付金表

Table showing industry cooperative central bank loan disbursement tables for various prefectures and national totals, including categories like '定期年賦' and '特別手形'.

産業組合中央金庫特別融通表

Table showing industry cooperative central bank special circulation tables for various prefectures and national totals, including '定期年賦' and '特別手形'.

Table for '信用組合聯合會調' (Credit Cooperative Union Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing investment and disbursement amounts.

Table for '市街地信用組合調' (Urban Credit Cooperative Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing investment and disbursement amounts.

Table for '貯金' (Savings) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing deposit and withdrawal amounts.

Table for '貯金合計' (Total Savings) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing total deposit and withdrawal amounts.

Table for '貸付金' (Loan Disbursement) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing loan disbursement and repayment amounts.

Table for '貸付金' (Loan Disbursement) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing loan disbursement and repayment amounts.

地方別産業組合調

Table for '地方別産業組合調' (Local Industry Cooperative Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing membership and investment data.

Table for '地方別産業組合調' (Local Industry Cooperative Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing membership and investment data.

Table for '地方別産業組合調' (Local Industry Cooperative Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing membership and investment data.

預金部仙臺支部融資額年度別表

Table for '預金部仙臺支部融資額年度別表' (Savings Dept. Sendai Branch Lending Amount by Year) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田.

簡易生命保険郵便年金積立金貸付調

Table for '簡易生命保険郵便年金積立金貸付調' (Simplified Life Insurance Post Office Pension Fund Loan Disbursement Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田.

郵便貯金調

Table for '郵便貯金調' (Post Office Savings Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing savings amounts.

Table for '郵便貯金調' (Post Office Savings Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing savings amounts.

Table for '郵便貯金調' (Post Office Savings Survey) for prefectures 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田, showing savings amounts.

Text block providing additional context or notes regarding the survey data, mentioning figures like '前年六月末現在' and '預金は千三百八十一萬八千八百五十九圓'.

五十九錢に比較すれば、この水準を越すものは福島縣のみで、東北平均は猶ほ十七圓一錢低位である。
参考のため昭和十年度及び十一年度末現在の状況を示せば次の通りである。

(1) 昭和十年度末現在

縣別	預人員	預金額	一人當
宮城	五三〇、九四九	二五、六五五、〇五六	四八、九

(2) 昭和十一年度末現在

縣別	預人員	預金額	一人當
宮城	五三〇、四六〇	二六、四三三、八三六	五〇、〇

縣別	預人員	預金額	一人當
宮城	五三〇、四六〇	二六、四三三、八三六	五〇、〇

内國保險

死亡保險被保險者現住地方別調

縣別	新契約				死亡				其他の事由			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
宮城

生存保險被保險者現住地方別調

縣別	新契約				死亡				其他の事由			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
宮城

徵兵保險被保險者現住地方別調

縣別	新契約				死亡				其他の事由			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
宮城

傷害保險契約地方別調

縣別	新契約				死亡				其他の事由			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
宮城

自動車保險契約地方別調

縣別	新契約				死亡				其他の事由			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
宮城

外國保險

死亡保險被保險者現住地方別調

縣別	新契約				死亡				其他の事由			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
宮城

生存保險被保險者現住地方別調

縣別	新契約				死亡				其他の事由			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
宮城

右の外信用保險宮城縣の三十三件三萬一千圓福島縣の二件一千圓、汽
油保險福島縣の二萬四千圓、硝子保險宮城縣の二件、福島縣の一件等
年末現在の契約あり、更に盜難保險契約もあるがこれ等は未だ東北地
方には普及されてゐない。

人口一千人ニ 對スル割合	年度末現在		一件平均	失死 率
	保險料(月額)	保險金額(年度末現在)		
三九・七九	三九・〇〇	三九・〇〇	〇・八三	〇・〇三
三四・七二	三四・〇〇	三四・〇〇	〇・七六	〇・〇二
二八・〇五	二八・〇〇	二八・〇〇	〇・六八	〇・〇一
二五・二二	二五・〇〇	二五・〇〇	〇・六〇	〇・〇一
二二・八三	二二・〇〇	二二・〇〇	〇・五二	〇・〇一
二〇・四三	二〇・〇〇	二〇・〇〇	〇・四四	〇・〇一
一八・〇三	一八・〇〇	一八・〇〇	〇・三六	〇・〇一
一五・六三	一五・〇〇	一五・〇〇	〇・二八	〇・〇一
一三・二三	一三・〇〇	一三・〇〇	〇・二〇	〇・〇一
一〇・八三	一〇・〇〇	一〇・〇〇	〇・一二	〇・〇一
八・四三	八・〇〇	八・〇〇	〇・〇四	〇・〇一
六・〇三	六・〇〇	六・〇〇	〇・〇六	〇・〇一
三・六三	三・〇〇	三・〇〇	〇・〇八	〇・〇一
一・二三	一・〇〇	一・〇〇	〇・一〇	〇・〇一

郵便年金事業概況 (昭和十一年度)

種別	新掛件數	約掛件數	減死件數	解約件數	在末年度
宮城	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
福島	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
岩手	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
青森	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
山形	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
秋田	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二	一、〇三二
計	六、〇九六	六、〇九六	六、〇九六	六、〇九六	六、〇九六
全國計	六、〇九六	六、〇九六	六、〇九六	六、〇九六	六、〇九六

全國公社債概況一覽

名稱	昭和十一年中		昭和十一年末	
	發行	償還	現在	高
總計	三、七〇、一五七、七六六	一、七〇、九四九、九五四	二、〇〇、二〇七、八一三	二、〇〇、二〇七、八一三
國債	九、五〇、八八九、三三五	一、七〇、九四九、九五四	七、八〇、九三九、四〇〇	七、八〇、九三九、四〇〇
地方債	八、二七〇、七五七、四一〇	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	七、二三二、九五七、四一〇	七、二三二、九五七、四一〇
銀行債券	六、三三〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	五、二九一、二〇〇、〇〇〇	五、二九一、二〇〇、〇〇〇
社會々債	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	一、九六一、二〇〇、〇〇〇	一、九六一、二〇〇、〇〇〇
興業債券	二、九六六、六六六	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	一、九二八、〇六六	一、九二八、〇六六
勸業債券	八〇、七二二	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	八〇、七二二	八〇、七二二
殖産債券	二、五五〇、五五〇	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	一、五一一、〇五〇	一、五一一、〇五〇
農工債券	四、六五五、六五五	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	三、六一〇、〇五五	三、六一〇、〇五五
産業債券	八、四八六、四八六	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	七、四四七、六八六	七、四四七、六八六
金融債券	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三八、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	三、七〇、一五七、七六六	一、七〇、九四九、九五四	二、〇〇、二〇七、八一三	二、〇〇、二〇七、八一三

最新の設備
最高の技術
最良の品質

仙臺
の酒
勝



まぶ一杯!
縁起のよい勝山を



仙臺市
伊澤酒造本店醸造

優秀な技術・四季を通じた新鮮な柄



トミヤ洋服店

電話三五二二番

仙臺市東一番丁三

高級洋服

大阪屋

電話一〇八番

仙臺市國分町



高津洋服店

電話三三七五番

仙臺市國分町三丁目

營業種目

運送 倉庫 代理 請負 業業業業

宮城縣鹽釜町字千賀浦十一番地

(鹽釜驛前)

鐵道省指定運送取扱人
税關貨物取扱免許人

通

鹽釜合同運送株式會社

鹽釜港驛前
鹽釜合同運送株式會社支店

本店	庶務回漕部	三三
電話	雜貨發送部	六六
支店	到着倉庫部	四九
電話	會計部	五〇
支店	鮮魚部	二〇三
電話		二四三
支店		九六
電話		〇七
支店		八五
電話		四番
支店		二號

キリンビール

麥酒通の愛飲する

品質第一 キリンビール

論より證據

まづ一杯 又一杯

貴下は直ちにキリン黨たらん



麒麟麥酒株式會社

JOHK

仙臺中央放送局

電話 三、一〇〇
振替仙臺二〇〇

中付 五

藥品一般

壽仙堂フタミ薬局

仙臺市連坊小路

電話三五九〇番
電話三五九〇番

中付 四

仙臺名菓

白松が最中

謹製本舗

仙臺市本橋丁三六番
電話三一五九二番
振替一七八一番

仙臺市東五番丁二三

仙臺市街自動車株式會社

取締役社長 伊勢孝太郎
專務取締役 針生權五郎

保證責任

岩出山信用購買利用組合

宮城縣玉造郡岩出山町
組合理事 畑 隆 紀
專務理事 若 松 義 篤

仙臺市南町(郵便局隣)

境屋旅館

電話 四九六番



御國旗 青勝旗 萬勝旗 各種旗 廣告旗 各級旗 附屬品一式

諸官衙各學校御用

阿部旗店

仙臺市外記部文五郎
電話 四四九番
第一工場 第二工場

ジヤパンツユリストビーロー指定

第一師團 鐵道省 指定 **及川旅館**

仙臺市多門通り(東一番丁)電話 九八三番

宮城縣志田郡古川町 大崎醫療購買利用組合聯合會

會長理事 佐々木吉四郎
專務理事 千葉多利司
主事 宍戸忠

仙臺市二十人町八八

鈴木浩文藥局

電話一九六九

志田郡農會

宮城縣志田郡古川町 會長大友平藏

營業課目

水産工業	飼料粉	魚粉	魚粕	魚油	滋養料
油脂工業	石鹼	洗劑	食用油脂	燭燭品	硬化油
塗料工業	ペイント	エナメル	船底塗料	ワニス	化粧品
大豆工業	大豆粉	大豆	大豆油	大豆粕	豆雪

日本油脂株式會社

本社 東京市芝區田村町壹丁目貳番地
東北營業所 仙臺市南町通拾參番地(電話三九六四)

營業所管內工場

- 直營 (鹽釜魚糧工場) (宮城縣鹽釜港)
 (宮古魚糧工場) (岩手縣宮古港)
 (青森魚糧株式會社) (青森縣青森港)
 (八戸魚糧株式會社) (青森縣八戸港)
 (釜石魚糧株式會社) (岩手縣釜石港)
 (長部魚糧株式會社) (岩手縣長部港)
 (十五濱魚糧株式會社) (宮城縣十五濱港)
 (女川魚糧株式會社) (宮城縣女川港)
 (小名濱魚糧株式會社) (福島縣小名濱港)
 (大津魚糧株式會社) (茨城縣大津港)

資本金 五拾萬圓
拂込額 金參拾八萬圓

本社 仙臺市元寺小路

森永東北販賣株式會社

取締役社長 山田正一

青森市浦町青森支店	秋田支店	山形市六日町山形出張所	福島市荒町福島出張所	弘前市和徳町弘前販賣所	米澤市門策町米澤販賣所	若松市馬場一ノ宮町若松販賣所	仙臺市原町仙臺工場	青森市浦町青森工場
-----------	------	-------------	------------	-------------	-------------	----------------	-----------	-----------

明治四十二年創立

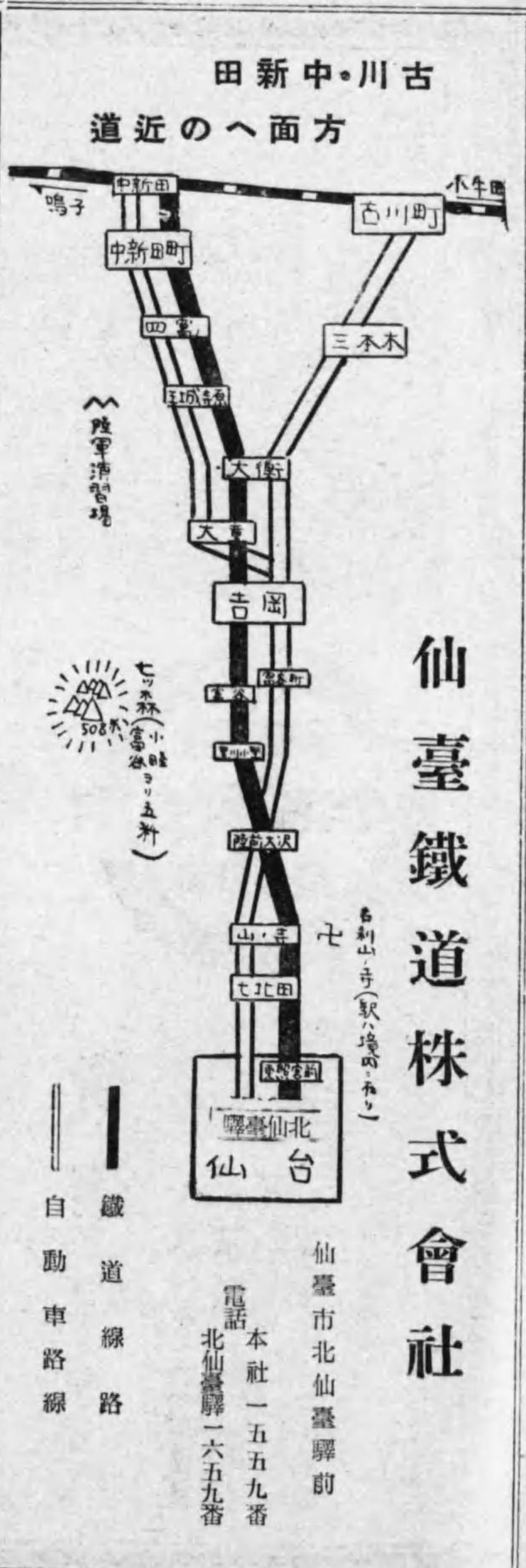
仙臺市清水小路二十番地



仙臺瓦斯株式會社

電話 一六六
四一七八

取締役社長 佐藤十兵衛
同支配人 淺井忠之助
同技師 村上倉治



仙臺鐵道株式會社

仙臺市北仙臺驛前
電話 本社一五五九番
北仙臺驛一六五九番

土木建築請負業

會社 阿久津

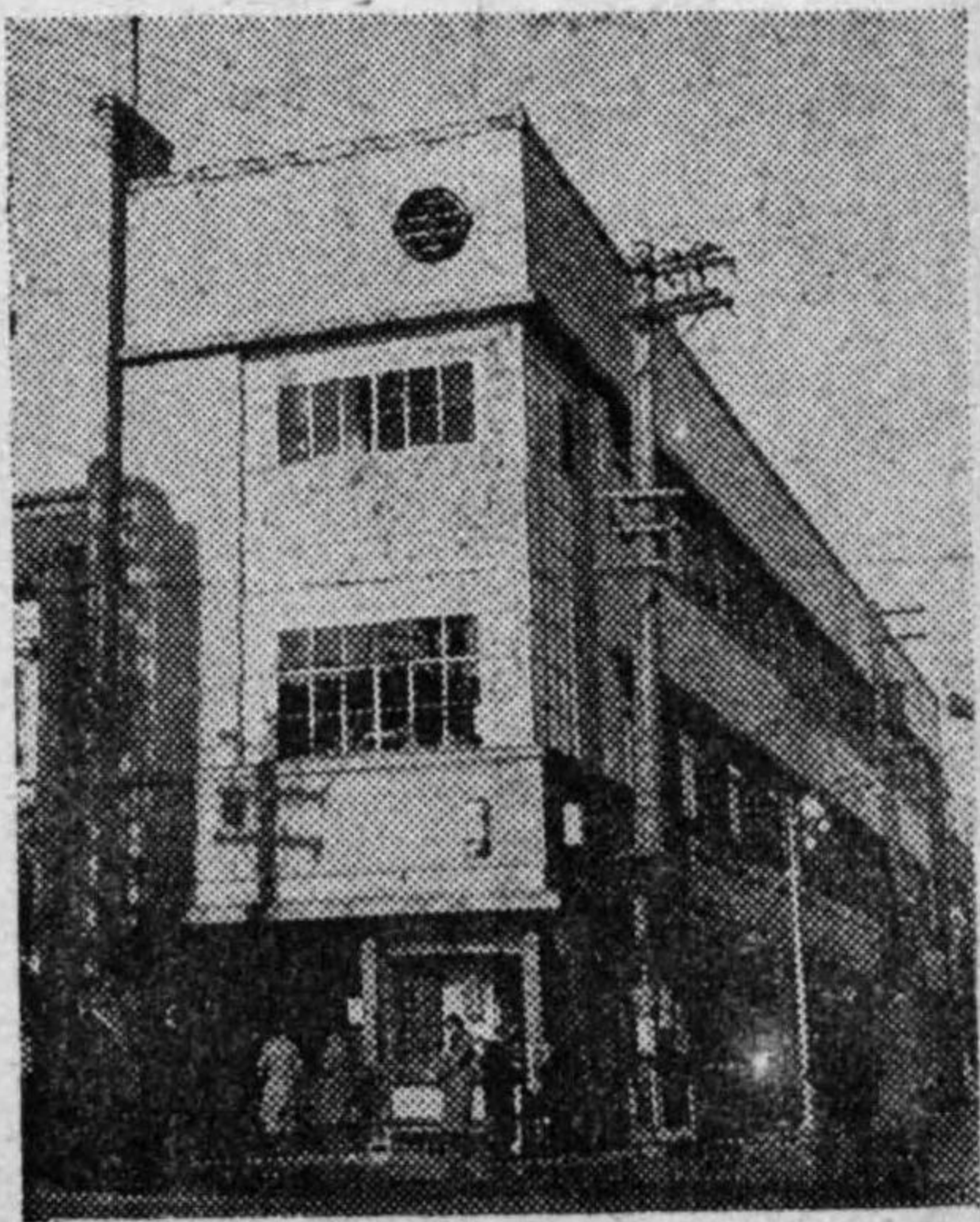
代表社員 阿久津初太郎

仙臺市東七番丁 電話二・四五〇番

お買物は



至良 至廉 の百貨 充實



皆様の

仙臺 藤崎

電話 自四三〇七 至四三〇七

交通

鐵道

東北に於ける鐵道の濫觴は、明治十三年二月、岩手縣釜石鑛山から釜石港までの鐵道で、これは釜石鑛山の鑛石を運搬するため工務省の手によつて敷設されたものである。これは東京横濱、京都神戸間に次いで竣工したもので、日本鐵道史上特筆に價するものである。その後明治十四年十二月に日本鐵道會社が創立せられ、東京青森間其他の鐵道敷設が議決し、東京方面より次第に起工、明治二十年七月黒磯郡山間、同十二月郡山仙臺鹽釜間が開通を見たのであり、これが東北に於ける普通鐵道の嚆矢である。東北の鐵道網は東北線、奥羽線、磐越線、陸羽線の五つの線群から成つて居り、更にこれを形状から區分すると、南北に走る常磐線、東北本線、奥羽本線、羽越本線の四箇の幹線と、これを東西に連絡する磐越、陸羽の兩横斷線となつてゐる。

交通

管されたのである。

新潟鐵道局

新潟鐵道局の所轄營業キロは千八百キロに及び、同局新設の結果仙臺鐵道局は千四百キロを減じて約二千キロ、名古屋の方は三百餘キロを減じて二千餘キロとなつてゐる。その管區は次の通り。

- 中央線（小海線中清里小諸間、篠井線及び大糸兩線）
- 東北線（石打以南を除く上越線、十日町線、横黒線中陸中州尻横手間及び花輪線中紫平大館間を含む）
- 盤磐線（喜多方以東を除く）
- 奥羽線（米澤以北、大館及陸奥岩崎以南）
- 羽越線、陸羽西線、信越線（輕井澤以南を除く）
- 松本信濃大町間、上田眞田間及び三内川發電所土崎變電所間電線路

仙臺鐵道局

新潟鐵道局新設前の仙臺鐵道局管内路線營業キロは三、三七九、四であつたが、同局の出

現によつて一千四百キロが移管となつたので、仙臺鐵道局の營業キロは一九七九、四キロとなるに至つた。仙臺鐵道局の管區は

- 東北線（白河・平及び磐越石川以南）。上越線十日町線並に陸中川尻以西を除き、花輪線中好摩紫平間を含む）
- 磐越線（喜多方以東にして小川郷以南を除く）
- 奥羽線（米澤以北、大館及び陸奥岩崎以南を除く）
- 陸羽線（陸羽西線を除く）
- 白中線
- 十和田線

となつてゐる。

仙鐵貨物輸送概況

昭和十一年の概況

仙臺鐵道局に於ける昭和十一年度貨物輸送概況をみるに、發送班数は五百六萬二千五百十三班、貨物收入一千七百七十七萬四千一百一圓を擧げ、對前年者一割二厘、後者一割一分七厘の何れも増加を示した。以上増送收を爲した主因を主要貨物について一瞥すれば左の如くである。

△米 凶作尻を享け殘存米の減少及び植付當初の低溫に起因して米價は終始高値を示した。その稻作は近年稀に見る好天候に發育頗る順調にして、農林省發表收穫豫想は第

一回、第二回共に相當大幅の増産を唱へられ、遂に數年來の豐作となつた、殊に出廻りは秋冬の最盛期に入つて、一般物價の高騰に刺戟され市況は豫想外に強調を示したので、管内全般に亘つて頗る活況を呈し對前年一割八分の増送といふ好成绩である。

△津輕林檎 は前年未曾有の豐産により同年に持越されたもの意外に多く、又同年産も前年の多産の反響と、颱風被害のため二割方の減收を豫想されてゐたが、相當の出貨を示し、十二月に入つては、却つて前年を凌駕する勢である、一方福島産柿も亦風害の影響を蒙り三割減の悲觀状態にあつた、然し出廻りに當つて縣外に移出されるもの意外に多く、殊に北海道方面への出貨増加によつて前年を上廻り、その他梨、櫻桃等の豐作が主因となり、二分七厘の増送を見せた。

△木材 年初雪害と、二・二六事件の餘波を享け、荷動き一時極めて不振を告げたが、その後これが反撥と、一般財界の安定による需要増に加へ北洋材、米材の輸入減並に官有林の大量拂下げ等が主因となり、また年々延長する新線開業地帯の發送も手傳ひ、一月乃至四月を除き各月好送を示した結果對前年僅かながらの増送となつた。
△木炭 未曾有の積雪に寒氣烈しく需要増の折柄市場は終始品薄の傾向に加へ上信越地方は生絲高に伴つて産蘭に轉向するもの多

く自然製炭減となり、また同年秋、北海道に舉行された大演習に青函間輸送輻輳の影響を享け同方面よりの出賃減等による品不足を東北地方に仰ぎたる傾向著しく、その他岩手輕鐵買收の結果、同線より發送されるもの相當にありこれ等によつて對前年一割五分の増送を示した。

△石材 砂利 前年裏日本方面風水害地方の復舊工事並に福島運事管内發小名濱築港用材として石材、砂利の發送旺盛であつたが、同年はこれ等の工事完成と同時に需要減が主となり對前年石材四割九分、砂利三分五厘の減少を示したことは他貨物の優勢に比して聊か寂寥を感じる次第である。
△鑛石 時局關係を反映して世界的軍需インフレの進行に、重工業界の活躍、金銀市價の昂騰各種化學肥料の増産等に需要著しく増加したため本貨物の移動もすくなく旺盛となり、對前年實に三割六分と飛躍的増送を爲した、就中管内本貨物中の約七割を占めてゐる大更發松尾鑛山の硫化鐵鑛はますく販賣を擴大同驛の發送は繁閑の別なく年間百車を下らぬ使用実績を示してゐるとは特に注目すべきである。

△鮮魚 管内鮮魚中の首位を占め、年中出廻る鰯は、前年の甚だしき不漁に反して同年は頗る好漁を續け、加ふるに三陸沿岸の鰯も近年に珍しい大漁で、鮮魚としての發送は勿論、冷凍として鰯は東海道方面、鱈は

遠く北米に進出するといふ状態にある、その他秋刀魚、烏賊何れも相當の漁獲あり夏秋最盛期には時に一日一千噸餘の發送あり、對前年一割五分の増加は流石に同年の豐漁を物語るに充分である。

△肥料 近時農産品、滿高及救農政策その他一般景氣の上昇に伴つて農家經濟の恢復しつゝあることはいふまでもないが、同年は米の豐作を筆頭に一般農作物の豐收は自然原動力である肥料の需要増加を示した、殊に前記鰯の豐漁の結果魚肥の増産となり、その他肥料において大量の増送を來してゐることは特に目立つてゐる、總體において對前年一割二分の増送は農村景氣の立直りを立證し、邦家のため慶しいことである。

△セメント 本貨物は各方面共に需要減に依る「ストック」多數のため減産協定をはかる有様で出貨思はしくなかつたが、十一月、十二月の最後に至つて良く挽回して對前年四分減に留つたのは徳倅であつた。

△小口貨物 一般景氣の上昇と共に、商取引の活況は小口貨物の荷動きを活況ならしめた事は勿論であるが、近來住宅取扱物の目覺しい宣傳は良くその眞價を認知せしめつゝあると、出貨誘致その他各種輸送施設の改善等に依り著しい進境を示して對前年宅扱四割二分、小口扱一割、噸扱二割餘の何れも大量の増送を示してゐる。

鐵道旅客運送規則改正

鐵道の旅客運送規程は、昭和十二年六月一日から改正となり、定期乗車券や回数乗車券の運賃改正、廻遊乗車券發賣法の改正、乗越及び方向經路變更運賃計算法の改正、通用期間の短縮などと各方面に亘つて改正が斷行された。この改正によつて例へば仙臺と東京を往復するの東北本線と常磐線の廻遊乗車券を求めて旅費を安くあげたといふ上手な旅行の仕方封じられてしまつたし、これと反對に旅をするのに便利な點も生れたがこれらの注意すべき點をあげると次の如くである。

▽廻遊乗車券の發賣法改正 途中驛から分岐線内を往復乗車する場合は本線の料金を通算しこれに分岐線内の往復賃を加算したもので、廻遊券を發賣してゐたが經路變更或は方向變更などの場合に取扱が面倒となるので團體以外は發賣しない(これがため仙臺から日光、日光から上野の場合これまで仙臺上野間に宇都宮、日光間の往復運賃を加へ三等五圓五十三錢としてゐたが、改正では仙臺、日光間及日光、上野間と各々別に計算し五圓七十五錢となる)また經路特定區間では二つの經路のうち何れを乗車するも旅客の自由としこれを通算して遠距離運賃法により運賃を算出したが、これでは往復乗

經路變更の運賃を別に收受する。

▽定期乗車券運賃の改正 定期乗車券の六ヶ月分と十二ヶ月分は餘りに低廉過ぎ一ヶ月分と三ヶ月分のものに比べて均衡を失つたのでこれを引上げまた普通定期の十二ヶ月分を廢止反對に一ヶ月分と三ヶ月分が高額なものを引下げる(この結果仙臺白石間四五料二分の普通三等定期一ヶ月は十圓九十五錢で従來より二圓九十錢安く、同區間の學生一ヶ月は八圓二十五錢で従來より二圓三十五錢少く、反對に仙臺、増田間一〇料三分の普通三等定期六ヶ月は十七圓九十錢となり二圓五錢高くなり三十六料以内の距離のもの少く損、

▽回数乗車券の改正 郊外居住者の家族の交通費を軽減するため二十料以上の定期乗車券を所持する者の家族に對しては最高四割引の特殊回数券一冊十六片、また屢々鐵道を利用する二十料以内のものに對しては最高三割引の回数券を發賣、この外に農漁山村の救済を圖るため農漁村から都會地まで屢々鐵道を利用する農漁山村民に對し最高四割引し振興回数券が發賣されてゐる(仙臺、白石間四五料二分の特殊回数券は七圓となり従來のものより二圓五十五錢安くまた仙臺、岩沼間一七料六分の回数券は三圓三十五錢となり従來より七十錢安い)

仙鐵管内ニ於ケル建設線路概況 (昭和十一年度末)

Table showing railway construction status for various lines including 日中線, 口川線, 野岩線, 山田線, 女川線, 釜石線, 氣仙沼線, 小本線, 生橋本線, 仙山西線, 運車別, 仙臺, 盛岡, 福島, 青森, 山形. Columns include 工事着手, 工事未着手, 開業, 予定.

乗車人員並旅客收入 (昭和十一年度)

Table showing passenger and freight revenue for various lines and stations, including 仙臺, 盛岡, 福島, 青森, 山形, 小本, 生橋, 仙山西, 運車別.

主要貨物發着總數並收入 (昭和十一年度△印は減)

Table showing major freight shipping statistics for various goods like 人造肥料, 大豆, 魚, 肥料, 農産品, 林産品, 礦産品, 水産品, 加工食品, 嗜好品, 肥料, 布帛品, 工業品, 畜産品, 其他.

諸車

Table showing statistics for various types of vehicles and services, including 局別營業, 旅客人員, 旅客收入, 貨物, 貨物收入, 總收入, 平均收入.

各運事別出貨總數並收入 (昭和十一年)

Table showing shipping statistics by transport company, including 小口振, 應振, 貨切振, 計, 收入.

各運事別主要貨物發送總數 (昭和十一年)

Table showing major freight shipping statistics by transport company, including 仙臺, 盛岡, 福島, 青森, 山形, 秋田, 計.

仙鐵管内路線別營業狀況 (昭和十一年度末)

Table showing operating status by line for various railway lines like 門司鐵道局, 新潟鐵道局, 仙臺鐵道局, 札幌鐵道局, 仙臺, 盛岡, 福島, 青森, 山形, 秋田, 計.

諸車數 (昭和十一年末)

Table showing the number of various types of vehicles, including 馬車, 牛車, 自動車, 人力車, 自轉車, 計.

航路・水路

A 航路

東北地方の海上交通は、大體これを五つに分けることが出来る。即ち、三陸航路、朝鮮航路、近海航路、青函航路、日本海航路である。

(1) 三陸航路 明治二十九年の開設である。宮城縣鹽釜より同縣氣仙沼、岩手縣高田、細浦、大船渡、釜石、大槌、山田を経て宮古に到る。鹽釜・宮古間毎日二便就航、月二回鹽釜・東京芝浦間、鹽釜・函館間就航。但し函館行は宮城縣からの移出物が多い場合に限る。

(2) 朝鮮航路 滿洲國獨立後の交通に刺戟されて開設された航路である。主線は朝鮮雄基・新潟間現在國鐵と客貨の連帶輸送をしてゐる。雄基・鹽釜間の不定期航路があり、また近時岩手縣釜石港との航路も開拓されようとしてゐる。

(3) 近海航路 阪神地方と北海道地方を繋ぐ航路で、現在は東北の諸港には寄港せず、神戸から横濱、函館、小樽を経て新潟に至り本州を一周して神戸に歸港する。

(4) 青函連絡航路 本州と北海道を結ぶ重要な航路であり、青森、函館間の旅客並に貨物輸送は、青森港に於ける同連絡施設と共に仙臺の管下に屬してゐる。

(5) 日本海航路 山形縣の鼠ヶ關、加茂、

B 水路網

次に水路網に就いて見れば、東北地方の河川で舟筏の便ある主なるものは左の通りである。

河川名 (舟筏距離)	(縣別)
北上川	岩手・宮城
最上川	山形
阿武隈川	福島・宮城
雄物川	秋田
米代川	秋田
岩木川	青森

殊に北上、最上、雄物、米代の如き水量も相當豊富で其舟筏の支流を合計すると、北上は六〇〇軒、最上は四六〇軒、雄物も三三〇軒、米代は二三〇軒に達し古來相當に交通に利用されたものであるが、鐵道自動車の發達に伴ひ比較的人口稀薄な東北地方としては特殊に北上、最上、雄物、米代の如き水量も相當豊富で其舟筏の支流を合計すると、北上は六〇〇軒、最上は四六〇軒、雄物も三三〇軒、米代は二三〇軒に達し古來相當に交通に利用されたものであるが、鐵道自動車の發達に伴ひ比較的人口稀薄な東北地方としては特殊

C 港灣

六縣をめぐり別表の通り相當数の港灣を有し東北振興の波に乗つて目下修築中のものが頗る多いが、各港間の運輸、交通量は貧弱で北海道、東京等の大消費地への運輸高も甚だ少い。青森、釜石、小各濱の各港を除いては現在のところ移出高極めて少く、移入高のみ多い状態にある。

今後東北振興の諸施設が充實し、東北各地の鐵道建設豫定線が完成した際には豊富な原料と廉價な努力で生み出された各種産物が移出されると共に移入量亦増大して現在各航路不振の原因と云はれる片荷の憂ひが解消されることゝ思はれる。

東北六縣港灣表 (昭和十年)

縣名	第一種重要港灣	第二種重要港灣	指定港灣	その他の港灣數
宮城	鹽釜	小名浜	石巻、蒜山、女川、氣仙沼	四〇
岩手	宮古	釜石	松川浦、四ツ倉、江名	六〇
青森	青森	八戸	大船渡、大槌、山田、久慈	二〇
山形	酒田	六	大間、鯉ヶ澤、深浦	三〇
秋田	船川(土崎港を含む)	六	大間、鯉ヶ澤、深浦	二〇
福島	能代、本莊、磐前、北浦、平澤、金浦	二二	志津川、開上等	四〇

通信

郵便料金の値上げ

十二年四月一日から實施

郵便料金値上に關する郵便法中改正法律案が第七十議會を通過し四月一日から實施したが逓信省ではこれに伴ふ勅令による國內郵便料金並に外國郵便料金の値上について改正案の整備を三月二十六日見玉返相の決裁を経て直に上奏御裁可の手續を執ると共に法律改正によるもの及び勅令改正による内外郵便物値上の内容を一括して發表した。

- 一、法律に規定の改正郵便料金 (略)
- 二、省令に規定の内定通常郵便料金
- 【第一種】 無封の書状百二十瓦まで毎に三錢
- 【第二種】 發行人又は賣捌人差出しの日刊新聞紙百二十瓦まで毎に五厘以上六十五瓦まで毎に五厘第四種點字六百瓦毎に五厘
- 【第四種】 點字六百瓦毎に五厘低料約束郵便百二十瓦まで毎に一錢五厘
- △市内特別有封書状二十瓦まで毎に一錢五厘同時に三千一個以上差出す時は三千一個分よりは重量百二十瓦まで毎に一錢

通信

【第三種】 百二十グラムまで毎に 五厘

【第四種】 百二十グラムまで毎に 一錢五厘

同時に三千一個以上差出す時は三千一個分より重量百二十グラムまで毎に 一錢

- 三、省令規定の特殊取扱料金
- (一) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (二) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (三) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (四) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (五) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (六) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (七) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (八) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (九) 航空郵便料(内地相互間) 十錢
- (十) 航空郵便料(内地相互間) 十錢

(四) 便宜規定

從來發行の郵便切手および葉書の使用方に關しては郵便切手は勿論そのまゝ額面高に又郵便葉書においては通常葉書は五厘切手、復葉書は往信、返信共に各五厘切手、封緘葉書は一錢切手をそれぞれ貼り出して使用し得ることになつてゐる。

△外國郵便料金の改正に關する件(略)

郵便料金の値上は廣田内閣時代に逓信省が十二年度特別會計豫算編成の際増税その他財政上の諸條件を考慮して研究した結果

一、値上による一千五百萬圓の増收

二、一般會計繰入金最高五百萬圓の増加を見當に根本方針を決定してしまつた。

その目的に就ては當時の政務次官前田房之助氏が次の様に語つてゐる、即ち

逓信事業の普及改善の不徹底の(中略)……根本原因は過重な納付金制度と政府の公債政策のため事業公債の發行に制限をうけたことによる。従つてその普及改善を期待するには納付金制度に關し根本的の再検討を必要とする折柄郵便料金値上もまた必要やむを得ぬと考へてゐる。郵便料金の引上に續いて勿論従業員待遇改善並に事業サーヴィスの向上を考慮せねばならぬ。その上なほ餘裕あれば一時的の處置として一般會計に對する益金の繰入れもまた止むを得ないと思ふ。

總邊學、縣議補選、市町村會議員選舉と續き、一般經濟界の好況によつて郵便、電信電

話の通信回数も増加して居るので料金値上の結果とだけは断定出来ぬが仙臺逓信局管内の四月から六月末まで三ヶ月間の業務収入累計は八千六百二十五萬六千圓となり前年同期に較べて一千三百三十四萬二千圓（一割八分三厘）の増収となつてゐる。その内譯次の通り

種目	金額(千圓)	對前年増収(千圓)	増収比
切手収入	三〇、五八〇	五、四九三	〇・一八
郵便収入	六、六三三	八、三三	〇・一二
電信収入	七、三三〇	二、〇五九	〇・二八
電話収入	四、八三三	四、六八八	〇・一〇
爲替貯金	一、〇三三	三、五七	〇・三五
計	八六、三五六	一三、一三四	〇・一五

三等局制度改正

逓信局では今秋十月一日から全國三等郵便局(集配局)制度を改正して従來三等局長へ渡切制だつた従業員給料を全部地方逓信局の直轄に移したのを初め、是等局従業員の待遇改善、定員の合理的割當、局舎料の支給、局長手當、雜費の増額、切手手数料収入の均一化など三等局制度の全面的改革を斷行したが改善方針の大綱は左の如きものである。
一、給料の直轄化と共に給料定率の増加、定員の合理的指定、雜費増額等も當然考へねばならないが本年度は豫算その他の關係から徹底的にやる事は不可能で結局本年度は従來のまま取敢へず給料の直轄制を實施し、その他の諸條件は豫算との脱合ひで順

を追ひ改善することにならう。
一、切手類割引制改正は本年は切手、葉書のみ實施し印紙には觸れない、但しこれは東北地方には殆んど影響はない。
一、局舎料は集配局も無集配局も共に支給されるがこれは豫算の許す限り成可く一般家賃に近い標準で支給する様目下その評價方

事業擴充五ヶ年計畫

仙臺逓信局十二年から實施

A 局所の増設

仙臺逓信局では本省の郵便事業五ヶ年計畫と相呼應して東北地方の郵便機關擴充綜合五ヶ年計畫を樹て十二年度から實施した。
この計畫の根幹となるものはまづ窓口機關の大擴充で従來の置局計畫では年々増設されるものは僅に五十局程度に過ぎず、その普及程度が頗る遅いので十二年度から一年に八十局乃至百局を増設、五ヶ年間に無集配局三百六十五、郵便取扱所八十二、計四百四十七局所を新設したい意圖で、各縣内譯は次の通りである。

種別	無集配局	郵便取扱所	計
縣別	五	三	八
青森			三

法決定を急いでゐる。
一、局長手當は現在最低十圓から最高卅六圓までに分れてゐるが給料の直轄化により事實上の減収となる向もあるものでそれらの不便を防ぎ經營上の困難を緩和するためその最低を二倍に増額、以上各級もそれと同率で増額する。

種別	無集配局	郵便取扱所	計
福山	一	一	二
秋田	一	一	二
宮城	一	一	二
手島	一	一	二
岩手	一	一	二
山形	一	一	二
鹿角	一	一	二
田子	一	一	二
丸森	一	一	二
八戸	一	一	二
弘前	一	一	二
三戸	一	一	二
五戸	一	一	二
六戸	一	一	二
七戸	一	一	二
八戸	一	一	二
九戸	一	一	二
十戸	一	一	二
十一戸	一	一	二
十二戸	一	一	二
十三戸	一	一	二
十四戸	一	一	二
十五戸	一	一	二
十六戸	一	一	二
十七戸	一	一	二
十八戸	一	一	二
十九戸	一	一	二
二十戸	一	一	二

又同計畫の第二として従來集配局の設置は年に十三、四に過ぎないのを倍にして二十乃至二十五局にせんとするものであり、その他集配手、事務員の増員を斷行して郵便物の確實、敏速な集配を期するものであるが大體の方針は次の通り。
一、郵便局新設要望については管内一千八百町村のうちまだ局の設置されてゐないものが約二割九分(五百餘町村)もあるので第一年度現在の局所数、集配局七三、無集配局五五九、取扱所一六四、計一、四六一局所を一躍一、六〇〇局所に引上げる豫定でその經常費で年約十五萬圓の増加。

二、郵便取扱所から局への昇格については一年中に新局となつたものが約三十局上つてゐるので十二年度も大體この標準で昇格さす筈である。然し通常爲替、年金、保険を取扱はぬ取扱所は町村の發展と共に直に不便となり、且つ一旦取扱所を新設すればその後局への昇格をすることは手續上煩瑣なため、十一年度から事情やむを得ないものを除いては成可く局の増設に主力を注いで地方の利便を圖る方針を執つてゐる。

三、無集配局から集配局への昇格については現在逓信省の集配局設置標準が人口六千につき一局となつてゐるのに對し、東北は土地の廣い割合に人口の密度が稀薄なため特に五千人に對し一局程度の割で設置されてゐるがまだ不十分で、一局の配達區域が廣過ぎる憾みがあるので、今後は人口四千人に對し一局の割合で可及的に通信事業の擴充とそのスピード化を圖ると云ふのである。それで五ヶ年計畫の第一年度はまづ急を要する局未設置町村への新設を第一とし以下無集配局並に所からの昇格にも可及的に努力する意圖である。

B 電信電話網擴張

郵便機關の普及と並んで高速度通信機關たる電信、電話網の大擴張五ヶ年計畫も十二年

度から實施することになり、特に東北振興の意味も含めて十二年度電信、電話開始局も例年の約五倍二百局、電話交換開始局は例年の二倍五十局、役場一加入電話交換開始局は四倍の四十局の大擴張を行ふことになり豫算約五十萬圓をもつてその實行に乗出した。
その前提として三月二十六日から仙臺、青森兩局電話加入區域内の無集配全部に電信、電話事務を開始して利用を圖つたが仙臺市内二十局、青森市九局の利用者にとつて福音となつた。仙臺局では此の例に倣ひ十二年度には東北三縣の各縣所在地の全郵便局に電信電話事務を開始して利用の大衆化を圖ることになつた。

C 窓口事務の向上

仙臺逓信局では管内窓口機關の大増設につれ、他方これら諸機關のサービス改善及び事務刷新にも萬遺漏なきを期して指導監督に大童だが、最近三等局中には餘りに經營の安全のみを主眼として従業員の福祉を顧みぬため問題を起してゐるものあり一方、二等局方面にもまた御役所式に墮してサービス改善に未だしとの非難を聞くところがあるので、同局では管内事務監察方針として
一、綱紀肅正の實をあげ逓信精神の高揚に努む
一、部内犯罪の絶滅を期す

D 郵便物の速達化

並服務緩和計畫

仙臺逓信局の郵便事業改善五ヶ年計畫の一つとして郵便物集配ならびに配達施設の改善による郵便物の速達化と従業員の服務緩和につき研究を進めて左の如き計畫大綱を得、この豫算四十萬四千圓を計上して本省へ提出した。
一、配達夫服務緩和(豫算二十七萬四千圓)
(イ) 配達受持區域縮小 現在配達夫一人一日の平均受持戸数は八百戸乃至一千戸となつてゐるが、之を縮小して配達夫の負擔を軽減する。(豫算三萬八千圓)
(ロ) 小包配達増員 都市郵便局を除き大部分は小包と一般郵便物を區別せず配達

してゐるが、今後は凡て小包配達區を獨立させ、配達夫の繁忙を緩和する。(二) 萬八千

(ハ) 局所在地外への配達増員 僻遠地における郵便局所在地以外への配達延里程は一人一日七里乃至九里にも達するものがあるが、これを漸次短縮し、特に夏期冬期は平均四里位とするため管内で約四百三十人の配達夫を増員する。(十七萬三千圓)

(ニ) 配達局敷増設 (十三萬圓)

(イ) 集配局所在地で現在一日一回配達を二回に増す。(一萬二千圓)

(ロ) 集配局所在地で現在一日一回配達を二回に増す。(一萬三千圓)

(ハ) 無集配局所在地で且町村町役場所在地は凡て一日二回配達とする。(六萬五千圓)

(ニ) 以上のほか郵便物の特に多い地域で一日一回より二回に増すもの。(三萬三千圓)

(ホ) 現在月に三度乃至五度に限られてゐるものを一日一回に増回するもの。(四千圓)

(ハ) 現在無配達の土地で月三回乃至五回の配達を施行せんとするもの。(二千圓) しかして右五ヶ年計畫のうち第一年度たる本年度に着手するものは前記第二項配達度數

増加中の(ハ)(ニ) 兩目に當る無集配局所在地及び特に郵便物の多い地域への配達回數の増加實現で、この各縣別關係郵便局敷は左の如くである。

宮城縣百局、青森縣六十一局、岩手縣百二十局、秋田縣百二十一局、山形縣百十三局、福島縣百九十九局、計七百十四局(この豫算九萬八千圓)

E 待遇改善の問題

並 雜費定率の増加

東北地方郵便局が他地方に比し冬季薪炭費除雪費及び雪圍費を初め局舎修繕費、採光費等に多額の費用を必要とし、且つ従事員の給料定率も全國最下位にある。これが救済のため十月を期して行はれる三等局(集配局)従事員給料の直轄化を機に、三等局への支給雜費増額並に従事員給料定率の増額につき仙臺逓信局管内三等局長會から要望されてきたが仙臺逓信局の立川監督課長が本省に出張して陳情した結果本省でも東北の特殊事情を深く諒とし

一、雜費増額の件は十月の制度改善までに必ず考慮する事

一、給料定率の増加は本年度豫算に無きため來年度豫算に編入する全國三等局従業員の増給案に併せ、特に考慮を拂ふ。

との意圖を表明、天恵に薄い東北地方下級従

業員のため、特に善處する旨言明するところあつたが、右による各三等局への雜費の増額金額は大體管内總額で月額五萬圓、年額六十萬圓に上る見込である。雜費増額問題が起つた原因は仙臺逓信局が従來管内三等郵便局に支給する雜費の定率が各三等局實際の支出額よりは低額なもので三等局の經營を困難にし、三等局では雜費の一部として従業員の給料を流用するため従業員の賃給額をますます低下せしめつゝある救済のため二、三年來管内約二百の三等局につき雜費の實費調査を行つてみた所、各局の實費は従業員一人當りの月平均で支給定率より一圓餘の高額となつてゐることが判つたので、十月の三等局制度改善と同時にこの雜費定率を従業員一名につき月額一圓宛の増額を逓信省へ申請した譯である。現行雜費定率は昭和五年以降の財政緊縮等により漸次減額されしかも東北地方では雜費中の一種である薪炭費だけでも他地方に比して二三倍の費用となつてゐるため、三等局の經營には大きな負擔となつてゐたわけ、雜費定率増額の實現は仙臺逓信局管内一千三百餘の三等郵便局にとり大きな福音として期待されてゐる。

仙臺逓信局管内局敷數 (昭和十一年度末)

Table showing the number of post offices in the Sendai District for various counties (Aomori, Iwate, Akita, Yamagata, Fukushima) categorized by type (e.g., ordinary, special, etc.).

管内面積、郡市町村世帯數人口

(昭和十一年度末)

(昭和十一年度末)

Table comparing communication facilities (post offices, telephones, etc.) across different areas (prefecture, city, town, village) and years (1926-1930).

郵便局所一に對する割合

Table showing the ratio of post offices per square kilometer and per population for various counties (Aomori, Iwate, Akita, Yamagata, Fukushima).

郵便局一に對する割合

Table showing the ratio of post offices per square kilometer and per population for various counties (Aomori, Iwate, Akita, Yamagata, Fukushima).

引受通常郵便物數

Table showing the volume of mail received in various counties (Aomori, Iwate, Akita, Yamagata, Fukushima) for the year 1930.

Table listing various telegraph and telephone lines with columns for line names (e.g., 第一十五路), codes (e.g., J L W I), and associated organizations or locations.

Table listing telegraph and telephone lines, including names like 第一路, 第二路, and codes such as J G S K, J Y G B.

山形縣

Table for Yamagata Prefecture listing telegraph lines like 〇秋田丸 and codes J Y J B, J J P F.

秋田縣

Table for Akita Prefecture listing telegraph lines like 〇秋田丸 and codes J M T F, J J K K.

青森縣

Table for Aomori Prefecture listing telegraph lines like 〇青森丸 and codes J L M I, J L A K.

實驗用無線電信

Table for experimental wireless telegraph lines with codes like J 6 A K, J 6 B K.

△官設の部

Table for government department telegraph lines with codes like J 6 A K, J 6 B K.

△私設の部

Table for private telegraph lines with codes like J 6 C C, J 6 C I, J 6 C Q, J 6 C W, J 6 C B, J 6 D M.

Table titled '仙道管内無線電信、電話施設數' showing telegraph and telephone facilities in the Sendai region, including columns for location, type, and count.

河北年鑑

登録船舶數 (昭和十一年度末)

Table showing registered ship counts by prefecture (福山, 秋田, 宮城, 岩手, 青森) and ship type (汽船, 帆船, 汽艇, 汽船). Includes sub-totals for each category.

船舶職員試験事務成績 (昭和十一年度末)

Table showing the results of ship crew examinations, including counts for various categories like '合格者數' (qualified) and '不合格者數' (not qualified).

船舶登録件數

Table showing the number of ship registration cases, categorized by ship type and registration status (新規登録, 変更登録, 抹消登録).

全國通信事業概況 (昭和十年度)

Table providing a comprehensive overview of national communication services, including statistics for postal services, telegraph lines, and telephone exchanges across various regions.

航空界

内外、空の一年

昭和十一年九月—昭和十二年八月

九月 昭和十一年

航空章授與 民間航空最高名譽の航空章授與式は、二日午前十時通信省で日本飛行俱樂部安岡駒好氏以下十氏に頼母木遜相から授與さる。

十月

簡保年金記念東北都市訪問飛行 簡保保険廿周年郵便年金十周年記念のため仙臺通信局の依頼で本社機(操縦士佐々木氏機關士佐藤氏)は一日仙臺飛行場出發、盛岡、八戸、青森、秋田、山形、米澤を経て二日會津若松に到り、颯風の通過を待ち郡山、福島を経て五日午後三時三十分無事歸還。

十一月

山形縣防空演習 山形縣最初の防空演習は全縣民の赤誠によつて建造された義勇隊二機の参加を得て二十二日から二十四日まで三日間縣下一帯に舉行。

山形縣義勇隊命名式 山形縣義勇飛行協會が全縣民に募り建造した山形義勇隊、各中小學校生徒児童の奉公の結晶學生義勇隊の二機命名式は三日明治の佳節を卜し山形市城南練兵場で舉行。

飛行射撃演習 福島縣原町の雲雀ヶ原臨時軍用飛行場で四日から十一日まで所澤飛行學校の射撃演習を舉行。

功勞者表彰、犠牲者合祀祭 帝國飛行協會では五日午後同協會講堂で三井、岩崎兩男爵外二十氏の功勞表彰式を舉行、三時から屋上航空神社で十年九月以降の犠牲者陸海軍、民間百三十七柱の合祀祭を執行。

火燭飛行機 九日午前十一時頃千葉縣船橋町日本空中作業會社の三菱式八七型機は富山縣水源地撮影に向ふ途中津田沼町谷津沖合で故障ガソリンに引火して墜落、操縦者植山芳瑞二等飛行士、寫眞技師石井島吉、佐藤一夫の三君即死。

ソ聯軍機墜落 ソ聯とドイツ共營のデル・ルフト會社旅客機は午後六時頃(日本時間七日午前〇時)モスクワを去る九千キロの地點で突如墜落全塔乗者九名慘死、内邦人二名(北樺太石油古澤覺本氏、越野安二氏)

ソ聯軍機墜落 十日の革命記念日にソ聯空軍の空中分列式に参加の一機のプロペラ及び發動機部分品が落下、市民三名即死八名重傷を負ふ、同機は無事歸還。

伊機墜落四十名即死 十二日ロツゴルガ飛

翔中の伊國爆撃機が薩摩民家三軒を押し潰し即死二十名、重傷三十名を出した、塔乗者四名即死、同時に石油タンク爆発し救助に馳けつた人々の内十六名即死し二十名重傷。

米國空防備 米國海軍省は太平洋沿岸の國防強化の爲六十六隻の哨戒飛行艇を建造に決定、十七日總額六百餘萬弗と決定。

ジャバール機墜落 パリ東京間制空第一機佛國のアンドレ・ジャバール氏は、十五日午後十一時四十六分パリのル・ブルジュ飛行場を出發東京に向つたが香港出發後最悪の天候の爲十九日午後四時二十分佐賀縣神埼郡首振村久保山、山頂九合目位の山林に衝突、機體大破して氏は負傷、大記録作無念ならず。

米國飛行場建設 米澤市外八幡飛行場期成同盟會では過價省公認飛行場としむべく地元在郷軍人分會、青年團員千二百名の勞働奉仕により二十日から本格的整備に着手。

米巨入機再檢討 米國の陸軍の新鋭超爆撃機は、七日シヤトルで試験飛行の際地面に衝突破損した。當局は缺陷暴露と見て姉妹機十

十二月

一 月 昭和十二年

入營祝賀飛行機墜落 十日午前八時四十分頃山形縣隊入營兵祝賀のため城南練兵場を離陸した山形縣義勇飛行會所屬長谷川正二等飛行士操縦、木野次三郎氏同乗のアプロ海軍練習機(百二十馬力)は市上空を一周し九時三十分歸還の際練兵場上空五十米邊で故障起り墜落、機體は真二つに切斷兩君重傷。

明野機墜落 十一日朝十一時頃明野飛行學校學生小笠原軍曹は戦闘機に塔乗明野原上空を飛行中機關に故障起り落下傘で脱出した。

熊谷機墜落 十八日午前十一時四十分頃熊谷飛行學校學生山下治雄軍曹が練習機を操縦、助教官進藤茂仁曹長同乗埼玉縣藤澤村上空で故障を起し不時着せんとして機體は同所農金井美代治方の勝手口に突入、四坪餘を破壊、美代治さんの妻きみさん、二女しげさんは機體の下敷になり四名は生命危篤。

ドレ機墜日の途に上る 佛國マルセル・ドレ氏は二十日午前六時廿六分無電技師ファンソア・ミケレット氏とブルルジュ飛行場を出發東京に向け征空の途に上つた。

ジャバール氏の記録公認 九州背嶺山で遭難したアンドレ・ジャバール氏のバリ、ハノイ間の記録は國際航空聯合會で公認された廿一日帝國飛行協會に通知あり、九大病院に入院中

三臺建造計畫を躊躇するに至つた。佛國訪日第二番機 ジャバール機失敗の雪辱のためパリ東京間百時間翔破競争の二番機としてジャン・ペロー、ジルベル・デニス兩氏は八日午前八時三十分(日本時間午後四時三十分)ル・ブルジュ飛行場を出發したが天候回復せず、九日計畫を中止しチュニスから引返す。

宇宙編を飛行機で觀測 日本學術振興會の仁科博士、石井、淺野兩理學士は九日三浦半島の上空を約六千メートルの高度で飛翔、宇宙線觀測を行つた。

和蘭軍機墜落 和蘭航空會社所屬定期旅客機は九日午前英國タロイドン飛行場を離陸するや場外に墜落火災を起し附近家屋も類焼、乗客十五名全部慘死。

館山機墜落 館山航空隊所屬艦上攻撃機一機は十一日朝十一時頃房總線藤山驛附近に墜落したが塔乗者助かる。

所澤機夜間訓練中墜落 所澤飛行學校附長谷川太郎大尉は十一日午後五時二十分戦闘機を操縦離陸したが間もなく發動機に故障墜落して機體大破し大尉は危篤。

海軍機山腹に衝突 十四日午後六時半頃鹿兒島縣花岡村上空で訓練中の下屋航空隊所屬攻撃機が同村野元部落で山腹に衝突して機體大破塔乗者六名中三名重傷。

イルズ機は十九日午後零時半南佛のエスト

の同氏にも知らされた。同記録はパリハノイ間九千九百九十キロ、飛行時間五十分四十九秒、時速百八十八キロ二〇八。

ドレ機飛行繼續不能 二十日パリを出發したドレ機は二十三日午後一時ハノイに到着、直に上海に向つたが悪天候に阻まれて印度支那モンカイ州チュンユン附近に不時着、塔乗者は無事だったが繼續不能に陥入り三番機も挫折す。

射撃の名手墜死 下志津飛行學校銃子分校學生御子榮新一軍曹は三十日午前十時三十分銃子陸軍飛行場上空で突然離陸状態となつて墜落殉職、同氏は射撃の名手として囑望されてゐた。

二月

米陸軍艦隊長距離飛行成功 米陸軍爆撃機九機は六日ヴァージニア州ラングリー・フェルド陸軍飛行場を出發、一気にパナマに編隊無着陸飛行を試み、一千九百哩を七時間で翔破してパナマ運河地帯に一有事の際直ちに空軍が救援に赴き得ることを實證したものと注目される。

戰艦機墜落 麻屋海軍航空隊飛行長日高實保少佐が八日朝十時半戦闘機を操縦同隊上空で視察中故障のため墜落、少佐は即死。

加賀艦機墜落 十六日午前十一時豊後水道附近で池田清一中尉操縦の加賀艦機が墜し同中尉と同乗の二等航空兵曹原初氏は殉

職した模様。

デニス機の制覇ならず 十二月八日訪日飛行を企てチュニスから引返した佛國のジルベル・デニス氏はゾルジュ・リペール氏とコードロン・シムン機に塔乗、二十三日午後十時五分(日本時間廿四日午前七時五分)フルールジュ飛行場を出發東京に向ふ豪雨と強風と苦闘して二十五日朝カラチ到着、バラウマリ、カルカッタを過ぎ同日午後七時、(地方時間)アキヤブを出發、ハノイに向つたが二十六日午後三時五十分(日本時間午後五時五十分)佛領印度支那ハノイ南方六百五十キロのシヤム國境に近いタケータ州パーキンボウム地方に不時着し燃料補給不可能のため遂に訪日を断念するに至つた。

米國空の飛石南太平洋へ 米國では南太平洋飛行場建設を急ぎ米國內務省のリチャード・フランク氏は廿五日ハワイ西南方のハウランド島の工事完了次第ジャウイス島工事に着手する旨を發表した。

偵察機墜落 下志津飛行學校銃子分校學生大野清徳軍曹は二十六日正午偵察機を操縦銃子市上空で離陸状態となつて同市下町の水田に墜落し殉職した。

三月

東北、北海道空路開設小手調べ飛行 東京から仙臺を経て札幌に到る空路は、四月一日に開設と決定し一日から小手調べ飛行を一週

一、伸び行く航空路

三ヶ年繼續事業の第一年度

昭和十二年四月一日から東京、仙臺、青森、札幌間の航空路が開設されたが十一月十日一日には東京、長野、新潟線、大阪、富山、長野線、大阪、鳥取、松江線、大阪、徳島、高知線の四線が開通、更に十二月十日には九州環状線（福岡、長崎、熊本、鹿児島、宮崎、大分、福岡）、また本年十二年度内に内地内鮮線（東京、大阪、米子、平津）が開通の豫定で我が國航空網の躍進ぶりはいよいよ本格的になつて来た。

即ち、十二年度から三ヶ年繼續事業として實施されてゐる航空路擴充計畫の一端であるが計畫完了期と前後して更に第二次計畫とも云ふべき飛行場改築に乘出して埼玉、山梨、群馬、栃木、岐阜、和歌山、福島の八縣及び京都府を除く全國各府縣に亘つて一縣一飛行場建設を企圖して航空の完璧を期する方針である。なほ航空路擴充計畫案のローカル線一部は左の通りである。

△大阪—福井—金澤—富山—長野線
△新潟—鶴岡—秋田—青森線
△東京—水戸—仙臺—盛岡—青森線
△大阪—高松—岡山線
△札幌—旭川—稚内—豊原線
△札幌—旭川—帯広—根室線
なほこの九線の中漸進的に蜘蛛の巣のやうにローカル線を完成して行くもので軍事上産業上非常に期待し得る譯である。

一方これらの完成と共に航空の安全辨ともいふべき航空燈臺、無線電信電話、ラヂオ・ビーコンなどの科學施設の萬全を期し、既に東京、札幌線の難航地たる津輕海峡に對しては札幌と青森に無線電信局は勿論ビーコンを裝備し本年中に完成する。また仙臺、東京大阪の中波、短波の無線局、北鮮線の主要港たる米子のビーコンも本年中に完成するほか新潟、高知の無線設備も既に着工して居るが本年度からこれ以外の各地にもそれ／＼無線設備を擴充する計畫をすゝめてゐるので延び行く航空はこれ等の設備と相俟つてますます安全性が加つて行く。

二、拓かれた北方コース

東京…仙臺…青森…札幌

東京、札幌間九四〇軒を六時間連絡する定期航空は十二月一日から開始された。途中の着陸場は仙臺、青森の二ヶ所。コースは東京羽田を午前九時に出發、直線的に水戸上空に出、海岸線傳ひに北上して十一時仙臺飛行場に到着して十分間休憩、今後は北上川を溯つて平泉、水澤、花巻、盛岡と過ぎ十和田湖を左に見て八甲田山を迂回して淺虫から青森の油川飛行場に到着、此處でも十分休憩して午後一時二十分出發、津輕海峡を超え函館要塞地帯を右によけて噴火灣を横斷室蘭、登別、苫小牧を経て一直線に北へ機首を向けて午後三時札幌飛行場に到着する。初夏に入つて乗客数が非常な幅増をして、お断りが殖えたので航空會社では七月十日から九月十五日まで臨時便一往復を増加して夏の避暑客を運んだ。定期便並に臨時便の發着時間は次の通り

△下り一、東京發午前八時、札幌着午後二時
二、東京發午前十一時、札幌着午後五時
△上り一、札幌發午前八時、東京着午後二時
二、札幌發午前十時四十分、東京着午後四時四十分

航空無線局設置

北方コースの難所津輕海峡に具へ青森市外にラヂオ・ビーコンを設けて、航空の安全を期するが更に仙臺、青森、札幌に航空無線局を建設中で今秋中には完成を見る筈である。この無線局は通信所、送信所、受信所の三つより成り、通信所は飛行場内に置き送信所はこれより五キロの地點を選んで設置することになつてゐる。仙臺は宮城郡多賀城村八幡に送信所、同郡高砂村福室に受信所（各敷地四千坪）を選定、青森は東津輕郡奥内村西田澤に受信所（敷地四千坪）並送信所（敷地一萬坪）を選んで建設中である。

間行ひ、フオッカー二機が一往復した。英空軍大機算陸軍を凌駕 スウイントン英航空相は一九三七年航空機算八千二百五十萬ポンドを五日發表したが昨年度より三千八百萬ポンド増加で陸軍算を凌駕してゐる陸軍記念日空中ベージェント 三月十日東京市では所澤飛行學校長江橋中將指導のもとに堂々百五十機の空中ベージェントを行つた訪日佛國第五番機出發 佛國飛行家アントア・ビサヴィ、ジョルジュ・コルネーの兩氏は十日午後零時四十分（日本時間午後九時四十分）パリのル・ブールジェ飛行場を出發パリ東京間飛行記録樹立の壯途に上つた。飛行機は英國製パーシヴァル・ガル型百九十馬力發動機は低翼單葉飛行機、航続力一千七百キロ時速二百六十キロ。

怪飛行機飛ぶ 十四日午後二時半頃三崎町城ヶ島要塞地帯上空を所屬不明の怪飛行機が高度四百米の低空をスローに三浦半島の海岸線を飛んだのを三崎憲兵分駐所清水軍曹等が發見し各所に照會調査したが不明。

平壤機墜落 平壤飛行隊機は十四日濃霧を冒して大連に向ふ途中、柳樹屯沖合上空で楡山伍長操縦機は故障を生じ同伍長は落下傘降下を試みたが行衛不明。

濱松機大破 十六日太刀洗に向うた濱松飛行學校の難波中佐、川島、許斐兩大尉の双機操縦機は午前十時頃大分縣山移村山中に不時着機體大破したが塔乗者無事。

擧げ機墜落 十六日午前十一時横須賀航空隊上機は川島忠一大尉操縦、村上義武中尉同乗して夏島海中に墜落し兩氏とも殉職した。

定期旅客機墜落 十八日午後一時十分頃、羽田を出發富山に向つた日本空輸旅客機、B A O A（フオッカー型）操縦士松崎彌十郎氏、機關士杏田近司氏が塔乗し新潟縣高田市外春田村下空で猛吹雪に遭ひ田圃の中に墜落兩氏とも即死した、幸ひ旅客は同乗せず。

練習機墜落 十八日午後零時頃東京市世田谷區玉川野毛町上空約五十米の低空飛行中の羽田日本飛行學校練習生池清二等飛行士塔乗のアプロ練習機が同町原彌吉方裏手の樫の木に右翼を引掛け裏庭に墜落、機體を大破したが池君は奇蹟的に微傷も負はず。

濱松重機墜落四氏殉職 十九日朝十一時半頃濱松飛行隊岡崎勝伍長操縦、壽圓正隆大尉、今泉正夫軍曹、小川高平伍長同乗の重機は濱松飛行場上空で演習直後機關に故障を生じ濱松市外三方ヶ原に墜落、機體は大にめり込み四氏とも殉職した。

佐伯機河中に墜落 佐伯航空隊小野塚武次郎三等兵曹は十九日午前九時艦上戦闘機を操縦訓練中、佐伯町北番匠河に墜落機體を大破し危篤。

南太平洋一周飛行挫折 米國女流島人アマリア・イヤハート女史は南太平洋一周飛行の爲十七日午後四時卅八分（日本時間十八日午

大を發揮するやうに考へてゐるが從來の試作機とは全く性質が異つてゐるから十分試験の上でなければ實際は解らない。

二、從來の試作機は試作といへば獨創的な考案が比較的少くいは改良改造程度に過ぎず、實際済のものが多く用ひられた種類のものである。

三、本機は各部分に獨創的な考案があり、これを一々實驗せねばならぬので試験には時日も要するが、これが又本機の航空界に貢献する所以でもある。

【滑走試験】四月二十四日午前七時藤田大尉の指揮で羽田飛行場で舉行素晴しい好成绩を示す。

【試験飛行】五月廿五日午後五時二十分テスト・パイロット藤田大尉、操縦士高橋福次郎氏の指揮で羽田飛行場で舉行。滑走二百五十米でみごと離陸、飛行場上空を悠々旋回の後最も懸念された着陸も案外容易で同三十七分大成功を得て終了。

航空學科新設

明年度から東北帝大に

我が國航空事業の改善發達は根本的研究に俟つことが多いので全國に學術的航空研究陣を布く爲、文部省では豫てから要望されてゐた東北帝大に明年度から航空學科を新設することに大體方針を決定した。

殊に東北帝大には金屬研究所があり、航空學科が設置された時には學理と實際の鞏固な結合が期待され、金屬研究所が飛行機用の優秀な輕金屬の研究などに新に活躍を開始し、わが航空學界の飛躍的發展を約束するものと思はれてゐる。

航空標識所在地

航路の安全のため左の各地に當該地名を白色片假名にて表示し、飛行中これを察知し得るやう設備せらる。

御乗用として日本空輸會社のダグラスDC二型を御使用、先づ十三日朝八時羽田飛行場より立川陸軍飛行隊を御檢閲遊ばされた。

【館山機長距離飛行に成功】十七日以来北海道各地に飛來訓練を續けた館山航空隊精銳十二機は十九日歸還の途につき午後六時までに全部無事歸隊。

【訪日第六番機出發】佛國鳥人マルセル・ド

Table with columns for location (e.g., 沼津, 濱松, 小豆島) and flight details.

民間航空機乗員免狀受有者數

Table showing the number of private aircraft pilot licenses issued from 1910 to 1926, categorized by class (一等, 二等, 三等).

航空無線電信局所在地

東京無線電信局 東京市麹町區大手町二丁目

Table listing the locations of various wireless telegraph stations across Japan, such as 箱根無線電信局 and 大連無線電信局.

航空標識燈

Table detailing the locations and types of aviation navigation lights (e.g., 閃白光, 閃白赤光) at various airports and stations.

民間航空成績累年表

Table showing the cumulative performance of private aviation from 1910 to 1926, including flight hours, distance, and passenger numbers.

航空界

れて二十日朝八時廿二分(日本時間二十一日午前一時廿二分)米國ワシントン州ヴァンクワ飛行場に不時着した。即ちモスクワ、ヴァンクワ間の飛行時間は六十三時間十七分と確定し歐米間の新航空路(スターリン航空路)の開拓成る。

開かぬ落下傘の發明者を起訴 昨年十一月二十一日洲崎飛行場で行はれた野中式落下傘實驗で落下傘が開かず肥後清三少年が惨死した「開かぬ落下傘事件」に就いて東京區検事局では村口検事が主任となり責任者たる大阪府柏原町野中研究所主野中宵人氏を取調べた結果廿二日正午過失致死罪で起訴。

滿洲旅客機不時着 二十日午前十一時半頃新義州を發して東邊道環狀線航空路滿洲航空會社の旅客機が垣仁縣内の山中に不時着し塔乗者七名負傷。

館山機物船と衝突 二十二日夜館山航空隊の長田一等航空兵操縦機が夜間訓練飛行後同隊水上班突堤北西に着水せんとした折、航行中の東京海汽船會社貨物船竹丸に衝突、飛行機は大破し長田一等兵は無事、坂井二等兵は重傷を負ひ竹丸乗員二名も輕傷を負つた。

明野機墜落 二十三日午後二時半頃明野飛行學校學生彌富哲夫少尉は、同校射撃場村松海岸上空で練習中操縦の自由を失ひ、三重縣度會郡北濱村の田圃に墜落機體大破し彌富少尉は生命危篤。

救援機電線に觸れ墜落 廿三日朝十時半頃

霞ヶ浦航空隊支部分遣隊の三上、森田兩三等兵曹塔乗の練習機が茨城縣湊町上空を飛行中故障の爲同町那珂川の砂濱に不時着の際河中に墜落し兩兵曹は輕傷を負つた。急報により分遣隊から救援機偵察に飛來したが高壓電線に引つかゝつて河中に墜落塔乗の石川中尉は行衛不明、昆野兵曹は重傷を負つた。

館山機大破 二十五日朝十時頃館山航空隊大杏一等兵操縦の艦上戦闘機が館山北條町北方水田に不時着を試み顛覆し機體を大破した大杏一等兵は無事。

女流滑空士瀋空世界新記録 獨逸ケーニヒスベルクの女學生グライダー界の新進インダ・ヴェツェル嬢(二十三歳)は三十日夜同地飛行場を出發一日午後にかけて快翔を續けた末瀋空十八時間三十一分の女流グライダー世界新記録を樹立した。従來の記録は獨逸テオドル・シュミット女史の十四時間であつた。

七月

イヤーハート機遭難 六月一日フロリダ州マイアミ飛行場を愛機「空の實驗室」を操縦して出發したアメリカイヤーハート女史は南から西阿、濠洲に飛びニューギニア島からハウランド島に向つたが二日朝六時四十分ハノルでは、同機から「燃料残り半時間より無い」との無電を受けたが通行船舶 SOS を感受、米國航空母艦も出動探索したがその後通信絶え、必死の搜索も空しく遂に絶望とし

て搜索を打切つた。

長門艦載機墜落 長門艦載機を小林一等兵曹操縦、小林三等兵曹同乗伊勢灣の演習に參加中三日朝八時頃愛知縣伊良湖村上空で故障起り不時着の際同村木村青吉方物置に衝突して半壊兩氏顔面に重傷を負つた。

空家に衝突 五日午前九時半頃館山航空隊沖二等兵曹、堀江藤本兩一等兵の三氏塔乗の艦上攻撃機が館山灣で訓練中北條町八幡町八幡海岸に不時着せんとして同所三宅方所有空家に衝突して半壊し機體は大破した、堀江一等航空兵は重傷危篤、藤本一等航空兵も重傷だが生命は取止める模様、沖二等航空兵曹は輕傷。

特務艦膠州も出動 南太平洋で遭難したイヤーハート機の救助に合衆國政府では一日廿五萬弗を費しレキシントン初め驅逐艦四隻も出動したがわが政府もその應援をなし五日特務艦膠州に出動を命じた。

下北防空演習 大湊要港部並に大湊、田名部、川内、大畑、臨野澤、東通の六ヶ町村を動員下北半島防空演習は七日朝十時を期して井澤大湊要港部司令官統監の下に行はれ、七八の再日空襲、防護團の活躍、空中戦、燈火管制等を行ひ効果を納めた。

佐世保機墜落 八日午前九時半頃佐世保航空隊所屬機濃霧の爲長崎縣北松浦郡津吉村山中に墜落塔乗三氏は絶望状態、三兵曹大藤實雄、二空兵徳淵昇、同山口米次。

八月

真久瀬官殿下空軍總帥御就任 東久通軍事參議官殿下には八月の陸軍定期大異動に空軍の總帥陸軍航空本部長に御就任遊ばされ全航兵科將兵は勿論全國民感激勇躍指く能はず。

米定期旅客機海中に墜落 汎アメリカン・グレイス・ライン定期旅客機シボル式水陸兩用サンタ・マリア號は三日未明乗客十一名、乗員三名を乗せパナマ地帯クリストバル上空で豪雨に遭ひバルボア沖合に墜落、乗員一同惨死をとげた。

日滿特急便機離陸の際大破 五日朝七時半日滿連絡特急便取號は羽田空港を離陸五十米邊で北の強風に煽られ右翼を吹流塔に、左翼を事務所食堂に打ちつけて大破、北海道行定期便待合中の金尾壽治氏の五男壽興君が即死、壽治氏と長男、三男、四男の四氏が負傷鹿取號乗員は幸ひ無事。

東北帝大で發動機材料研究 十三年から東北帝大では航空學科を新設するが金屬材料研究所と呼應して最も貧弱を嘆かれてゐる發動機材料の研究することになつてゐる。

軍用機献納に仙臺醫師會起つ 仙臺市醫師會では五日夜緊急役員會を開き時局對策を協議の結果全國醫師會員に呼びかけ軍用機献納

米政府冒險飛行を取締る 米國督務省ではイヤーハート女史遭難に鑑み今後冒險的長距離飛行及び宣傳を目的とする無着陸飛行の取締りを嚴重にすることに決定。

熊谷飛行學校長墜落負傷 十日仙臺飛行場に舉行されし航空ページェントに参加の爲熊谷飛行學校校長澤賢二郎少將は同校中西太郎中尉操縦の練習機に塔乗、朝十一時十分附近鳥縣伊達郡大木戸村東北本線員田信號所附近で濃霧の爲飛行不能となり不時着せんとして機體を大破、兩氏共全治三四週間の負傷。

東京札幌間定期航空増發 東京札幌間の定期航空路は開始以來上下便とも満員で夏期は殊に旅客殺到を豫想し十日から九月十五日迄上下便共一往復を増發した。

仙臺の航空ページェント 十日開催の處悪天候で翌十一日朝十時半に延期した帝國飛行協會並東京朝日新聞社主催の航空ページェントは仙臺飛行場で盛大に開かれた熊谷機館山、木更津、横濱、大湊各航空隊機、朝日の神風機等六十機参加し、十五萬觀衆を熱狂さして午後二時半終了翌十二日は盛岡市外觀武ヶ原で舉行仙臺同様の成績を治めた。

米ソ第二回連絡飛行 ソ聯は第二回米ソ連絡飛行の爲ミハイル・グロモフ氏、ダシエフ少佐、ダニリン機關士がANT二五號機に塔乗十二日午前三時廿一分(日本時間十二日午前九時廿一分)モスクワ郊外シユルコヴォ飛行場出發、北極を経て太平洋標準時十三日午

前十時(日本時間午前三時)ブリテツシユ・コロンビア州の中央部を飛行し同十四日午前一時廿八分オクタランド上空を通過同六時に給油管故障の爲サンチャント飛行場に到着一萬一千五百斤を六十二分間に翔けし長距離無着陸飛行に世界新記録を樹立した。

弘中「鷹揚號」命名式 弘前中學校第一號グライダーは二十一日弘前練兵場で命名式を舉行、同市出身中村大將も參列した。

白菊號沈没 二等飛行士松本きく子嬢は白菊號で樺太訪問の爲仙臺を経て青森に赴き二十三日青森を出發したが夕刻陸奥灣に不時着嬢は直に救助されたが白菊號は沈没した。

陸軍飛行場宮城縣に建設 宮城縣名取郡下増田村と同郡玉浦村にまたがる貞山堀と八間堀との中間地區的耕地を買収して陸軍飛行場を創設することになり二十三日第二師團師令部から發表された。

民間島人從軍志願 北支事變愈々激烈となり日本飛行クラブでは民間飛行家に從軍希望者を募集した處二十六日午後操縦士、機關士六十七名が陸軍航空第二課に從軍願を提出した。

愛國岩手縣の献納 岩手縣では全縣下から十五萬圓を目標に少くとも十萬圓を集め愛國岩手號を献納する計畫であるが釜石市では三十日獨力で愛國釜石號を献納に決定した。我が空軍天津を襲撃 北支事變突發し我が天津居留地襲撃計畫中の市政府、總站、財務

運動を起すことを日本醫師會に建議することを決議して...

陸軍航空兵科充實 八月の定期異動に際し陣容整備のため歩、騎、砲各科將校中優秀者を選抜して...

海軍航空學生採用範圍擴大 海軍練習航空隊令は七日勅令で改正され...

大日本青年航空團結圖式 五月五日發團式を挙げた大日本航空青年團は...

航研長距離機招待 淡州シドニー市は明年開府百五十年に當るので...

軍事

列國新兵器整備一覽 (昭和十一年末)

Table with columns for countries (Japan, Britain, etc.) and rows for aircraft, tanks, and other military equipment.

行方不明の所澤機發見 六月六日各務ヶ原を出發行方不明となつた所澤機は...

海軍航空隊長顧南京を空襲 支那機の不法爆撃に憤激した海軍航空隊の...

防空協働員計畫 内務省では十六、七の兩日防空協働會を本省に開き...

青森飛行場無線局着工 延び／＼になつてゐた青森飛行場無線局は...

宮城縣防空大演習 宮城縣では二十六日午

後一時から縣廳會議室で防空協議會を開催、防護團の編成計畫並にその訓練につき具體的協議を行ひ...

航空郵便の速度

昭和十二年四月一日から東京、札幌間定期航空路が開設されたが同時に航空郵便の取扱も開始した...

列國陸軍軍備一覽 (昭和十一年末)

Table with columns for countries (USA, France, etc.) and rows for military units, personnel, and equipment.

職後一年内に之が爲め一種以上の兵役を免ぜられた者は一時賜金として給せられる。其額は傷疾の原因及び程度に依て異なるが、其最高額は次の如くである。

傷病原因 下士官 兵
職間又は此に 准ずる公務の 一六五・九〇〇 一五〇・〇〇〇
普通公務 一三三・七三三 一三〇・七三三
○一時恩給 准士官以上の軍人在職三年以上十三年未満。又は下士官在職二年以上十二年未満にして退職した者(但し下士官以上としての在職一年未満なる時は此の限りにあらず)に給せられるもので、其額は退職前の俸給

帝國武官恩給、並扶助料趨勢

Table showing trends in military benefits and allowances from Meiji 26 to Showa 11. Columns include year, amount in thousands of yen, and ratio percentage.

月額に相當する金額に在職年数を乗じたる額である。
○扶助料 文官の例に依る。
○一時扶助料 准士官以下の軍人在職三年以上十三年未満下士官は同三年以上十二年未満にして在職中死亡した時其遺族に給せらるゝもので、其額は一時恩給の額を適用される。

帝國軍人死亡賜金

Table showing death benefits for imperial soldiers by rank and year. Ranks include Major, Captain, Lieutenant, etc. Years range from Meiji 26 to Showa 11.

在郷軍人職業輔導

仙臺聯隊區在郷軍人職業輔導部

崇高なる兵役義務に服した兵士や、永年軍務に従事したる武官に對して、除隊或は退職後失業の憂を懐かしめない事は、皇軍の強をなす所以であると思ひます。
内務省に於ては除隊者の爲に特にその職業紹介機關を活動せしめて除隊者の職業紹介乃至斡旋の第一線に立ち、陸海軍兩省、師團或は海軍人事部に就職斡旋機關を設け、更に軍事扶助の諸團體を運用して、各部隊や内務省所管の職業紹介機關と連繫協力して只管その輔導斡旋に努め來たつたのであります。が時勢の推移に鑑みまして、その萬全を期する爲、此處に財團法人義濟會、同報効會、同愛國恤兵會の共同事業として昭和八年、在郷軍人職業輔導部を創設したのであります。
これを以て如上の諸業務に當り、陸海内三省の必須機關としての存在となり、逐年長成績を現はし、創立以來の就職斡旋人員は將校以下約十萬人に達するに至つたのであります。而して生活上の安定は無論の事、思想の善導、軍人精神の發揚にいさゝか貢献しつゝあるであります。

軍 事

- 一、傷疾軍人 軍人遺家族の實情の調査
- 二、傷疾軍人の職業再教育、授産及職業輔導並に就職の斡旋
- 三、除隊者及在郷軍人の職業輔導及就職の斡旋
- 四、退職武官に對する講習の實施及職業輔導並に就職の斡旋

昭和九、十、十一年度就職斡旋人員表

Table showing employment guidance personnel statistics for Showa 9, 10, and 11. Columns include year, rank, and total count.

防空法

最近航空技術の驚くべき進歩は、五百キロのスピードで七千キロの航続力を有する大爆撃機を生むまでに到達した。
空中戦に於ては必ず、攻勢を採らねばならぬ。如何に國土防衛の完璧を期してもどこかの一角から必ず敵機が襲來する者を見ねばならぬ。

この最近航空界の趨勢に依つて各國共舉つて大爆撃主義、空襲主義を採用して居る、或は事變に於て開戦の直前二噸、三噸の爆弾を積んだ爆撃機の集團が襲撃に出動する、それは陸軍航空隊たると海軍航空隊たるを問ふ所でない。と言ふ氣運が醸成されて來たのである。

各國共に編隊を以てする遠距離大飛行の訓練に怠りない。無論此處に至つて飛行機の前に國境なく、天際なく、海洋なく、一朝有事の際直ちに敵國內に空中攻撃を加へんとする準備が爲されつゝあるのである。
現在の情勢に於て我國は決して單なる島國の安全を享受出來ない、海洋からは敵國航空母艦の脅威あり、大陸方面からは大爆撃機の危険に赤裸々にさらされてあるのである。
防空には積極・消極の二方法がある。積極的方法とは空襲の根元地、敵航空機の根據地を機先を制して削減することであり、消極的方法とは空襲し來る敵機を途中で撃滅撃退し、尙進入する者に對しては重要地帯に直接防空施設を行ふて防衛する。
防空の爲には前述の二方法何れもが必要だが、此處にはその後者が對象となつた。
廣義國防と言はれ、戰時體制と稱するゝ今日、防空の事は既に軍隊官民共業の事業で眞に舉國一致の防禦戰である。
我國に於ても近時全國に亘つて防空演習が行はれたのであるが、單に官民の適宜な申合

せに依つて行ふものなる故、一時的計畫に過ぎずの感があつた。
一步前進。有時の際直に實施に移さるゝ防空の訓練と準備の爲に、平常から一般的に用意されねばならぬのである。

防空法の大要

- 防空法案は二十二ヶ條より成り大要次の如くである。
一、防空及防空計畫の内容を明らかにし防空計畫設定者の義務に關する規定を設く。
A、防空とは陸海軍の行ふ防衛に則して陸海軍以外の者の行ふ煙火管制、消防、防衛、避難及救護並に是等に關し必要なる監視、通信及警報を。防空計畫とは防空の實施及之に關し必要なる設備又は資材の整備に關する計畫を謂ふものなること。
B、防空計畫は原則として地方長官、又は地方長官の指定する市町村長、例外として防空上重要な地位にあるものを以て設定せしむること。
C、防空計畫の設定者は防空を實施し、必要なる設備又は資材を整備し、防空の訓練を行ふべきこと。
二、防空上の必要に基き義務を命ずる範圍を明かにすると共に給與、其他に關する規定を設く。
A、工場、事業場その他特殊施設の管理業者又は所有者は地方長官の命ずる所に從ひ必要なる設備若しは資材を整備し又は之を供用すべきこと。
B、醫師、藥劑師その他特殊技能を有する者は地方長官の命ずる所に從ひ防毒、救護その他防空の實施に從事すべきこと。

- C、防空上重要な地位にあり防空計畫を設定する者(一ノB參照)の従業者は防空の實施に從事すべきこと。
D、煙火管制を實施する場合に於ては光を發する設備又は装置の管理業者又は之に準ずべき者はその光を遮断すべきこと。
E、防空の實施に際し緊急の必要あるときは地方長官又は市町村長は他人の土地、家屋を一時使用し、物件を收用若しは使用し又は防空の實施區域内に在る者に對し防空の實施の從事を命じ得ること。
F、防空に關し調査の爲必要ある時、主務大臣地方長官又は市町村長は資料の提出を命じ、又は官吏々員をして關係ある場所に立入り検査を爲さしむることを得ること。
G、(B)、(C)、(E)に依り防空の實施に從事する者之が爲傷病を受け、疾病に罹り、又は死亡したる場合は療養、又は埋葬に要する費用を給すること。
H、(E)に依り土地、家屋、物件を收用し又は使用する場合は損失を補償すること。
I、(B)、(C)に依り防空の實施に從事する者には實費を辨償すること。
三、防空の訓練に關する規定を設く。
A、主務大臣は防空計畫の設立者に對し、防空計畫の全部又は一部に基き防空の訓練を命ずること。
B、防空の訓練に際しては二ノ(C)(D)と同様の程度に從事し又光を秘匿すべきこと、但し光の秘匿の程度は訓練に適當なるものとする。
四、費用の負擔及國庫補助に關し必要なる規定を設く。
A、防空に關し必要なる費用は道府縣、町村又は防空計畫を設定し若しは特殊施設を管理、所有する者に於て負擔すること。
B、前項の費用に付いては二分の一以内の國庫補助を爲すこと。
五、その他必要なる事項に付次の如き規定を設く。
A、防空委員會の組織、權限及費用に關しては勅令を以て之を定むること。
B、防空上重大なる支障を生ずる行爲を處罰すること。
C、國に於て管理する施設に關する防空に付ては勅令の定むる所に依ること。
D、本法を朝鮮、臺灣、樺太に施行する場合に於て必要なる規定は勅令を以て之を定むること。
E、本法施行の時期は勅令を以て之を定むること。
防空法案は大體以上の如く、一朝有事の際國及國民の安全を保障する上に於て最も重要な規範である故、特に充分な理解を國民は持たねばならぬ。

陸軍管區表
管師 第一 第二 第三 第四 第五
聯隊區 管轄區域
第一 東京府 山梨縣 神奈川縣 武蔵野國 北關東國 東關東國 中關東國
第二 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 岐阜縣 愛知縣 尾張國 美濃國 飛騨國 濃尾國
第三 山梨縣 長野縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 岐阜縣 愛知縣 尾張國 美濃國 飛騨國 濃尾國
第四 山梨縣 長野縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 岐阜縣 愛知縣 尾張國 美濃國 飛騨國 濃尾國
第五 山梨縣 長野縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 岐阜縣 愛知縣 尾張國 美濃國 飛騨國 濃尾國

第六 第七 第八 第九 第十 第十一 第十二
大分縣 鹿兒島縣 神戶縣 津縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 德島縣 高松縣 香川縣 岡山縣 広島縣 山口縣 福岡縣 佐賀縣 熊本縣 鹿兒島縣
大分縣 鹿兒島縣 神戶縣 津縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 德島縣 高松縣 香川縣 岡山縣 広島縣 山口縣 福岡縣 佐賀縣 熊本縣 鹿兒島縣

河北年鑑 陸軍常備團體配備表

師團	旅團	連隊	中隊	小隊	班	員數	備考
近(東京)	一	一	一	一	一	1,000	
一(東京)	二	二	二	二	二	1,000	
二(仙臺)	三	三	三	三	三	1,000	
三(名古屋)	四	四	四	四	四	1,000	
四(大阪)	五	五	五	五	五	1,000	
五(廣島)	六	六	六	六	六	1,000	
六(熊本)	七	七	七	七	七	1,000	
七(旭川)	八	八	八	八	八	1,000	
八(弘前)	九	九	九	九	九	1,000	
九(金澤)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	1,000	
一〇(姫路)	一一	一一	一一	一一	一一	1,000	
一一(普通寺)	一二	一二	一二	一二	一二	1,000	
一二(久留米)	一三	一三	一三	一三	一三	1,000	
一三(宇都宮)	一四	一四	一四	一四	一四	1,000	
一四(京都)	一五	一五	一五	一五	一五	1,000	
一五(松山)	一六	一六	一六	一六	一六	1,000	
一六(高松)	一七	一七	一七	一七	一七	1,000	
一七(宇野)	一八	一八	一八	一八	一八	1,000	
一八(宇都宮)	一九	一九	一九	一九	一九	1,000	
一九(高松)	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	1,000	
二〇(宇野)	二一	二一	二一	二一	二一	1,000	
二一(高松)	二二	二二	二二	二二	二二	1,000	
二二(宇野)	二三	二三	二三	二三	二三	1,000	
二三(高松)	二四	二四	二四	二四	二四	1,000	
二四(宇野)	二五	二五	二五	二五	二五	1,000	
二五(高松)	二六	二六	二六	二六	二六	1,000	
二六(宇野)	二七	二七	二七	二七	二七	1,000	
二七(高松)	二八	二八	二八	二八	二八	1,000	
二八(宇野)	二九	二九	二九	二九	二九	1,000	
二九(高松)	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	1,000	
三〇(宇野)	三一	三一	三一	三一	三一	1,000	
三一(高松)	三二	三二	三二	三二	三二	1,000	
三二(宇野)	三三	三三	三三	三三	三三	1,000	
三三(高松)	三四	三四	三四	三四	三四	1,000	
三四(宇野)	三五	三五	三五	三五	三五	1,000	
三五(高松)	三六	三六	三六	三六	三六	1,000	
三六(宇野)	三七	三七	三七	三七	三七	1,000	
三七(高松)	三八	三八	三八	三八	三八	1,000	
三八(宇野)	三九	三九	三九	三九	三九	1,000	
三九(高松)	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	1,000	
四〇(宇野)	四一	四一	四一	四一	四一	1,000	
四一(高松)	四二	四二	四二	四二	四二	1,000	
四二(宇野)	四三	四三	四三	四三	四三	1,000	
四三(高松)	四四	四四	四四	四四	四四	1,000	
四四(宇野)	四五	四五	四五	四五	四五	1,000	
四五(高松)	四六	四六	四六	四六	四六	1,000	
四六(宇野)	四七	四七	四七	四七	四七	1,000	
四七(高松)	四八	四八	四八	四八	四八	1,000	
四八(宇野)	四九	四九	四九	四九	四九	1,000	
四九(高松)	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	1,000	

昭和三十二年陸軍豫算額

區分	經常部	臨時部
既定額(十二年度標準)	二二,九百九十九	二九,六九九
豫算額	二二,九百九十九	二九,六九九

備考 師管の番號は師團の番號と同一とす

新増加額

項目	金額
維持在備兵力充實	九,二七〇,〇〇〇
航空防衛充實	一,〇〇〇,〇〇〇
兵備改善	一,〇〇〇,〇〇〇
器材整備	一,〇〇〇,〇〇〇
其他	一,〇〇〇,〇〇〇
維持在備兵力充實	九,二七〇,〇〇〇
航空防衛充實	一,〇〇〇,〇〇〇
兵備改善	一,〇〇〇,〇〇〇
器材整備	一,〇〇〇,〇〇〇
其他	一,〇〇〇,〇〇〇

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

昭和三十二年陸軍常備團體配備表

高小	卒	三九、五四	三、七九	五、〇五	七、八六	六、五八	七、三八	九、九八
同上	同	二八、五一	一、三九	六、七	二、八三	三、七	九、九	三
同上	同	一、五、八五	三、五二	二、八四	二、五三	三、九六	三、〇八	四、一三
同上	同	一、七、三四	二、七	三、八	二、四三	二、七	二、五	五、一

(不)讀書算ヲ為シ得ル者同(學)ルモノ

一、九	一、五	二、七	三、九	三	二、四	三
二、三〇	四	四、九	三	五	五	五

壯丁の體格

近時我國に於て國民の體力が逐年低下し、次第に國民的氣魄にまで影響するの傾向のある事は識者の最も憂とする所である。徴兵検査の成績は即ち少壯國民の體力の反映である而して又人的民力の象徴と言ふ事も出来様。これは即ち國運發展力を推知する重要な尺度である。

以下我國徴兵検査に現れた壯丁體力の現狀を檢討し、以て國民體力乃至人的民力の現狀認識に資せんとするものである。

- (1) 形態的能力(體格)
- (2) 機能的能力(勤勞能力、作業能力、等)
- (3) 精神的能力

體力に關する限り以上の三能力を順次検討すべきであるが此處には主として壯丁の形態的能力即ち體格に關して見る事とする。

我國壯丁體格(陸軍省調)

人員	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年
總人員	五三〇、八〇	五三〇、八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
甲種	一、八三	一、八三	三〇	三〇
乙種	七、七三	七、七三	一七	一七
丙種	一、〇〇	一、〇〇	三三	三三

都部別壯丁體格表(昭和十一年度)

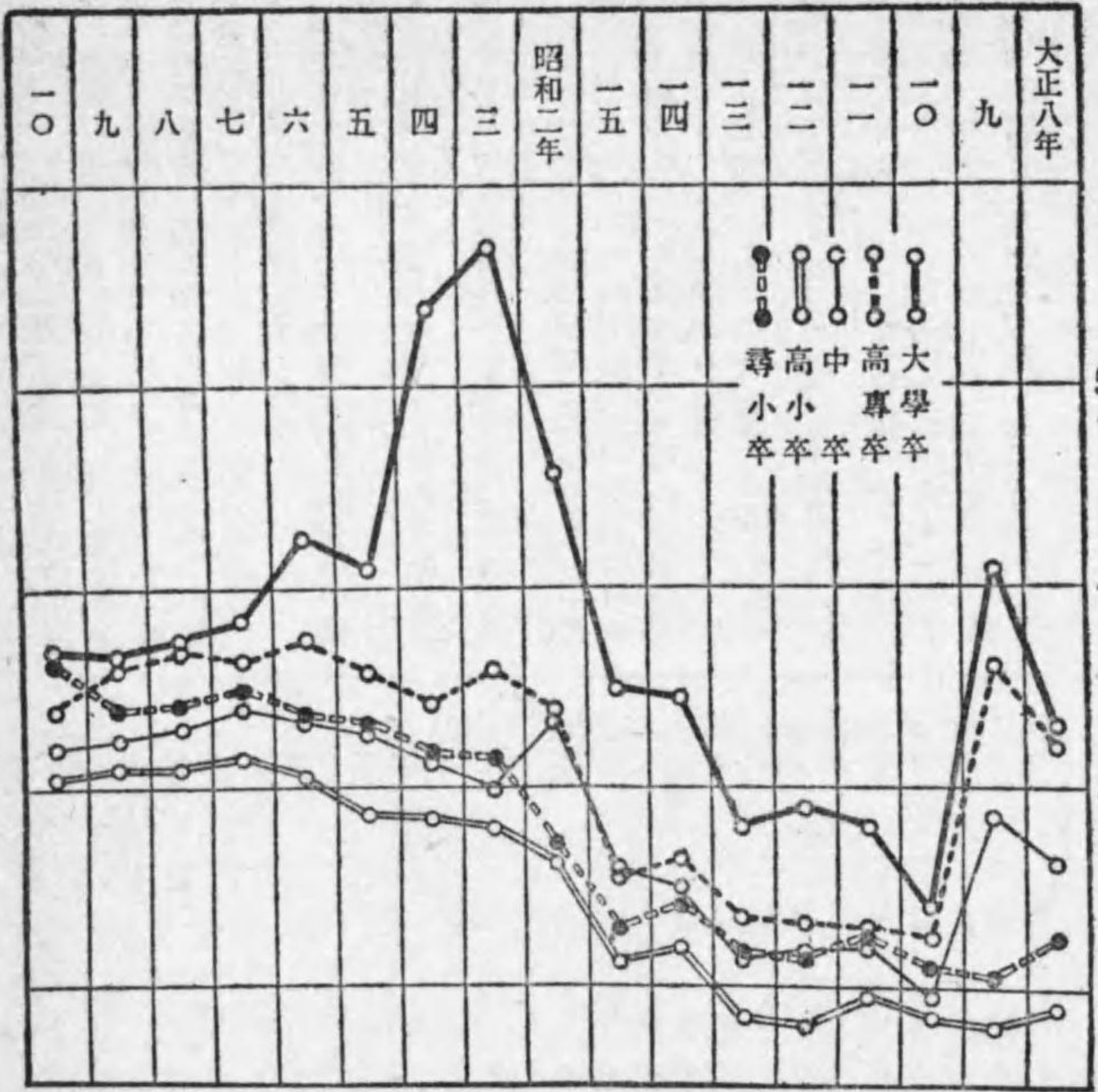
都部	壯丁數	甲種	乙種	丙種
都會七十萬以上に育ちし者	二、三	二、三	二、三	二、三

職業別不合格者百分比

(昭和十一年度)

農業	三、六	三、六	三、六	三、六
漁業	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
工業	三、七	三、七	三、七	三、七
職工	三、八	三、八	三、八	三、八
店員	三、九	三、九	三、九	三、九
活字生	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
學生	三、一	三、一	三、一	三、一
其他	三、二	三、二	三、二	三、二
計	三、三	三、三	三、三	三、三

良なる事は注目すべき事であらう。尙甲種合格率は概ね丙種線の逆となつて居る、そこに又學校教育に於ける缺陷を叫ぶ根據が見出される。概數を線で示すと別圖の如くである。



現有陸軍兵力

現在陸軍の常備兵は約二十五萬、十七師團で兵種別左の如し。

その他壯丁トラホーム及花柳病患者累年比較、地方別比較、壯丁の身長、體重平均累年比較等に見る可き方面は多々あるが此處にはそれを略し、只以上の諸表に依り帝國の人的民力の徵象である壯丁の體格の傾向を概観した次第である。

第二師團

右の内一部兵力は滿洲國に派遣しあり、又本表の外獨立守備隊が滿洲國に配置されて居る。

明治四年東北鎮臺本營を仙臺城二之丸に置かれ、二番大隊を仙臺城に置いたのが最初で、其後明治六年全國に六鎮臺を置いて統制し東北鎮臺を、仙臺鎮臺と改稱水澤縣、岩手縣、青森縣、秋田縣より壯丁が入營した。明治六年六月北海道渡島團山江刺地方に土民の蜂起があり、鎮臺の爲第二番大隊が出張、次いで十一月には函館砲隊も仙臺鎮臺の管轄となる。昭和八年五月全國の歩兵を聯隊に編成し、歩兵第四聯隊を仙臺に置く、越えて九年四月歩兵第五聯隊を青森に置く、明治十年二月山形縣に不慮の氣あり、歩兵第四聯隊の二ヶ中隊出動、翌三月鹿兒島暴徒の難あり、東京警備の爲歩兵第四聯隊より二ヶ中隊、歩兵第五聯隊より一部出動上京した。明治十一年五月砲兵第二大隊第一中隊を置かれ、仙臺城内に假營を開設、同十三年四月には輜重兵第二小隊、同十六年五月には工兵第二中隊が創設され、次いで十七年五月第二軍營として左の如き編制を見られた。

- 第三旅團(本部仙臺) 歩兵第四聯隊 仙臺 歩兵第十六聯隊 (新設山形増設)
- 第四旅團(本部青森) 歩兵第五聯隊 青森 歩兵第五聯隊 (青森 歩兵第十七聯隊 仙臺に増設)
- 騎兵第二聯隊、砲兵第二聯隊、工兵第二大隊、輜重兵第二

大隈 いづれも仙臺に置く
明治二十一年五月鎮臺本營を第二師團司令
部と改稱、昭和二十八年一月十二年字品港を
出征して征清の途に上る。山東半島各地を轉
戦して二月四日威海衛を攻略、三月更に旅順
港に上陸して錦州方面、鳳凰城方面の守備に
任じ、十月には臺灣征討に向つた。
明治三十九年十一月歩兵部隊に左の如き編
制替が行はれた。

歩兵第三旅團司令部仙臺 歩兵第四旅團司令部仙臺
歩兵第五旅團司令部仙臺 歩兵第六旅團司令部仙臺
歩兵第七旅團司令部仙臺 歩兵第八旅團司令部仙臺
歩兵第九旅團司令部仙臺 歩兵第十旅團司令部仙臺
歩兵第十一旅團司令部仙臺 歩兵第十二旅團司令部仙臺
歩兵第十三旅團司令部仙臺 歩兵第十四旅團司令部仙臺
歩兵第十五旅團司令部仙臺 歩兵第十六旅團司令部仙臺
歩兵第十七旅團司令部仙臺 歩兵第十八旅團司令部仙臺
歩兵第十九旅團司令部仙臺 歩兵第二十旅團司令部仙臺
歩兵第二十一旅團司令部仙臺 歩兵第二十二旅團司令部仙臺
歩兵第二十三旅團司令部仙臺 歩兵第二十四旅團司令部仙臺
歩兵第二十五旅團司令部仙臺 歩兵第二十六旅團司令部仙臺
歩兵第二十七旅團司令部仙臺 歩兵第二十八旅團司令部仙臺
歩兵第二十九旅團司令部仙臺 歩兵第三十旅團司令部仙臺
歩兵第三十一旅團司令部仙臺 歩兵第三十二旅團司令部仙臺
歩兵第三十三旅團司令部仙臺 歩兵第三十四旅團司令部仙臺
歩兵第三十五旅團司令部仙臺 歩兵第三十六旅團司令部仙臺
歩兵第三十七旅團司令部仙臺 歩兵第三十八旅團司令部仙臺
歩兵第三十九旅團司令部仙臺 歩兵第四十旅團司令部仙臺

歴代第二師團長

大正七年山砲第一聯隊及同輜重兵シベリヤ
に出動、同年より十二年に互リサガレン派
遣軍交代部隊を派遣、大正十四年に編成改正
あり。
歩兵第三旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第四旅團 若松
歩兵第五旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第六旅團 若松
歩兵第七旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第八旅團 若松
歩兵第九旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第十旅團 若松
歩兵第十一旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第十二旅團 若松
歩兵第十三旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第十四旅團 若松
歩兵第十五旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第十六旅團 若松
歩兵第十七旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第十八旅團 若松
歩兵第十九旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第二十旅團 若松
歩兵第二十一旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第二十二旅團 若松
歩兵第二十三旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第二十四旅團 若松
歩兵第二十五旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第二十六旅團 若松
歩兵第二十七旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第二十八旅團 若松
歩兵第二十九旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第三十旅團 若松
歩兵第三十一旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第三十二旅團 若松
歩兵第三十三旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第三十四旅團 若松
歩兵第三十五旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第三十六旅團 若松
歩兵第三十七旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第三十八旅團 若松
歩兵第三十九旅團司令部仙臺 仙臺歩兵第四十旅團 若松

第八師團

第八師團は明治二十九年創設され、同三十
一年師團司令部開廳、侍從武官を御差遣にな
り、各衛戍地を巡視する。明治三十二年伯爵
野津大將の定期検閲あり最初の秋季演習を施

Table with columns for rank (師長, 副師長, 中將, 少將, 大佐, 中佐, 少佐, 大尉, 中尉, 少尉, 中士, 少士, 中士, 少士) and names of officers.

行、明治三十七年二月動員令下り征露の途に
のぼり第二軍に屬して活躍、同三十九年三月
堂々凱旋。明治四十二年騎兵第三旅團新設さ
れ、栃木縣下の特別大演習に参加す。明治四
十五年朝鮮駐劄。大正三年内地歸還。同六年
青島守備隊の派遣となり。同七年師團兵器部
新設。大正八年後備歩兵聯隊奉還、翌九年
野砲兵中隊増設され、大正十年混成第四旅
團をシベリヤに派遣、翌十一年四月師團主力
編成下令。五月ウラジオに上陸。十月下旬よ
り十一月月上旬にかけて歸還、大正十二年サ
レン派遣隊を送り、關東大震に一部々隊出動
翌年サガレン出兵を増加、翌十四年歸還、尙
同年四月には歩兵第五十二聯隊、弘前聯隊區
司令部を廢止した。

歴代第八師團長

Table with columns for rank (師長, 副師長, 中將, 少將, 大佐, 中佐, 少佐, 大尉, 中尉, 少尉, 中士, 少士) and names of officers.

仙臺教導學校

昭和二年六月三十日勅令を以て陸軍教導學
校令發布せらる。歩兵、騎兵、砲兵の現役下
士官と爲すべき學生を教育するもので、全國
に三ヶ所創設せらる。仙臺及熊本は歩兵科、
豊橋は歩、騎、砲兵科である。仙臺校の入校
師團は第一、第二、第七、第八、第九、第十
四の六個師團で其數神奈川、山梨、長野、福
井各縣及其以北の一府一道十八縣並に岐阜、
滋賀二縣の一部が含まれた。修業期間約一々
年、各歩兵聯隊下士官候補者を毎年十二月一
日入校せしめ、翌年十一月中隊卒業、原隊復
歸、伍長に任官する。

仙臺教導學校、敷地は青葉城の外廓に當り
舊幕時代には土族屋敷のありし所、校舎は明
治十七年の建築で、明治十八年九月歩兵第十
七聯隊此所に創設せられ、同三十年秋田に轉
營するや、更に歩兵二十九聯隊の兵營たり、
その後軍備整理の爲め若松に轉營後教導學校
創設されその校舎として使用現在に至つて居
る。

歴代仙臺教導學校長

Table with columns for rank (陸軍少將, 陸軍中將, 陸軍少將, 陸軍少將, 陸軍少將) and names of school principals.

仙臺幼年學校

仙臺幼年學校は明治二十九年東京、名古屋

軍 事

大阪、廣島、熊本の五校と共に創設。明治三
十年九月一日、山田忠三郎少佐を校長に、又
日露戦争で戦死した軍神大越兼吉中佐を生徒
監として現在の第四聯隊兵舎に開校、翌三十
一年現在の國立工藝指導所に移り、大正十三
年、東京を除く各校と共に山梨、宇垣の下に
整理で廢校する。同校校歌「榴岡の春の花、
いななく胸も勇ましく、宮城野原の秋の月澄
む其時のいと清し、此眺めをば我庭と毅然立
てるは我校ぞ」に育まれた卒業生、廢校にな
るまで二十五回千二百五十名。その中に輝く
人材は第一回生に十一師團長多田駿中將、第
二回生に十四師團長土肥原賢二、第五師團長
板垣征四郎各中將あり、第三回生に騎兵監飯
田貞固中將がある。又第六回生に時の人參謀
本部第一部長石原莞爾少將等々、東北を代表
する録々たる人物を輩出す。

昭和十二年廢校以來十四年振りに復活。四
月一日より廣島西練兵場にある元廣島幼年學
校舎にて授業開始。同日晴れの開校式を舉行
同日陸軍辭令に依り學校長は第五師團司令部
歩兵大佐井上政吉氏、訓育部長兼生徒監主事
歩兵中佐佐美浩氏、以下幹部決定。校舎
の竣工を俟ち、遅く昭和十三年四月の新學期
期迄には移轉の筈。

陸軍幼年學校沿革

明治二十九年 明治天皇の聖旨に依り特に幼年時代よ
り特別教育をなし堅實なる將校を養成する爲幼年學校條

明治三十年 六校設立(東京、仙臺、名古屋、大阪、
廣島、熊本)而して第一期生各五十一名(計三百名)入校
大正十年 軍備整理の爲東京以外の各校逐次廢止の前提
として採用生徒數を二百名に減少(大正十一年も同様)
大正十二年 同右五百五十名に減少(大正十三年も同様)
大正十三年 仙臺幼年學校廢校
昭和元年 採用生徒數は五十名に減少(昭和六年迄同様)
昭和三年 東京一校のみ殘置
昭和七年 採用生徒數七十名に増加
昭和八年 同右二百二十名に増加
昭和九年 同右五百五十名に増加
昭和十一年 廣島幼年學校開設せられ、東京、廣島兩
校各五百五十名入校(計三百名)
昭和十二年 仙臺幼年學校開設せられ三校各五百五十名
入校(計四百五十名)

陸軍幼年學校卒業者數

Table with columns for year (自第一期生至第三十八期生) and number of graduates.

陸軍幼年學校所在地校長名

Table with columns for school name (東京陸軍幼年學校, 廣島陸軍幼年學校, 仙臺陸軍幼年學校) and principal name.

教育・宗教

教育

概観

昭和十二年に於ける教育の大要に就いて述べて見るに、先づ從來も屢々叫ばれ来た教育の改善乃至刷新が、漸くその軌道に乗つて来たといふことである。教育上の諸問題はこれを積極的に取りあげなくては、その改善も望まれ得ない。その意味に於いてもこれを國策の一つとして最も重要な而も缺くべからざるものとして審議されるに至つたことは教育關係者のみならず國家それ自體にとつても全く喜ぶべきことには違ひない。

然し重要國策として取上げられはしたものの、その策を十分に研究しなくては實を結ぶものでは決してない。國策としての重要な意味をもたせるために或ひは教育審議會、或ひは義務教育年限延長問題その他入學試験制度改善問題等々、各方面からポイントを求めようと努めてゐることは可とすべきではあるが更にそれ以上に必要なことはそれら諸問題解決のための統制である。勿論これは一朝一夕

にして之を易々と出來得るものではないであらう。

八月、東京に於いて開催された世界教育會議は多年懸案の教育改善その他の問題に、大きな曙光となつて拍車をかけたことは云ふまでもなかつた。彼等の教育制度比較が齎らすであらう長所なり短所なりが、延いては我國教育に一つの基準を與へたといふことに於いてこの會議開催の意義があつた。問題はたゞその検討實施の如何ではあるが、もはや國策となつた以上、それらの諸問題に關しては更に今後形を變へて、種々論議されて行くことは論を俟たない所であり、國策として果してどれだけの具體方針が醸しだされるか注目されてゐる。

義務教育年限延長問題

『教育の刷新改善』は昭和十一年八月二十五日の閣議に於いて七次主要國策の一つに掲げられた。國民一般に對する教育の改善は教育全般の刷新に對する先行條件であり、且つその出發點でなければならぬ。この根本的な

改善として義務教育年限の延長なる案が取り上げられたのである。文部省では鋭意研究調査の結果この義務教育年限延長案を樹立したのであるが、内閣更迭によつて、多年の懸案であるこの問題も若干立ち消えの感を呈するに至つた。即ち八月四日の貴族院豫算總會に於いても安井文相は

教育改革は急務であるが、その本質及び事の重大性に鑑み、最も慎重なる態度を要する故に、功を急いで案を樹てることは最も慎まねばならない、教育審議會が出来れば文教審議會は當然その中に含まれ、また義務教育年限延長問題も學制改革全般の一つにしてやつて行きたい考へである。

と述べてゐる。さて、義務教育年限の延長が國民一般に對する教育の充實を目的とし、しかもこれが一切の教育の根幹として教育各般の問題解決に對する先行條件である限り、その理由もまた多方面に互つてゐるが、これを要約すれば

- (イ) 青年前期に於ける教育の重要性
 - (ロ) 國防上の見地より
 - (ハ) 産業上の見地より
 - (ニ) 教育の機會均等より
- の四項目になつてゐる。次にこの案の實施計畫なるものをみるに、
- (A) 小學校は現在通り尋常小學校と高等小學校に區分し、滿六歳より十四歳に至る八年を義務教育期間とする、現在尋常小

學校卒業者百四十萬人中、その八割六分約百二十六萬人は上級學校に入學してゐるから、實施初年度に於いて、強制就學を要するものは殘餘の約二十萬人に過ぎない譯であり、その實現は比較的容易であるやうに考へられる。

(B) 教育の内容に就いていへば尋常小學校及び高等小學校の課程を整理統合して高等小學校に於いては青年前期における心身の特質に鑑み、一般的教養と職業的教養の兩面に留意し一層完成教育の實を擧ぐるに努める。

(C) 經費に就いては、國庫に於て高等小學校教員俸給の半額を負担し、青年學校に對する國庫補助、高等小學校及び青年學校生徒に對する就學獎勵費の増額等を行ひ、なるべく市町村及び父兄の負擔を軽減。かやうにして昭和十二年度をその準備期間とし十三年度より之を實施、十四年度に於いて之を完成しようといふのである。

以上、義務教育年限延長案の大體を述べ来たつたのであるが、安井文相は入學試験制度改革の點に重きを置き、これが徹底的刷新を期して、各地方長官に於てその具體案を作成せよとの通牒を發した。この入學試験制度の改善と義務教育年限延長案の實施は、多年懸案の諸問題を一氣に解決するものと期待されてはゐるものゝ、その他教育審議會等なほ多くの研究さるべきものが多く存してゐるのである。

教育・宗教

る。

入學試験制度改善

入學試験によつて年々多數の學生生徒の健康が蝕れてゐる事實に鑑み、安井文相は就任以來試験制度の徹底的刷新を圖るべく、文部省が一定方法を定めて全國一律に行ふことは困難だとの見地から、地方長官に於いてそれぞれ自主的に、その地方の特殊事情を參照して試験制度改善の具體案を作成すべしとの通牒を發するところがあつた。

宮城縣

この主旨を體して宮城縣學務部では一大英斷をもつて明年度より中等學校入學試験の改善を斷行、筆記試験を全廢して體格検査と小學校よりの内申並に人物考査に限ることとし結果試験準備競争は緩和され明朗なる將來の第二の國民を養成し得るものと期待されてゐる。

青森縣

また、青森縣學務部では入學試験科目を國語と算術の二科目とし、豫習は廢止することに決定、八月二十一日同縣學務部から次の如く發表した。

一、人物考査のため行ふべき教科目は尋常科

- 第六學年の國語算術の二科目に限定すること(但し學校長に於いて必要と認むる場合は各中學校において體操を、高等女學校においては裁縫を、工業學校においては圖畫を考査科目に加ふることを得)
- 二、考査方法は口頭試問と筆記試問を使用し學校の事情により筆記試問を缺くことを得ること
- 三、小學校長より提出すべき志願者調査内申書は新様式により學級成績一覽表を一通添附すること
- 四、體格検査については従前の例による

農業研究所

東北振興の波に乗つて、東北帝國大學に農學研究所が設置されることになつた。これは昭和十二年度豫算には計上せられなかつたのであるが、政府の諒解を得、寄附によつてその設立に着手した。文部省の農學研究所豫算要求を見るに三ヶ年繼續事業として設置費總額五十五萬圓、經費十五萬圓あるこの農學研究所の外經濟研究所も設けられる方針だともいはれてゐるが、茲では言及する必要はあまい。

農學研究所の研究題目は直接には農業、水産、畜産、林産の各方面に關係あるものであつて、氣候が特に寒冷な東北地方の農業、金華山沖に世界三大漁場の一を持つ東北の水産

業、地形、氣候、歴史的な特殊事情のもとに立つ東北の畜産、林産に就いて根本的な研究を行ふは勿論、他の一面では東北地方の經濟事情は歴史的に特殊性があると同時に、今日の經濟組織では實に生産の増加のみを以ては東北振興は期し難いから經營經濟の特殊的研究も必要であり、この方面の研究をも併せ行はうといふのである。これらの問題の根本研究を完成しなすれば、之れを東北地方各地の地方試験場が採り上げて實地に應用試験を試み、東北地方産業の直接指導をすることが出来る。

東北地方の産業、殊に農業が行き詰つてゐる重大原因の中の一つとして、地方試験場の数がかなりあるにも拘らず、試験場で利用すべき根本原理が確立されて居らないから、冷害早害を甚だしく受けることであつて、これは試験場の罪ではなく根本原理不足の罪であらう。現在、東北帝大の浅虫臨海実験所や、女川の海洋水産化學研究所では水産關係のこの仕事をやつてゐるが、農學研究所では、農、水、畜、林の全般に亘つて、もつと大規模の研究をなさうといふのであり、實現の時は東北振興に資するところ大なるものがあらうと一般の期待は頗る大きい。

一部には、東北振興を理由に農學研究所が出来ても、いよく出来てしまへば結局は一般問題の研究にのみ傾くであらうから、それを單なる農學研究所とせず冷地農學研究所とせよと、農學研究所を閉ぢたが、七日の世界聯合教育會議理事會に於いて役員改選が行はれ副會長二名以上留任し得ずとの規則によつて野方副會長辭任し、その代り新理事に選ばれたばかりの大島正徳氏が副會長に選ばれた、世界聯合教育會議の可決議案は次の四目である。

- (一) 学校教育を通じて工藝教育を重視すること
 - (二) 各國の教育的提携、協力を圖るために教授、學生、生徒の國際交換
 - (三) 教育の機會均等
 - (四) 國際交換局の設置
- なほ、右會議に來朝して米國東部地方ハイスクールの女教師連シ・エル・コールドーさんほか二十八名の先生團及びプレスノ大學教授ドクター・ハーバート・フイリツプ氏は六名の一行は松島見物のため八日午後四時卅五分仙臺驛列車で來仙、九日松島に向ひ、パークホテル泊、同日午後同ホテル前庭で菊山宮城縣知事主催の招待茶話會が開かれ、和やかな日米交際會が行はれたが、翌十日は金華山を見物、十一日歸京した。

教育・宗教

よとの意見もあるが、東北振興の根本的な見方から云へば、矢張基本研究から出發しなければならぬであらう。要は今後の農學研究所の研究の成果に俟つべきである。

第七回 世界教育會議

世界四十八ヶ國の教育者並に教育關係代表者一千餘名と日本教育代表二千名とが一堂に會し、教育を通じて民族融和、國際親善を高揚する我國最初の國際的大會議なる第七回世界教育會議は八月二日午前九時から東京帝大安田講堂を總會場に、各教室を部會場に充て、十八部會にわかれて華々しくその國際繪巻が展開された。これに先立ち七月卅一日午後八時から永田帝國教育會長主催の代表者歡迎會があり、また同會議のスケヂュール及び歡迎會、觀劇會等は左の如くであつた。

- 一 總會(歡迎總會) 永田帝國教育會長、長與東大總長、安井文相、堀内外務次官の挨拶に對し米國大學協會會長ロバート・L・ケリー、英國教員會理事H・N・ベリントンの謝辭。
- 二 午前九時正午部會(大學專門學校、師範教育、放送教育、農業、學校衛生、就學生及び幼稚園、商業教育、地理教育、工藝教育各部) 午後一時—三時教育展覽會、生活展覽會(下谷忍岡小學校) 古代美術展覽會(府美術會館) 午後四時—七時前日同様園遊會、午後八時—十時文相招待歌舞伎座觀劇。
- 三 午前九時—正午部會(成人教育、幼稚園教育、農業教育、學校衛生、家庭及び學校理科教育、中等教育各部) 午後八時—十時第二總會(樺山國際文化振興會理事長の講演)
- 四 午前九時—正午部會(成人教育、教育法規部、中等教員會、映畫教育、ハイマ・シヨルダン委員會家庭及び學校、理科教育各部) 午後二時—五時海外婦人協會日本婦人クラブ招待茶話會午後八時—十時愛婦招待茶會(上野精養軒)
- 五 午前九時—正午部會(成人教育、教育法規部、中等教員會、映畫教育、ハイマ・シヨルダン委員會家庭及び學校、理科教育各部) 午後二時—五時海外婦人協會日本婦人クラブ招待茶話會午後八時—十時愛婦招待茶會(上野精養軒)
- 六 午前九時—正午部會(成人教育、教育法規部、中等教員會、映畫教育、ハイマ・シヨルダン委員會家庭及び學校、理科教育各部) 午後二時—五時海外婦人協會日本婦人クラブ招待茶話會午後八時—十時愛婦招待茶會(上野精養軒)
- 七 午前九時—正午部會(教育法規、中等教育各部) 午後二時—五時海外婦人協會日本婦人クラブ招待茶話會午後八時—十時愛婦招待茶會(上野精養軒)

工業技術員養成

目的は「教育事業において國際協調を保ち各國家及び國民間における教育の進展を明らかにし、世界各國の教育に關係ある團體間の協力を一層密接ならしむるに努め、國際的善意を涵養し且世界的平和を助成する」にあるといふであり、モンロー會長も、各國の教師がお互に知り合ふことによつて國際間の理解が推進されるであらうといふ意味のことを述べてゐる。

- 一、公私立の甲種程度工業學校において第二部設置の場合には所要經費の一部を國庫より補助する
- 二、第二部設置は左の要項に依る
 - (イ) 入學資格は中等學校卒業又はこれに準ずべき者
 - (ロ) 修業年限は本年度六ヶ月、來年度以降一ケ年
 - (ハ) 學科は機械、電氣、應用化學、探鑛冶金の四學科
 - (ニ) 學科目は修身、體操、専門學科目、實驗及實習
 - (ホ) 授業料は原則として徴收せず
 - (ヘ) 授業開始は十月一日

三二二

出征軍人家族子弟の授業料免除

文部省では、北支事變に對する學國奉公の精神を振作すると共に出征軍人をして後顧の憂なかしらしめるため全國地方長官宛大要次の如き通牒を發した。

直轄專門學校生徒主事補新設

文部省では新に直轄専門學校三十六校に生徒主事並に主事補一名宛を新設する旨八月五日附官報を以て發表した、東北關係分は左の如し。

東北藥學專門學校設置可決

財團法人南光學園では昭和十一年九月東北藥學專門學校設立認可申請書を文部省に提出中であつたが、昭和十二年七月首相官邸で開催された東北振興調査委員總會に於て、東北振興の大局から是非とも東北に藥學專門學校を設置されたいと希望事項の一つとして滿場異議なく設置を決議、文部當局もまたその必要を明確に言明した、同校は生徒定員四百五十名、修業年限本科三年、その上に研究科を置き、授業料は各學年一ヶ年百四十圓、實習費は第一年三十二圓、第二學生三十六圓第三學年四十圓で、昭和十三年四月開校の豫定であり最初の校長には同學園理事小野寺廣亮氏が推されてゐる。

義務教育費負擔割當決定

市町村義務教育費國庫負擔法による文部省の昭和十二年國庫支出金總額八千五百萬圓中負擔法第三條の規定により特別町村に交付する八百五十萬圓を除いた千六百五十萬圓の三分の一即ち五百萬圓に交付された、東北六縣別割當額は次の通りである。

Table showing school statistics for elementary and middle schools, including columns for school count, teacher count, and student count across various prefectures like Miyagi, Iwate, and Aomori.

Table showing statistics for normal schools and high schools, including columns for school count, teacher count, and student count across various prefectures.

青年學校、學校數及生徒數 (昭和十一年度)

Table listing youth schools and their statistics, including school names, locations, and student numbers.

Table listing normal schools and their statistics, including school names, locations, and student numbers.

Table listing high schools and their statistics, including school names, locations, and student numbers.

圖書、館 (昭和十一年度)

Table listing libraries and their statistics, including school names, locations, and book counts.

盲、聾啞學校教員生徒數 (昭和十一年度)

Table listing statistics for blind, deaf, and dumb schools, including school names, locations, and student numbers.

專門學校 (昭和十一年度)

Table listing statistics for specialized schools, including school names, locations, and student numbers.

東北帝國大學 (昭和十一年度) 教員 學生 所在地

醫學部 理學部 工學部 所在地

東北帝國大學は、明治四十三年六月二十二日

日の創立である、最初の総長は澤柳政太郎氏であり、札幌の農科大学と仙臺の理科大学と二分科大学として設置されたのであるが、大正四年農科大学設置、大正七年農科大学分離となり大正八年には工学部、大正十年には法文学部が夫々設置となり現在に及んで、本多博士で有名な金属材料研究所は、大正五年四月開設された臨時理化学研究所の後身であり、次いで大正八年五月設置された附屬鐵鋼研究所が大正十一年八月改稱されたものである、右金属材料研究所は、冶金部、製鋼部、鑄物部、砂鐵部、輕合金部、低温研究部及び磁氣研究部の七部よりなつてゐる、その他には理學部に附屬海軍實驗所(大正十三年七月設立)また大學直屬の電氣通信研究所(昭和十年六月設立)が置かれてゐる。

宗教

國體明徴運動の反動として、類似宗教の續

出したことが前年度宗教界の特質であつたと見るならば、昭和十二年はその類似乃至新興宗教なるもの、潰滅時代、或ひはそれに引き續いての宗教批判時代と云へるかも知れない勿論これは神道乃至神教を、その本領として發生したものであり、結論するに日本精神強調の單なる、その外面なりを一過したつた事象に過ぎないことであらう、例へば皇道日本教の如き、日本精神強調の手段を以つて發生したつたそれと同時に日本精神強調の故を以つて「邪教禁止」の宣告を與へられたものと見ることも差支へないからである、扶桑教ひとの道」教團も、同様にその轍を踏んだのである、その他天理教にしてみても内務省當局から、これは別な理由からでもあらうが彈壓を加へられたことは人も知るところである、茲に漸く、滅びゆく新宗教を前にして、宗教

東北地方の官國幣社

Table listing various religious organizations in the Tohoku region, including their names, locations, and dates of establishment or activities.

各派の自己批判が當然になされたのである、佛教にせよ、基督教にせよ、各宗教の再吟味と結束がなされたのであり、換言すれば批判から擁護へと、各信者ともにその氣運が動いて行つた、これに加ふるに日支事變の勃發は十二年宗教界に一つの注意すべき現象を起されるに至つた、これは後にも述べてあるが、宗教團體の一大結束であり、愛國大同聯盟の結成である、從來日清露兩戰役並に滿洲事變等當時に於て、斯く各宗派を超越して大同團結をなしたことはなかつたのであり、今後の宗教界にも、この宗教團體の精神報國大同聯盟の結成は、大いなる示唆を與へるものであり、誠に注目すべきことである。

Table showing religious statistics for various regions in Hokkaido, including counts for different sects and total figures.

邪教の結社禁止 先きに結社禁止をみた皇道大本教に引次いで、日本精神強調を反映する新興宗教、類似宗教が一時氾濫したが、扶桑教ひとのみ教團も昭和十二年四月末をもつて結局終焉を告げるに至つた。

鳥海山大物忌神社遷座祭 東北の屋根の稱ある鳥海山に於いては七月十七日未明残雪に輝く海拔二千二百三十五米の頂上に於いて崇嚴なる本殿の遷座祭を執行した、なほ鳥海山と飛鳥との間の小物忌神社に於いて同月二十一日夜火合の火事が行はれ吹浦海岸と鳥の双方でかぎり火を焚いて祝詞を交換神事により庄内の五穀豊穰を祈願した。

北畠顯家卿六百年祭 昭和十三年は北畠顯家卿の六百年祭に當り、郷を祀る福島縣伊達郡靈山村別格官幣社靈山神社で盛大な六百年祭が行はれる。

後村上天皇聖蹟保存 紀元二千六百年祭を記念する多賀城村史蹟名勝保存會、宮城縣教育會共同事業になる後村上天皇御祭殿御造營聖蹟保存顯彰施設に就いては二萬圓の經費を募集することになり、七月七日趣旨書を各方面に發送した。

宗教團體の愛國大同聯盟結成 北支事變の風雲急を告げるや、國を擧げての統後の赤誠に、佛教、神道、キリスト教の宗教家達も「今や儉安拱手する時に非ず」とばかり八月二日午後六時から大阪ビル、レインボー・グリルに「精神報國大同聯盟」を結成、その發

第八回 (一九二六、五、二六—六、五、於壽府)

帝國代表 (政) 宮崎清則、前田多門、(使) 松方幸次郎、(勞) 橋崎猪太郎

第九回 (一九二六、六、七—六、二四、於壽府)

帝國代表 同上

第十回 (一九二七、六、四—六、一六、於壽府)

帝國代表 (政) 長岡隆一郎、笠間果雄、(使) 船越英夫、(勞) 鈴木文治

第十一回 (一九二八、五、三〇—六、一六、於壽府)

帝國代表 (政) 河原田稼吉、笠間果雄、(使) 藤田謙一、(勞) 米窪滿亮

第十二回 (一九二九、五、三〇—六、二二、於壽府)

帝國代表 (政) 湯澤三千男、吉阪俊藏、(使) 岩崎清七、(勞) 松岡駒吉

第十三回 (一九二九、一〇、一〇—一〇、二六、於壽府)

帝國代表 (政) 淺原平一、吉阪俊藏、(使) 上野良三、(勞) 菊川忠雄

第十四回 (一九三〇、六、一〇—六、二二、於壽府)

帝國代表 (政) 富田愛次郎、吉阪俊藏、(使) 栗本勇之助、(勞) 鈴木文治

第十五回 (一九三一、五、二八—六、一八、於壽府)

帝國代表 (政) 大野雄一郎、吉阪俊藏、(使) 金光庸夫、(勞) 川村保太郎

第十六回 (一九三二、四、二—四、三〇、於壽府)

帝國代表 (政) 川西實三、吉阪俊藏、(使) 片岡安、(勞) 西尾末廣

第十七回 (一九三三、六、八—七、一、於壽府)

帝國代表 (政) 吉阪俊藏、赤松小寅、(使) 渡邊鐵藏、(勞) 坂本孝三郎

第十八回 (一九三四、六、四—六、二三、於壽府)

帝國代表 (政) 吉阪俊藏、北岡壽逸、(使) 淺野良三、(勞) 菊川忠雄

第十九回 (一九三五、六、四—六、二五、於壽府)

帝國代表 (政) 吉阪俊藏、赤松小寅、(使) 渡邊鐵藏、(勞) 八木信一

第二十回 (一九三六、六、四—六、二四、於壽府)

帝國代表 (政) 吉阪俊藏、北岡壽逸、(使) 淺澤正雄、(勞) 河野密

第二十一回

昭和十一年秋季二回(海事労働會議)即ち第二十二回(一九三六、十月、六日)から約二週間に亘り壽府に開催、日本からは政府代表北岡壽逸、長岡信雄、使用者代表古川虎三郎、労働者代表堀内長榮の諸氏出席、議題は左の五事項である。

第二十二回

總會は十月二十二日より開かれる、日本帝國代表は第二十一回と同じ顔額、議題 第二回國際労働總會議の海上使用最低

年輪條約案の改年の件。

條約と勸告

條約案はこれを批准した國を拘束し、斯る國はその規定を實施する義務があり、勸告は諸國が基準とすべき労働保護の標準を示したものであるが、過去二十回の總會の採擇した條約案は五十二、勸告四十七、十一年七月現在で條約案の批准の總數は七一〇個であつて主要國の批准數は白國二三、英國二一、伊國二一、佛國一九、印度一四、カナダ七、日本一三である。

労働理事會

定員三十二名、任期三年、政府代表中八名は八大産業國(英、米、佛、加、伊、日、印、ソ聯)が常任し、他の八名は右以外の締結國の労働總會政府代表に依り選ばれた國が任命する。第十八回總會ではスペイン、支那、波蘭、芬蘭、アルゼンチン、チエコ、ブラジルメキシコが當選した。使用代表、労働者代表各八名は、労働總會の使用代表團、労働者代表團が各別に選ぶ。理事會は通常三月毎に開かれ、總會の議題其他の重要案件を審議する。理事會議長は一年毎の持廻り制である。議長リデル(カナダ) 帝國代表 (政) 吉阪俊藏、(使) 淺野良三、(勞) 米窪滿亮

國際労働局

壽府に在つて局長以下約四百の職員を以て組織され、労働理事會の管理の下に労働者の生活状態及び労働條件の國際的調節に關する一切情報の蒐集配布、殊に國際條約締結の目的で労働總會に提出せんとする事項の審査並に労働總會の命に依る特別調査の遂行に任じ労働總會の會議事項を準備し、國際紛争に關し労働編の規定に依りその任務を行ひ、國際

二、東北地方労働者數 (昭和十一年一月現在)

Table with columns for regions (青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島) and gender (男, 女) for various labor categories like 工場労働者, 運輸労働者, etc.

三、労働者賃銀指數 (年度別)

Table showing wage index for different labor categories (A 工場労働者賃銀指數) from 1912 to 1935.

業種	工場	總平均	男	女	總平均
46	ゴム、ゴム品製造	(一七)	(一六)	(一七)	(一七)
45	マツチ製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
44	火柴その他発火物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
43	肥料製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
42	染料、顔料、塗料製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
41	藥品、香料、化粧品、その他類	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
Ⅵ	化學工業	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
40	時計製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
39	樂器製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
48	醫療機械器具製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
37	光學機械器具製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
36	科學的機械器具製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
V	精密計測器製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
35	其他ノ運搬用具製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
34	自轉車製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
33	自動車、自動自轉車製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
32	航空機製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
31	鐵道、軌道、車輛製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
30	造船業	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
Ⅳ	造船業、運輸用具製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
29	其他ノ機械器具製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
28	電球製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
27	電氣通信機械器具製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
68	セルロイド、玩具(セルロイド製品、玩具)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
47	セメント製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
48	礦物油精製	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
49	動物油肥料製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
50	石鹼、化粧品製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
51	木炭、炭製品製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
52	煉炭、炭製品製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
53	其他ノ化學工業	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
Ⅶ	紡績工業	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
54	生絲工業	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
55	人造絹絲製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
56	絹製織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
57	絹製織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
58	毛織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
59	麻織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
60	綿織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
61	織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
62	織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
63	織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
64	織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
65	織物製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
66	メリヤス、同品製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
67	織物、組物類製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
68	織物、組物類製造	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)

六、東北地方労働者労働賃銀(産業別)

A 東北地方工場労働者一日平均賃銀、諸手當、賞與

業種	夫外坑		夫内坑		總數
	作業日數	内休憩時間	作業日數	内休憩時間	
1	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
2	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
3	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
4	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
5	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
6	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
7	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
8	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
9	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
10	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
11	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
12	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
13	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
14	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
15	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
16	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
17	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
18	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
19	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
20	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
21	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
22	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
23	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
24	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
25	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
26	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)

昭和十二年二月現在
括弧内は全國總數

69	その他の紡織品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
70	漂白、精練、染色、捺染等の絲布加工	(一)六八	(一)六八	(一)六八
71	被服、身製品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
72	衣服裁縫業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
73	帽子製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
74	靴類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
75	紙工業印刷業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
76	紙料、紙製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
77	紙製品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
78	製版、印刷業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
79	皮革、骨、羽毛品類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
80	骨角、甲、貝類細工	(一)六八	(一)六八	(一)六八
81	刷毛、その他の羽毛品類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
82	木竹草藁類ニ關スル製造業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
83	製材、合板製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
84	建具、家具、指物類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
85	樽、桶、木箱類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
86	列物、木地、曲物製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八

87	蕨、麥稈、徑木柶	(一)六八	(一)六八	(一)六八
88	筴、籠、行李、類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
89	その他木竹草藁品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
90	飲料品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
91	菓子、そば、水飴製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
92	砂糖類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
93	味噌、醬油、酢、醸造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
94	和酒醸造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
95	ビール醸造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
96	その他の酒類醸造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
97	清涼飲料製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
98	罐詰、罐詰製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
99	畜産品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
100	水産食料品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
101	製茶業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
102	煙草製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
103	製氷、冷蔵業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
104	造り物の飲食料品製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
105	ガス、電気、水道業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
106	ガス発生、供給業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
107	電力発生、供給業	(一)六八	(一)六八	(一)六八

B 東北地方交通労働者一日平均賃銀
(セルロイドを除く)

110	その他の工業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
109	防水布、油布、リノリューム類製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
108	文房具製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
XIV	運動用具、遊戯品玩具製造	(一)六八	(一)六八	(一)六八
I	郵便、電信、電話業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
II	通信工員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
III	電話事務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
IV	通信工員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
V	集配、運送及郵便手	(一)六八	(一)六八	(一)六八
VI	運送業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
VII	鐵道業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
VIII	乗務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
IX	非乗務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
X	電務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
XI	非電務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
XII	乗務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
XIII	非乗務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
XIV	電務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八
XV	非電務員	(一)六八	(一)六八	(一)六八

C 仙臺鐵山管内鑛山労働者一日平均賃銀諸手當、賞與
(昭和十二年二月現在、括弧内ハ全國總數)

4	乘合自動車業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
5	船舶運輸業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
6	運輸取扱業	(一)六八	(一)六八	(一)六八
I	總數	(一)六八	(一)六八	(一)六八
II	金及金銀	(一)六八	(一)六八	(一)六八
III	金銀銅その他	(一)六八	(一)六八	(一)六八
IV	銅	(一)六八	(一)六八	(一)六八

社會事業・衛生

明治維新に依る新經濟機構の上に爲された政治、社會等々諸般に互る革新以來、我國官民協力の努力は、我國を泰西文明諸國の文化水準に引き上げんとする殖産興業、資源開發、教育普及、軍備擴大強化等近代國家の要素形態の整備に向つて拂はれた。而もその努力は餘りにも表面的、物質的方面の吸收に急で、結局精神文化並に國內に於ける社會問題に對し深く内省する餘裕を持ち得ざらした事は我國社會事業發達の跡を見る者の等しく思ふ所である。

爾來我國民は其の正當なりとする權益、利害を横奪阻害せんとする外敵に向つては、これを擊退解懸する國防の強化、國民精神の作興に上下一致、團結を強くして粉骨邁進する事を必ずしも勞としない者であるが、我國民の經濟的窮乏の増大が誘因となつて現れる社會問題の情勢と、その重要性に對しては比較的無關心なる事は、誠に遺憾千萬なる事實であると、早くより識者の最も憂と爲すところであつた。

我國に於ける近時の政治、經濟、思想全般に拂る行詰りの状態は、要するに維新以來急激に強國日本に躍進した反面に於ける跛行的

矛盾暴露に他ならぬものである。

低下する勞銀

近時國防強化の喫緊性よる來る軍需品關係工業の驚く可き隆盛は、事實株式配當の増配、株價の昂騰、利潤の増大をまねき、他方昭和六年金輸出禁止に依る我貨幣の對外價值の暴落は、我國勞働者の極端なる低賃銀と相俟つて輸出品工業の繁榮を約束し、廉價良品なりとする日本製商品に壓倒的に世界の市場に向つて突進し、歐米先進國の産業資本家を潛伏せしめたのであつた。

この金再禁止以來のインフレーションの進行は實に目撃し得るもので、外見的には恰かも我國の景氣が恢復したかの觀を興へるものであるが、事實は左に非ず、それこそは實に悲しむべき幻覺に過ぎないのである。その事を的確にする爲には一般國民の懐ろ具合の分析が最も雄辯であるが、次表はこれを最も率直に語るものであらう。

生産指数	100	105.5	115.7
卸賣物價	100	115.5	135.7
指數	100	115.5	135.7
均	100	115.5	135.7
昭和六年	100	115.5	135.7
同十一月	100	115.5	135.7
增加率	100	115.5	135.7
(△印減)	100	115.5	135.7

小賣物價	100	117.9	135.7
指數	100	117.9	135.7
均	100	117.9	135.7
昭和六年	100	117.9	135.7
同十一月	100	117.9	135.7
增加率	100	117.9	135.7
(△印減)	100	117.9	135.7

即ち昭和六年當時と比較するに十一年末に於ては生産を八割五分七厘に激増させ、卸賣物價指數を五割五厘、小賣物價指數を二割五分七厘方暴騰させたが、勞働階級の生活水準は一向上らざりしどころか、寧ろ定額賃銀指數は一割一分二厘の切下げで、勞働時間延長とその他勞働強化でややく實收賃銀指數が僅か六分上昇したに過ぎない。もつとも就業指數は四割五分六厘増大して居る。

勤勞生活者(中産階級以下)に就ても同じ事が言へる。即ち東京商工會議所の調査に依れば、
「二千圓以下の小額所得者は昭和七年より九年に至る二ヶ年間に於て、其の所得金額を一千百三十四圓から一千二百二十九圓へ、五千圓以下の中位所得者は二千四百四十八圓より二千三百三十九圓へと夫々減少して居るが、十萬圓以上の大所得者はと言へば實に所得を一割七分増大して居る。」
併も大衆の行手には直接、間接の大増税と

高物價が現實にのしかゝつて居るのである。

結局物價の飛躍的騰貴、定額並に實質賃銀の低落、勞働時間の延長其他勞働條件の悪化及び強化、産業豫備軍の増大に依り、勤勞階級の經濟生活は益々窮迫度を増しつゝある事が領つて居るのである。

軍需品工業の繁榮の非常時日本に於て、最も顯著に現れた社會事象は、強盜竊盜に詐欺脅迫、殺人、瀆職、贈收賄等犯罪統計數字の上昇と、自殺、心中、妻子遺棄等家庭悲劇の激増である事は日々新聞紙上が最も明白にこれを指示して居る事である。

溢れる貧困者

貧困の科學的調査の先驅者チャールズ・ブリス及びシーボム・ロントリー兩氏の大體符節を合した如き、全人口に對する貧困率二割七分乃至三割を以て、我國一億に垂んとする總人口と、膨脹擴大され行く諸都市の人口を控除すれば、最も妥當性を帯びた我國細民の世帯人口を知る譯であるが、此の如くして人口六百萬の大東江市を擧げて見るに、其處に約百五十萬のぼる驚く可き多數が、貧乏線上下を浮沈する市民である事が知られる。

而もこの一見莫大なる數字は決して誇張されたものでない事が諒知されるのである。斯かる貧困階級の實在と増加は今日の社會組織、經濟制度の上に於ては層一層拍車づけるゝ事は火を見るより明かに見透し得らるる

るものとされて居るのである。

我國の社會事業

我政府並國民は常時明日の糧をも確かに約束されて居ない不安の生活裡にある幾百萬同胞に對して、果してどれ程の犠牲と努力を拂つてゐるであらうか。我國社會政策が文明國扱ひの出来ない程淋しい、そして又貧弱なものである事は、殘念ながら國際勞働會議を通じて全世界に向つて既に廣告済である。資本主義經濟が高度の發展段階に達するにつれて、經營の合理化、大資本組織の獨占企業化等は社會政策——防貧國策——のない國家に於ける中小商工業者、農民の形成する所謂中産、中流階級を次第に準賃銀勞働者の被働者の地位に降らしめ、更に勞働階級をして、保護されるゝ事の誠し薄き勞働力の販賣條件を極度に悪化せしめ、低賃銀に依る生活の窮迫化と悪い勞働條件に依る健康の阻害の他に、失業の脅威に怯えながら、身心の精力盡きはてた窮民の甲種補充軍に轉落せしめて行く。

歐洲大戦中、成金續出。我國空前の景氣に浮かれて居た大正七年、皮肉にも勃發した全國的「米騒動」の發生以來、社會問題としての貧困が稍我國識者間に關心を持たれる様になつて來た。我國の近代社會事業は大震災を契機として全國的に一種の時代流行の如く普及したのであつた。此處に一應大戦を中心として、その前後に

於ける我國社會政策を管見することに依つてその特色を見るに、明治七年無辜の窮民に對する人民保護の國家的活動の現れとして恤救規則なるものが制定され、各地方にも亦貧民救助條例が出された。又これと對蹠的に農村に停滯する貧農に對し明治三十年、備荒儲蓄法が制定されて居るのである。斯様な救恤施設はその形態と實質に於て單なる「慈惠」でしかなかつた事は明白で、こゝでは窮民は資本に對して保護すべき存在でなく、僅に憐れまる可き「民」でしかなかつた。慈惠とは言はゞ絶對的、封建的、宗教的である故にこそ、大衆の下からの權利がましい要求の義務であつてはならなかつた。明治三十三年治安警察法が制定され、勞働者の團結と自助的方法の一切が禁止される事になつたが、併も尙地方に於て此の禁止に依り必然的に生れ來る資本の著しい壓迫、勞働諸條件の低下に對する勞働者保護の事は完全に不問に付されて居た。工場法制定は降つて明治四十四年、その實施に至つては更に降つて大正五年からであつた。

我資本主義經濟組織の發展途上にあつては前述の「憐れまる可き民共」に對して「宗教的慈惠」は不可缺として承認され、而も他方に於てその民の自主性の發展は極力防止されねばならなかつた。我國に於けるこの自主性嫌疑は明治三十年の議會に於て當時の貴族院側が産業組合法を大衆の自主的組織として危

險視し、否決し去つたその態度を見ても良く諒解出来るのである。

その結果、それが終に急進的労働者群を無政府主義の線に追ひやり、順當な組織運動の衰退を來たさしめ、その間労働者の動きは無論あつたが、その殆んどが不可避的に勃發的乃至暴動的とならねばならなかつた。

大戦を通じて獨占資本の發展、巨大な蓄積の對立物として我國労働階級は量的にも質的にも必然的に顯著な成長を見たのであるがこれと對照して一聯の社會政策乃至大衆政策が立法化されて居る。その一つとして、治警法第十七條の撤廢、過激社會運動取締法案、治維法、暴力行為取締法、労働組合法案及小作法案、更に小作調停法、官業労働組合禁止、刑法改正草案等々が労働階級の發生、發展組織化を事實として承認する事を前提として樹立されたのである。次に工場法改正、労働者最低年齢法、鑛夫勞務扶助規則、健康保險法、労働者災害扶助法、退職手當金積立法、母子扶助法等々大戦前に於ける労働保護の完全な缺除或は赤貧者のみに對する、上からの宗教的、無制約的「慈善」の段階から見れば數歩前進したと見る可き社會政策の立法化が行はれた。更に農民に對しても自作農創設維持、小作法案から躍進的に農地法案へと進みつつある。

然し無論歐米諸國に於ける科學的且つ大規模な社會政策と比較する時、まさに雲泥の差

をなす貧弱である事は否めない。

社會事業の精神

時代は推移し社會は常に變化する。この動的な社會事實に即して活動を爲してこそ始めて有意義である所の社會事業も亦不斷に變化するその時代から離れる事は許されない。そこに新しい時代意識と陣容を以てする社會事業の輸入と吸収を以て急速な進展を見た我國は社會事業の近代化に於ても成程正しく急轉的發展を遂げたと言ひ得る。然し現下我國の全般的公私社會事業に於て其實績を検討する時幾多の革正すべき諸點を見出し得る。特に世界の經濟危機に臨んで、勇敢に且つ大仕掛けな救済と國民生活の保證に専心しつゝある英、獨諸國に於ける公私社會事業のそれと比較する時に於て多くの善處すべき點が擧げ得らるるのだ。

要するに今日の社會事業は精神に於て行動に於て最早慈善事業の封建性は許さる可きでない。機械文明が大工業大企業を可能ならしめた如く、今後の社會事業は實に科學的基礎に立ち、純理的、建設的な態度で臨まねばならぬ。現下我國社會事業に於てはその活動にその經營に科學的要素の缺除して居る事が著しく、その効果を沈滞せしめ、邪道に陥らしめて居るのである。

事を爲すに燃ゆる情熱、勇氣は尙ばれてよ

い、社會事業に於てもその事は最も重大な要素の一つではあるが、其處に誤まらざる動向を指示する正しい指標を與へる事がなければ、その事は徒勞に終る場合が多い。高い見地から、より聰明なる先見を以て今後の社會事業の使命を見窮める事こそ緊急事であらねばならない。社會事業を以て慈善的、喜捨事業であると爲し、又は憐む可き人生々活に於ける劣敗者の救済事業と見る事はそれ自身既に救はれない時代錯誤である。

東北の社會事業

東北は發展日本の凡ゆる線に於て立ち遅れた。近代的意義に於ける社會事業の歴史が浅く、更に又社會科學の發達の遅れた我國に於て、我東北のそれは特に慘々たる状態に置かれて居た。東北に於ては特に社會事業の多くが實に漫然と氣分や趣味に依つて營まれて來た事は否定出來ず、實にそれは慈善事業の域を一步も出でない存在であつた。現下社會情勢の逼迫が愈々激しくなり、特に東北地方に於ける社會事業の活潑なる活動が要請せられる事實であるに拘らず、萎微沈滞不振の状態にあるのは、その施設の不完備、事業資金の枯渇が大なる因を爲すものではあるが、要は社會事業を營む精神と態度に科學性を缺除して居る事がその不振の因として採りあげらる譯である。

立ち遅れの東北をおそまきながら立ち直さ

せる可く東北振興兩會社の設立を見、更に時機を見て東北廳の實現を見るの機運にある今日、東北に於ける社會事業は、その封建的なそして又人道主義的な舊殻を脱して、根本的な科學的精神と態度を以て再検討され是正されねばならぬ。斯くしてのみ現在の不生産的な社會事業は一轉生産的任務と作用を持つ公益事業となり得る事であらう。

「民疲れて、國危し」國民は國力のエネルギーである。國民は健全であらねばならぬ。一日も早く社會事業の使命即ち社會正義の實現が東北の地に實現されるべきである。本年鑑に於ては現在の東北に於ける社會事業乃至衛生施設の實際をなるべく表を以て見る事にする。

方面委員會

社會事業の發達は、要保護者に對して種々の方面から救済の手を伸べて行く。

近代社會事業はこの救済の手をばら／＼の形でなしに、綜合的、科學的であるべく要求してゐる。今度新たに法制化された方面委員制度は適任者を依頼して隣保相扶の精神に基づき、互に實情を知る近隣の貧困者に對し合理的且組織的救済を行はしめ、社會事業の効果を完からしめんとする趣旨から出たものである。

方面委員制度の我國に於ける發生は、大正

六年岡山縣濟世顧問の創始に見得る。

大正五年地方官會議に於ける 大正天皇の長も岡山知事(故笠井信一氏)に對する、縣下貧民の狀況に關する優渥なる御下問は同知事を感じせしめ歸任後の貧困者調査、更に研鑽熱慮の防貧策樹立となつて現れたのである。

大正七年大阪府知事林市藏氏は故小河滋次郎氏に囑して、歐米の貧民救済委員、支那の審判、我國の五人組等の制を調査せしめ、探長補短、終に方面委員制度の立案を得て實施するに至つた。その成績は良好のため各地方にこれを倣ふもの續出。昭和三年には内地諸府縣は勿論臺灣、朝鮮に迄發展した。特に昭和六年救護法施行に伴ひ救護事務の補助機關たる委員には方面委員を委嘱する方針が採られて以來益々普及するに至つた。

この自然的發達に任され來つた所の、社會行政上まことに重要な方面委員制度は、此處に國家的に統一され、國法上の地位が與へられるに至つたのである。

その内容は次の如くである。

- 第一條 方面委員ハ隣保相扶ノ醇風ニ則リ互助共濟ノ精神ヲ以テ保護指導ノコトニ從フモノトス。
- 第二條 方面委員ハ方面毎ニ道府縣之ヲ設置スベシ。

第三條 方面ハ北海道廳長官又ハ道府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徵シテ之ヲ定ム。

前項ノ規定ニ依リ方面ヲ定ムル場合ニ於テハ、市ニアリテハ其區域ヲ方面ニ分チ、町村ニアリテハ其ノ區域ヲ以テ一方面トス、但シ地方ノ狀況ニ因リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限りニ在ラズ。

第四條 方面委員ノ定數ハ北海道廳長官又ハ道府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徵シ方面毎ニ之ヲ定ム。

第五條 方面委員ハ北海道廳長官又ハ府縣知事方面委員詮衡委員會ノ意見ヲ徵シテ之ヲ選任ス。

第六條 方面委員ハ道府縣之ヲ設置スベシ。

第七條 方面委員ハ名譽職トス。

第八條 方面委員ノ任期ハ四年トス。但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ、北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ解任スルコトヲ妨グズ。

第九條 方面委員ハ方面毎ニ方面委員會ヲ組織スベシ。

北海道廳長官又ハ府縣知事必要アリト認ムルトキハ關係市町村長其ノ他適當ナル者ヲシテ方面委員會ノ組織ニ加ハラシムルコトヲ得。

方面委員會ハ各方面委員ノ擔任區域ヲ定メ及其ノ職務ノ聯絡ヲ圖ル。

關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ方面委員會ニ出席シ且ツ意見ヲ述ブルコトヲ得。

第十條 道府縣ハ方面事業委員會ヲ設置スベシ。

方面事業委員會ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ノ諮問ニ應ジ方面事業ノ聯絡統制其ノ他方面事業ニ關スル事項ヲ調査審議ス。

方面事業委員會ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム。

第十一條 方面委員、方面委員諮詢委員會、方面委員會及方面事業委員會ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔トス。

第十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本會中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス。

附 則

本會ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス、當分ノ内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ本會中府縣ニ關スル規定ハ市ニ、府縣知事ニ關スル規定ハ市長ニ之ヲ適用ス。

救護法施行令中改正ノ件

(昭和十一年十一月十三日公布 勅令第三百九十九號)

救護法施行令中左ノ通改正ス。

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ。
委員ハ方面委員會ニ依ル方面委員ヲ以テ之ニ充ツルヲ例トス。

附 則

本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ實施ス、本令施行ノ際救護法第四條ノ規定ニ依ル委員ニシテ方面委員會ニ依ル方面委員ト爲リタル者ノ救護法第四條ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ方面委員ノ任期ニ依ル。

從來各地の特異性の上に獨特の發達を見つゝあつた方面委員制度は、今次各地の長所が綜合され、劃一化されて以上の如き大綱が定められたのであるが、特に注目されてゐる点は次の如くである。

- ① 方面委員の指導精神が宣示されたこと。
- ② 委員の職務が明にされたこと。
- ③ 東京、横濱兩市以外は道府縣が經營すべきことが定められたこと。
- ④ 方面委員諮詢委員會を設けられ、委員の

人選が慎重にされたこと。

④ 方面事業委員會が設けられ、方面事業の指導的役割を持つ機關が確立されたこと

⑤ 方面委員會に市町村長を出席せしめ、委員と市町村當局の連絡に留意されたこと

將來政府の積極的指導監督の努力は此處に明かにされたのであるが、從來の制度をこの爲に全國一律に押へ、地方的特殊事情を忘れて劃一的に運用するが如き、あの御役所仕事の危險さが問題となつて残り、地方に適應した融通性ある運用の妙が切望されてゐる。

方面委員の總數は昭和十一年初内地のみにて既に四萬七百に達し、外地を合すれば四萬二千を超えてゐる。その經營管理しつゝある主體は多く道府縣であつて、外に若干の市町村及民間團體がある。昭和九年末には八千二百三十六市町村が之を有し、未設置市町村として三千二百九十七町村が數へられる。大部分の府縣に於ては管内一圓に方面委員を置いてゐる。東北六縣勿論その例にもれない。

母子保護法

(昭和十二年三月三十一日公布 法律第十一號)

(一) 法の制定まで

將來の國家を擔ふ者は現在の兒童である。兒童の健全なる發育はその母の力に俟たねばならない。母の子女教養の任務たるや重且つ

大なるものと言ふべきである。

母をしてその任務を支障なく完うせしむるの爲は、家計を維持し妻子扶養の地位に立つ夫の責任である事は無論である。夫を夫つた場合又は傷病等の爲勞働不能に陥つた様な場合、母たる者は子女教養の任務に加へ更に家計維持の任務をも負はねばならぬ。がこの兩任務を完うする事は容易の業でない。我國の實情を見るに不幸な母子の貧窮に悩む者が甚だ多く、生活の爲子女を犠牲にし或は子女の教養に迫られて生活不能に陥り、終には悲惨な母子心中等の結果を招く、餘りにも多くの事例を世人は良く識つてゐる。

從來不幸な母子を保護すべき制度の必要は多くの識者に依つて叫ばれ來たつた。明治初年「棄兒養育米給與方」「三子出產の貧困者に對する養育米給與方」「恤救規則」等相繼いで具體化されたけれどもこれ等の法規は不遇な兒童の保護にとどまり、その母に對しては何等保護の手を延ばしてゐなかつた。大正年代に入つて我國資本主義の急變化はその經濟生活を益々困難なものとし、子女を擁する婦人の、貧困の爲勞働市場に参加する者遂に増加し、これ等に對する根本保護方策の確立の必要が朝野の間に稱へられ、遂に大正七年勅令を以て設置された救濟事業調査會は、兒童保護に關する諮問に對し、大正八年十月兒童保護施設要綱を決議答申したが、右要綱中に於て母子扶助に關する法制制定の急務を認めて

る。これが我國母子保護制度に關し公に考究された最初のものである。次いで大正十五年設置された社會事業調査會は、内務大臣の兒童扶助制度に關する諮問に對し、兒童扶助法案要綱を答申したが、その中にも母子保護制度に相當する内容が見られる。その後社會事業調査會は社會事業の體系に關する諮問を審議し、その中に於て一般救護に關する體系を決議するに至り、政府はこれに基いて救護法を立案することとなり、同法中に救護の客體として十三歳以下の幼兒哺育の母をも含め、以て母子保護に關する要旨の一部を採用して、昭和四年にこれが制定公布されたのである。

近時經濟生活の不安は益々深刻化し、庶民生活の困難増大、特に子女を擁する母でその夫を失ひ生計維持と子女教育の二大實務を一人で苦惱する者が増加して來たので、救護法とは別に母子保護のみを内容とする特別法制を確立すべしとする要望が再び擡頭し、昭和六年より殆んど毎議會に、母子保護に關する法律案が提出され、只管その實現が待望されつゝ今日に及んだのである。

待望の母子保護法は第七十議會を通過、終に國民の爲に實現したのである。

(二) 概 要

十五ヶ條より成る母子保護法の概要は次の如くである。

一、扶助を受ける者

① 十三歳以下の子を擁する母なること。

本法に於ては「母」と限定し、次に「孫を擁する祖母」を實際上の問題として加へてゐる。「子を擁す」とは膝下にあるを言ひ、里子に出してある場合を含まない。

② 貧困の爲生活すること能はず又はその子を養育すること能はざること。

貧困なりや否やの認定は、現在の社會に於ては消費經濟が多く個人を單位とせず家族又は世帯を單位として行はれてゐるから通常その家族又は世帯の經濟狀態を考察するものである。

③ 母に配偶者なきか、又は配偶者あるも無きに準ずべき状態にあること。

母に生活能力ある配偶者(内縁關係も含む)ある場合は本法は適用されない。母の配偶者が、①精神又は身體の障礙に依り勞務を行ふこと能はざるとき、②行方不明なるとき、③法令に因り拘禁せられたるとき、④母子を遺棄したるとき、の場合でなければ扶助を爲さない。夫が失業してゐる場合は未だ勞働能力ありとして扶助しない。

(2) 扶助を受ける者の缺格條項
母親が「性行其他の事由に因り子を養育するに適せざるとき」は扶助を爲さない。尙その認定は市町村長が爲すことになつてゐる。

(3) 扶助を受ける者と扶養義務者との關係

「扶助を受けるべき母子に夫々扶養義務者あり而してその者が扶養能力あるとき」はその扶助を爲さしめ、本法では扶助しない。と民法の家族制度上の美風を尊重してゐる。然し扶助を要する事情が切迫して捨て難き場合、例へば扶養義務者はあるもその者が遠隔に在つて直に扶助出来ない場合「急迫の事情ある場合」は國家が臨時に扶養義務者に代つて扶助するのである。

(4) 扶助を受ける者に對する注意及制裁

前述の資格要件を具備する者ある時は、市町村長が扶助を行ふのであるが、國家が一定の目的の爲に義務的扶助を爲すためには、その目的に適合する様な處置を執る必要が考へられる。本法に於ても場合に依つては扶助を拒否し又取消を爲し又一定の制裁が加へられる様になつてゐる。

① 注意

扶助を受ける母親に對し、市町村長が、その子の養育上必要な注意を與へる機能を規定してゐる。注意は強制的性質を有せず、その注意に對し母は従ふべき法律上の義務はないが、その注意を守らない場合市町村長は扶助を爲さざる(第十條)事を得る效果を生ずる。

② 制裁

本旨でないから、扶助は「母の生活及子の養育に必要な限度」に於て行ふことにしその範圍程度及方法等に關しては勅令を以て標準を定める事になつてゐる。

(3) 埋葬

扶助を受けてゐる母又は子が死亡した場合は扶助を爲した市町村長は、扶助の延長として自ら埋葬を行ふか、或は埋葬を爲したものに對し埋葬費を給する事になつて居り、費用支出の限度、支出費用の市町村長への請求様式等に關しては、勅令に規定せられる事になる。

四、保護施設

救護法に於ける救護諸施設の相當の效果に準じ、本法に於ても母子保護の施設を認めて以て本制度運用の萬全を期してゐる。「母及其の子を保護する爲に必要な施設」とは所謂母子ホームであつて、母子を居住せしめた上、これを保護する事を目的とした施設である。これと附帶して、授産、託児等の施設が適切に爲される。而して斯る保護諸施設の「設置管理廢止その他施設に關し必要な事項」は命令で規定されることになる。

「市町村及私人」が本施設を設置せんとする場合、地方長官の認可を必要とする。十分な監督を行ふ必要と更に不當な目的から施設を設け、又不完全なる設備を爲さんとする者を排除せんとするものである。特典は「市町村の設置したる保護施設の費

母の生活に必要な養料又はこれに要する費用を供給する事である。その補充方法は金貨又は物品の給與に依るのであり、その限度は命令で定められる。

⑤ 養育扶助

子の養育に必要な費用、即ち子の生活費、教育費等一切の子の日常生活の費用を供給することであり、その方法も前同様金貨又は物品の給與に依り行ふのである。

⑥ 生業扶助

母にその家計を助くる生業を得しめる爲に行ふ扶助である。その方法は生業に必要な器具資料又は資金の貸與又は給與に依るのであり、その範圍も亦扶助を受ける者の自營の途を講ずるに必要な範圍に止めるのである。

⑦ 醫療

母又は子の疾病を治療し或は爲す爲の扶助であり、これは醫師をして診察處置投薬等を行はしめるもので、原則として母の居宅に於て行ひ必要あれば無論入院も許すのである。

(2) 扶助の方法

扶助の方法に「收容」「居宅」の二方法があるが、本法に於ては原則として母の居宅に於て行ふ事と定められた。唯入院等の必要ある場合に限り「居宅以外の場所」に於ける扶助を例外的に認めた。本法に於ては必要以上の扶助を爲す事は

① 生活扶助

三、扶助の種類及方法

(1) 扶助の種類

二、扶助機關

(1) 扶助の執行機關

本法に於ては居住地のある母のみを扶助することとし、「母の居住地の市町村長」のみを扶助の執行機關とした。尤もその居住地に於ける居住期間の長短は問はないから、一旦母の居住さへ定まれば直ちに扶助は開始され得るのである。

(2) 扶助の補助機關

從來各種社會事業の運用上、補助機關として最も能率的に果したものは方面委員制度(昭和十一年十一月制定)である。本法に於ても法制上當然に方面委員を以て市町村長の救護事務の補助機關とし、市町村長の行ふ母子保護事務を、方面委員として補助せしめることになつてゐる。

餘の母子が救済される豫定で、我國社會立法史上特筆すべき立法である。

社會事業費 (單位千圓)

部	時	臨	費	常	經
內務省所管	社會局	費	國立少年救護院費	四一七	昭和十一年
			傷兵院費	四一七	昭和十一年
			職業紹介事務局費	一八七	昭和十一年
			國立癲癩養護所	三七七	昭和十一年
			北海道土人保護救濟費	三三八	昭和十一年
			軍事救護費	二八九	昭和十一年
			少年救護補助費	一四六	昭和十一年
			精神病院補助費	一四六	昭和十一年
			職業紹介所補助費	三七三	昭和十一年
			救護補助費	三七三	昭和十一年
省管	費	費	救護補助費	二七八	昭和十一年
			兒童虐待防止補助費	一一一	昭和十一年
			醫療救護費	一、八〇〇	昭和十一年
			國民更正運動獎勵費	四九	昭和十一年
			不良住宅地改良費	一五〇	昭和十一年
			濟生會事業補助費	二五〇	昭和十一年
			社會事業調査及獎勵諸費	二〇八	昭和十一年
			沖繩縣癲癩養護所費	三〇四	昭和十一年
			國立癲癩養護所新營費	一〇〇	昭和十一年
			失業對策委員會費	一八	昭和十一年
地方改善費	費	費	失業對策委員會費	三、三三三	昭和十一年
			地方改善費	五五三	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
司法省所管	費	費	司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
			司法保護事業獎勵費	八四	昭和十一年
逓信省所管	費	費	逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年
			逓信省所管	五六	昭和十一年

秋田 市 七〇、七〇六 町 一、一六六 村 一、〇三三 計 七二、九〇五

人口と開業醫の調査 (昭和十一年)

Table showing population and medical statistics for various municipalities including 宮城, 福島, 青森, 山形, 秋田.

醫師と歯科醫師 (昭和十一年)

商科醫師

Table listing the number of physicians and dentists in various municipalities.

看護婦数 (昭和十一年)

看護婦

Table showing the number of nurses in various municipalities.

結核死亡別 (昭和十一年)

結核死亡別

Table detailing tuberculosis deaths by municipality.

火葬調 (昭和十一年)

火葬調

Table showing cremation statistics by municipality.

鍼灸按摩業者数 (昭和十一年)

鍼灸按摩業者数

Table listing acupuncturists and massage practitioners by municipality.

社会事業

人口一萬に付 三、一〇〇 産 數 (昭和十一年)

人口と開業醫の調査 (昭和十一年)

Table showing population and medical statistics for various municipalities.

法定傳染病患者發生、死亡數 (昭和十一年)

法定傳染病患者發生率

Table detailing the occurrence and death rates of法定傳染病患者 (法定 infectious diseases).

理髮業者数 (昭和十一年)

理髮業者数

Table showing the number of barbers in various municipalities.

精神病者数 (昭和十一年)

精神病者数

Table showing the number of mental patients in various municipalities.

娼妓健康診断成績 (昭和十一年)

娼妓健康診断成績

Table showing the results of health examinations for prostitutes.

トラホーム検診成績 (昭和十一年)

トラホーム検診成績

Table showing the results of home health examinations.

司法・警察

地方裁判所及區裁判所

地方裁判所	區裁判所
仙臺 福島 盛岡 青森 山形 秋田	古川 郡山 花卷 五所川原 新庄 本莊
大河原 石卷 白河 遠野 鶴ヶ野 大酒田 大館	相馬 二戸 弘前 米澤 代官
登米 平井 岩手 古川 一若 關水	氣仙沼 松水

戶籍事務取扱の役場(昭和十一年十月一日調)

地方	役場	計
仙臺	二	二
福島	二	二
盛岡	二	二
青森	二	二
山形	二	二
秋田	二	二
計	12	12

宮城控訴管内民事事件(昭和十一年)

年度	民事	刑事	豫審	合計	判事一人平均擔當
明治四十四年	1,453	1,511	1,511	4,475	2.3
大正元年	2,548	2,548	2,548	7,644	3.7
大正二年	3,600	3,600	3,600	10,800	5.2

支部設置の區裁判所

支	部	設置の區	裁判所
大正五年九月	新設又は改定	古石白若	一
大正六年九月	新設又は改定	川卷河松	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一
大正六年九月	新設又は改定	野前戸	一

備考 甲、乙は地方事件民事事件の第一審のみおよび豫審。丙は豫審のみを指す。

年度	民事	刑事	豫審	合計	判事一人平均擔當
大正三年	1,453	1,511	1,511	4,475	2.3
大正四年	2,548	2,548	2,548	7,644	3.7
大正五年	3,600	3,600	3,600	10,800	5.2
大正六年	4,652	4,652	4,652	13,956	6.5
大正七年	5,704	5,704	5,704	17,112	8.1
大正八年	6,756	6,756	6,756	20,268	9.6
大正九年	7,808	7,808	7,808	23,424	11.1
大正十年	8,860	8,860	8,860	26,580	12.6
大正十一年	9,912	9,912	9,912	29,736	14.1

備考 本表は民事にあつては第一審(通常、豫審、爲替、人事訴訟及選舉に關する訴訟)控訴、抗告事件を、刑事は第一、二審の刑法犯、特別法犯私訴及抗告の各新受事件を計上した。判事人員は十二月末日現在にして豫備判事は算入せず。

地方裁判所及支部刑事

種別	受理	既済	未済	増減
仙臺	1,234	1,123	1,012	121
古川	1,123	1,012	901	112
石卷	1,012	901	790	111
福島	901	790	679	111
盛岡	890	779	668	111
青森	779	668	557	111
山形	668	557	446	111
秋田	557	446	335	111
計	10,800	9,912	8,860	1,040

司法警察

民事事件

種別	受理	既済	未済	増減
仙臺	1,234	1,123	1,012	121
古川	1,123	1,012	901	112
石卷	1,012	901	790	111
福島	901	790	679	111
盛岡	890	779	668	111
青森	779	668	557	111
山形	668	557	446	111
秋田	557	446	335	111
計	10,800	9,912	8,860	1,040

三四五

種別	受理	既済	未済	増減
仙臺	1,234	1,123	1,012	121
古川	1,123	1,012	901	112
石卷	1,012	901	790	111
福島	901	790	679	111
盛岡	890	779	668	111
青森	779	668	557	111
山形	668	557	446	111
秋田	557	446	335	111
計	10,800	9,912	8,860	1,040

